令和６年12月　３日開会
令和６年12月20日閉会

令　和　６　年　第　４　回
西予市議会定例会会議録

西予市議会

第　1　日

12 月 3 日（火曜日）

令和６年第４回西予市議会定例会会議録（第１号）

１．招集年月日　令和６年１２月　３日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年１２月　３日
　　午前１０時００分
１．散　　会　令和６年１２月　３日
　　午前１１時１６分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森揚子
　３番　山下昌和
　４番　宇都宮久見子
　５番　信宮徹也
　６番　宇都宮俊文
　７番　加藤美香
　８番　中村一雅
　９番　河野清一
１０番　山本英明
１１番　竹﨑幸仁
１２番　小玉忠重
１３番　源　正樹
１４番　井関陽一
１５番　二宮一朗
１６番　兵頭　学
１７番　森川一義
１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　な　し
１．会議録署名議員
　８番　中村一雅
　９番　河野清一
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家一夫
副市長	酒井信也
教育長	宇都宮明彦
総務部長	山住哲司
政策企画部長	大野本敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野静香
産業部長	兵頭章夫
建設部長	三瀬計浩
医療介護部長	浅野幸彦
会計管理者	岩本博文
消防本部消防長	宇都宮憲治
教育部長	谷口佳代
明浜支所長	池田いずみ
野村支所長	土居文人
城川支所長	中城多喜恵
三瓶支所長	藤井兼人
総務課長	山崎徳博
財政課長	安岡克敏
監査委員	正司哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山勇一
議事係長	松本史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　　事　　日　　程

１　会議録署名議員の指名
（８番中村一雅、９番河野清一）

２　会期の決定
（１２月３日～１２月２０日　１８日間）

３　議案第９５号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第９６号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第９７号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９８号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第９９号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について

議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について

議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について

議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

議案第112号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について

議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について

議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)

議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)

議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)

議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)

議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)

議案第122号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)

４　報告第１８号　専決処分事項の報告につい

て

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　会期の決定

3　議案第９５号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第９６号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第９７号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９８号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第９９号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について

議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について

議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について

議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

議案第112号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について

議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について

議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)

議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)

議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)

議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)

議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)

議案第122号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)

4　報告第１８号　専決処分事項の報告について

開会　午前10時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和６年第４回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

令和６年、西予市議会第４回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

第173回乙亥大相撲が11月26日、27日に渡り、開催をされました。昨年から通常どおりの開催となり、今年は西予市合併20周年記念事業ということもあり、多くの市民、ファンの方々に御来場をいただきました。王鵬関、湘南乃海関にも出場いただき、大盛況でありました。準備、調整をいただきました関係各位、地域の皆様の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。今後も乙亥大相撲が貴重な地域伝統行事として長く継承され、地元野村町、西予市の活力とにぎわいをもたらしていただくことを御祈念申し上げます。

報道等で御存じのとおり、国においては所得税控除に関わる103万円の壁の見直し議論が進んでおります。先般、中村愛媛県知事もこの見直しに伴う地方税の減少の影響について、非常に強い懸念があることを述べられたところです。当市におきましても178万円まで引上げられた場合、市税収入や交付税の配分割合からの単純な計算ではございますが、市税、収入でおよそ4.7億円、交付税の影響を含めると、最大で約11億円の減収になるものと見込んでおります。減収に伴う国の補填措置には期待するところであり、国の動向に注視しているところですが、現状でも極めて厳しい本市財政において、さらにその厳しさが増すことは疑いようのないところであり、これを踏まえた財政運営が求められます。

現在、令和７年度当初予算の編成作業に入っているところですが、今般の国の動きも含めこれまでにない厳しさ深刻さを持って臨む必要があると認識をしております。市といたしましては、このような状況を踏まえ、市政運営を将来にわたり、持続可能なものとすべく、各般にわたり今までにない厳しい事務事業の選択と集中に取り組むこととといたしております。市民の皆様、また、議員各位におかれましては、こういう状況を御理解共有いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、８名の議員さんからの一般質問にお答えするとともに、条例の改正廃止、指定管理者の指定、補正予算など、計29件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

議案等の提案理由につきましては上程の際に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますよう、お願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○井関議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますので、お目通しお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、８番中村一雅議員、９番河野清一議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12月20日

までの 18 日間と決定しました。

（日程３）

○井関議長

次に、日程第３、議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第 122 号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」までの 28 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市周木地域づくり活動センターは、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、旧周木小学校を改修し、三瓶町周木地区における地域づくり活動の拠点施設として整備してまいりました。

今回の改正は、令和７年２月に予定している周木地域づくり活動センターの完成に伴い、同センターの位置を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、西予市宇和文化会館の基本使用料等の見直しを行うものであります。

近年、西予市宇和文化会館におきましては、光熱費等の高騰により施設維持経費が増加し、経営を圧迫しているため、近隣にあります文化施設の使用料を参考に基本使用料等を見直し、引き上げるために本条例の一部を改正するものであります。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野福祉事務所長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市三瓶町津布理に設置されている西予三瓶老人憩の家は、建築から 53 年が経過し老朽化が著しいことに加え、旧耐震基準の建物であることから、地震等により安全性が危惧されております。

令和４年 12 月に策定された西予市公共施設個別施設計画により、本施設については、施設の廃止（除却）及びほかの市公共施設への機能移転について、令和７年度までに協議することが示されています。

この方針を受け、幅広い関係者で構成する西予市三瓶老人憩の家の今後の在り方検討委員会を設置し、本施設の今後の在り方について審議検討いただき、委員会の意見を提言書として受領いたしました。

委員会の意見として、建物（ハード）については、建築から 50 年以上が経過し、老朽化が著しいことに加え、旧耐震基準の建物であることから、地震などにより安全性が危惧されるため、市の方針どおり廃止（除却）はやむを得ない。また、機能（ソフト）については、これまで多くの方に地域利用されており、施設の目的に十分寄与しているため、ほかの公共施設へ機能移転することは妥当であり、機能移転先としては、旧朝立ふれあいプラザが最適であるとの提言を受けております。

市の方針と委員会の考えが同意見であったことから、本施設の機能を移転して、令和７年４月から新しい公共施設で供用開始できるよう作業を進めることといたしました。

今回の改正は、現老人憩の家の機能を新たに旧朝立ふれあいプラザへ移転するため、西予市三瓶老人憩の家の位置を変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関す

る条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

先の第２回西予市議会臨時会において、西予市民病院、野村病院、介護老人保健施設つくし苑の指定管理者を公益社団法人地域医療振興協会に指定することについて議決をいただいたところです。本議案は、３施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要となる５条例の改正について議決を求めるものであります。

今回の主な改正内容は大きく３つです。

１つ目は、野村病院の無床化に当たり、病床数、施設名称等の改正を行うものです。医療法の規定により病床数が 20 床に満たない場合、病院の名称を用いることができなくなることから、無床化に併せて、西予市病院事業の設置等に関する条例、西予市病院事業使用料及び手数料条例の２条例について改正を行うこととしております。

２つ目は、本市の組織機構について、医療介護部を廃止し、生活福祉部へ統合することに伴う改正を行うものです。３施設の指定管理に伴い、行政運営の効率化を図る観点から、関連する西予市部設置条例、西予市病院事業の設置等に関する条例、西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の３条例について改正を行うこととしております。

３つ目は、現在、看護師等の養成と確保を目的に、将来市民病院に勤務する意思のある学生を対象に西予市立病院看護師等奨学資金の貸付を行っているところですが、つくし苑にも、奨学金の対象者を配置できるよう、市立病院につくし苑を加えるため、西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例について改正を行うこととしております。

このほか、これらの内容に加えて所要の整備を行うこととしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第 99 号「西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回、全国かまぼこ板の絵展覧会がサントリー文化財団による第 46 回サントリー地域文化賞を受賞しました。この賞は、地域文化の発展に貢献した団体・個人を顕彰するもので、あわせて副賞として 300 万円を西予市にいただいております。

副賞の使途としましては、受賞者のさらなる発展を期待する同賞の趣旨にのっとり、全国かまぼこ板の絵展覧会の活動に活用いただきたい旨の依頼が同財団から添えられております。

そこで、今回の改正は、この副賞や目的が明示された寄附金、民間から寄贈された美術工芸品などを財産として位置づけ、展示施設の環境整備や文化振興に活用できるよう必要な事項を定めるため、条例の改正を行うものです。

続きまして、議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市農林漁業活性化施設条例では、西予市民の交流を図り、生活改善活動及び生きがい活動を創造し、地域社会の活性化の推進を目的として、西予市明浜農林漁業体験実習館、西予市城川ふるさと創作館、西予市野井川高齢者活動促進施設を整備しているところです。

このうち、西予市明浜農林漁業体験実習館は、平成６年に消費者及び地域住民の交流・イベント等交流活動の拠点整備を図り、交流を基幹とした農業・農村の活性化を促進する目的で設置されました。

また、西予市野井川高齢者活動促進施設は、平成 10 年に高齢者の生きがい発揮や女性の能力を生かした営農活動、特産品の研究開発、生活改善活動を行うなど地域の活性化と農林業の振興を図るために設置されました。

今回の改正につきまして、明浜農林漁業体験実習館においては、西予市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の利用等を検討した結果、民間に貸付けて活用することが適当との判断から廃止とし、普通財産化するものです。

また、野井川高齢者活動促進施設につきましては、耐用年数が過ぎ、施設利用も大幅に減少している中で、今後も維持管理に経費がかかり続けることから廃止とするものです。

なお、残る西予市城川ふるさと創作館について

は、継続して管理するに当たり、使用料等を見直しております。これらのことから、西予市農林業活性化施設条例から、西予市明浜農林漁業体験実習館及び西予市野井川高齢者活動促進施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第101号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市渓筋農林水産物処理加工施設は、市内において生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作・研究及び販売活動等を行うことにより、地域農林水産物の流通・販路の拡大と地域農業者の生産・経営意欲の向上を促進し、農林水産業の振興並びに農山村地域の活性化を図ることを目的としております。

本施設は平成 15 年に建設され耐用年数も過ぎておりますので、西予市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の利用等を検討した結果、譲渡し活用することが適当との判断となったことから、当条例を廃止し普通財産化するものです。

続きまして議案第102号「西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市明浜農産物集出荷施設は、明浜町特産品の産地直送体制を整備し、農業者と消費者等の交流に基づく自主的な村づくり活動と、生産及び生活のための近代化条件の改善を推進することを目的としております。

本施設は、平成６年に建築され 30 年が経過しておりますが、西予市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の利用等を検討した結果、民間に貸付けて活用することが適当との判断となったことから、当条例を廃止し、普通財産化するものです。

以上、４議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

議案第103号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会に供することを目的に整備された施設であり、現在、一般財団法人宇和文化会館が管理運営しております。

このたび、本施設の指定管理者候補として、非公募により、令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの５年間、現管理運営者の一般財団法人宇和文化会館を選定いたしましたので、その選定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、これまでの実績、運営方針等を審査した上で、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取組や経営努力等を総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野福祉事務所長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第104号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

当施設は、利用者の健康増進、社会参加及び自立支援を促進し、地域共生社会を実現することを目的として設置し、令和２年４月から、西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例第４条の規定により、指定管理者を選定して管理を行っております。

このたび、指定管理期間の満了に伴いまして、指定管理者の公募を行い、現在の指定管理者である社会福祉法人西予総合福祉会を候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、西予総合福祉会の運営方針等を審査し、施設の利用促進、安定的な管理運営、地域との連携、令和２年からの指定管理者としての実績等を総合的に勘案し、これら施設の管理を行わせることが適当と判断したものであります。

なお、西予総合福祉会の概要及び施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第 105 号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 13 年度に建設されたもので、市内で生産された農産物の処理・加工・出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を通じて、農家所得の向上と地域雇用の創出、及び地域活性化を図る施設として、位置づけられている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、株式会社グリーンヒルを指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の決議を求めるものであります。

選定の理由としましては、施設開設以来 22 年間一貫して管理運営を行ってきており、すぐれた製造技術の確立とともに、順調な販売実績を達成していること。さらに、先進的な取組として、ＦＳＳＣ22000 の認証によって、商品の安全性の向上と徹底した品質管理に努めていること。地域農業振興並びに地域雇用の安定を図っていること。また、今後も製品の販売を株式会社ファンケル関連会社が担うことが想定されるため、西予市、東宇和農協、株式会社ファンケルが合同出資した当該会社による運営が妥当であることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして議案第 106 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

本施設は、漁業経営の安定に資するため、平成９年３月に漁船の定期的な点検補修施設施設として、漁港管理、改修事業により整備されたものです。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、愛媛県漁業協同組合明浜支所を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について、議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、漁船の船揚を対象とする中で、利用者の大半が漁協組合員であること。また、船揚時等の事故に際しても、損害保険対応を熟知しており、万全の体制が図られていること。加えて、指定管理に移行以来 16 年間、一貫して管理運営を行ってきており、運営に関するノウハウが蓄積され、今後も適切な事務処理、及び健全な運営が期待できることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして、議案第 107 号「西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 11 年度に建設されて以来、西予市産の農林水産物や農産加工品の販売、地域食材を活用した食の提供等で大きな実績を上げてきており、市を代表する施設となっております。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、株式会社どんぶり館を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、施設開館以来 24 年間一貫して管理運営を行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されているとともに、経営的にも安定した収益が確保されていること。また、平成 26 年４月には道の駅登録を受けたことから、さらに県内外に認知され、年間約 49 万人にも及ぶ利用者が訪れるなど、西予宇和インターチェンジ付近の立地条件を生かした市の玄関口としての施設運営実績があり、加えて、地域産品の販売拠点及び観光情報の発信拠点としての負託にこたえる人的・物的能力を持った会社であることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして議案第 108 号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成５年度から６年度にかけて建設

されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進を目的としております。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、東宇和農業協同組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、当組合は、施設開設以来 30 年間一貫して管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること。さらに、健全経営と効率的な運営がなされてきた結果、地域農業者の経営意欲の向上と経営体質の強化を図るための実績が認められること。加えて、当施設は、当組合の畜産部及び愛媛県酪連の総合事務所として活用されており、本市の畜産拠点施設として定着していることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして議案第 109 号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成６年度に野村町畜産総合振興センターの関連施設として建設され、酪農、肉用牛等畜産経営における購入飼料のコスト低減と高品質畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と飼料供給システムの構築により、経営安定を図ることを目的とした施設です。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、施設開設以来 30 年間、一貫して管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積蓄積されていること。さらに、これまでの経営状況の分析によって、健全経営と効率的な運営及び畜産農家の生産性向上に寄与するなどの実績が認められることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして議案第 110 号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 17 年度及び 18 年度に整備され、西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的としている施設です。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、大野ヶ原環境施設組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、本施設は、事業計画の段階から地元組合で施設の管理運営を行わせることが条件となっており、施設整備の事業完了と同時に地元畜産農家を主体とした当組合が設立され、施設開設以来 18 年間一貫して管理運営を行ってきました。大野ヶ原地域は県内有数の観光地でもあり、今後も畜産振興とあわせて、景観に配慮した適正適切な管理運営が必要とされる中で、当組合は、目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されており、今までも適切な運営がなされてきた実績からも、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして議案第 111 号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、畜産農家が抱える糞尿処理問題及び家畜排せつ物法への対応のため、平成 15 年度及び 16 年度に整備された施設です。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により東宇和農業協同組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、当組合は、施設開設以来 19 年間、一貫して管理運営を行ってきており、堆肥生産に関するノウハウが蓄積されていること。堆肥の生産者である畜産農家と利用者である耕種農家のほとんどが農協組合員であり、農家の生産活動に密着しているとともに、堆肥原料の確保・堆肥利用の連携が容易であること。また、生産資材等の物販業務を行っており、流通コストの低減と西予市ブランドの堆肥供給が図られていることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

以上７議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第 112 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど議案第 98 号において、野村病院の無床化に伴う条例改正について提案をさせていただきました。先の第２回西予市議会臨時会において、西予市民病院、野村病院、介護老人保健施設つくし苑の指定管理者を公益社団法人地域医療振興協会に指定することについて議決をいただいたところですが、今回の条例改正に伴い、管理を行わせる施設の名称について変更が生じることから、このことについての議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 113 号「西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について」提案理由の御説明を申し上げます。

当該事務の委託につきましては、令和７年４月以降に、八幡浜地区施設事務組合から脱退した後も引き続き、三瓶地区の住民が安心して、休日や夜間に急病や軽度の怪我に対して適切な医療を受けられるよう、一次救急休日・夜間診療所の利用や必要に応じた二次救急機関への転送など、一次救急休日・夜間診療に関する業務を、八幡浜地区施設事務組合に委託し、地域住民の安心を確保することを目的とするものです。

本議案は、当該事務の委託に関しまして、地方自治法第 252 条の 14 第３項に準じて適用される第 252 条の２の２第３項の規定に基づき、関係団体の議決を経る必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 114 号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、南予地方水道水質検査協議会の構成団体である津島水道企業団の解散に伴う脱退により、南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数を減少させ、協議会規約を改正することについて、地方自治法第 252 条の６の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 115 号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び組合規約の変更について」及び議案第 116 号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、愛媛県市町総合事務組合から地方自治法第 286 条第１項、及び第 289 条の規定に基づく、愛媛県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分に関する協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

その内容でございますが、同組合の構成団体であります、津島水道企業団が、本年度末をもって解散をし、組合から脱退することに伴い、同組合の規約を変更し、同企業団の財産を同組合へ帰属させるものでございます。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 117 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、現在、臨時会議において審議されてお

ります国の経済対策に関する予算と令和７年度に向けての本市の予算編成について触れさせていただきます。

まず、今回の国の補正予算については、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保を柱に、全ての世代における現在・将来の賃金・所得の増加を目指すため、各種施策を講じるものとなっております。その中でも物価高の克服として取り組む関連予算においては、物価高の影響を受ける低所得者世帯への現金給付をはじめ、生活者・事業者支援として実施する事業に対する重点支援地方交付金の追加、高水準が続く、燃料油価格の激変緩和措置の延長、電気・ガス料金の負担軽減など、市民の皆様の生活を支える施策が示されております。

これまでも物価高騰等に対する生活者及び事業者支援策を講じてまいりましたが、今回は、低所得者世帯への支援として、住民税非課税世帯一世帯当たり３万円を目安とした給付金とともに、同世帯のうち、子育て世帯については、子ども１人当たり２万円を加算し支給するものであります。

また、国から交付される重点支援地方交付金を活用し、保育・教育、農林水産業・商工観光業など、各部門において既に取り組んできました生活者・事業者への負担軽減策を検証するとともに、市内の現状を把握した上で、必要とする効果的な支援策を現在、計画しているところであります。

国の動向を注視し、今後、速やかに予算化するよう努めてまいりますので、議員の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

続いて、本市の令和７年度予算編成については、第２次総合計画に基づく事業の重点化、人口減少対策の推進、豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進、適正な収支バランスがとれた財政構造の実現と４つの柱を掲げ、全ての事務事業に対する効果検証とともに、取捨選択、経費の見直しなどを行うなど、各部局の創意工夫により、経費縮減に努め、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性などの観点で、予算の中身を重点化した編成とし、加えて、国・県補助金等の確保、新たな財源調達に努めるよう取り組んでおります。

今後の財政運営につきましては、これまでの議会における一般質問答弁等にお伝えしておりましたとおり、慢性的になりつつある赤字体質からの脱却に向けて、また、今後迎える財政難のピークを乗り越えるために、直ちに行財政改革に取り組まなければなりませんが、適正な収支バランスの実現目標のハードルは非常に高く、計画的かつ集中的な改革でなければ実現は困難であると考えております。

このことから、令和７年度予算編成とともに、令和８年度以降の集中的な行財政改革の着手を見据え、改革事業等の洗い出し作業を行っているところであります。財政状況及び今後の財政運営方針につきましては、引き続き情報を提供し、市民の皆様に御理解いただくよう努めていく所存でございますので、議員の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算でございますが、公共施設における電気料金や施設修繕などの維持管理経緯をはじめ、各事業について、年度末の実績を見込み増額する予算、令和５年度事業の事業費確定に伴う国庫負担金等の返還、金融機関の金利上昇に伴う預金利息の積立、市立西予市民病院の安定的経営を支援するための予算のほか、急を要する経費を計上いたしております。その主な内容でありますが、予算書の款別に御説明を申し上げます。

まず総務費では、三瓶老人憩いの家の移転に要する経費を計上し、民生費では、市内の福祉避難所として指定した児童福祉施設において、避難所会設置に必要となる備品の購入等に要する経費を、また、障害者支援サービスにおける利用者の増加や児童の医療費助成における受診件数の増加に伴い、年間所要額に不足する経費を計上するものであります。衛生費では、西予市民病院の安定的な運営を支援するための経費を、農林水産業費では、イノシシやニホンジカ等の有害鳥獣捕獲頭数が増加しており、捕獲に対する補助金を増額計上いたしております。教育費では、令和７年３月に宇和運動公園を主会場として開催されるシクロクロス大会の運営経費の一部として、同大会実行委員会への負担金を計上するものであります。シクロクロスとは、舗装路や土、芝、砂利、泥など様々な路面状況を織り交ぜた短距離コースを走る自転車競技であり、近年では、西予市出身選手が、全日本選手権大会で優勝した実績もある競技種目であ

ります。今後、同大会の開催案内等については、情報を発信してまいりますので、大会への参加や、多くの方が来場され、御声援をいただきますようお願いをいたします。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債及び基金繰入金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、議決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ７億 7447 万 2000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 316 億 7011 万 1000 円と定めるものであります。

また、債務負担行為補正では、新年度開始前に、業者選定等に事務手続が必要とする業務について、期間及び限度額を設定し、地方債補正では、対象事業費の増減に伴い、限度額を変更するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕。

○井関議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

議案第 117 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」について予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げます。

13 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費、市有財産維持管理事業 162 万 8000 円でありますが、現在、普通財産として維持管理しています旧朝立ふれあいプラザについて、令和７年４月から西予市三瓶老人憩の家として供用を開始するため、老朽化した空調機器の更新に要する工事請負費を計上し、整備するものであります。

15 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、福祉避難所機能強化整備促進事業 145 万 1000 円でありますが、福祉避難所として新たに指定した社会福祉法人が運営する児童福祉施設、認定こども園２施設において、避難所開設時に必要となるベッドやポータブル電源、ＬＥＤ投光器、スポットクーラー備蓄物置などの購入に要する経費を計上するものであります。財源として、福祉避難所機能強化整備促進事業費県補助金を充てております。

同じく民生費、1 項 4 目障害者福祉費、障害者総合支援給付事業 1 億 2068 万 9000 円でありますが、障害福祉サービス等の報酬改定、サービス利用者の増加、居宅介護支援対象の拡大等による影響を見込み、年間所要額に不足する負担金を増額計上するものであります。財源として、障害者自立支援給付費国庫負担金及び県負担金を充てております。

16 ページをお開き願います。

同じく、民生費、2 項 1 目児童福祉総務費、子ども医療費助成事業 1844 万 6000 円でありますが、高校生までを対象とする児童医療費助成について、年度を通しての受診件数の増加見込みにより不足する医療扶助費及び手数料、計 1826 万円を計上するとともに、令和５年度における未熟児養育医療費等国庫負担金について事業費確定に伴い、既に受入れている同国庫負担金の返還が生じたため、償還金 18 万 6000 円を計上するものであります。また、放課後児童健全育成事業 606 万 5000 円でありますが、社会福祉法人等が運営している市内９つの放課後児童クラブについて、運営業務委託料を算出する項目となります。基本額、開所日数加算、長時間開所加算及び処遇改善加算などの基準単価が増額改定され、当初の年間所要額に不足する委託料を増額計上するものであります。財源として、子ども・子育て支援交付金及び子ども・子育て支援事業費県補助金を充てております。

18 ページをお開き願います。

4 款衛生費、3 項 1 目病院費、西予市民病院事業会計繰出事業 4 億 3834 万 9000 円でありますが、医業収益が伸び悩んでいる中、西予市民病院の安定的な経営を支援するため、運営に要する経費等に対しての負担金を計上するものであります。

19 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、2 項 2 目林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業 2704 万 2000 円でありますが、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマの捕獲頭数が増加しており、農作物等の被害防止のため捕獲に対する補助金を増額計上するものであります。その中で、イノシシにつきましては、今年度９月末までの６カ月間で 1674 頭捕獲され、

前年度捕獲数の約 2.3 倍、予算も約 80%執行している状況で、今後も捕獲頭数の増加を想定するものであります。財源として森林環境譲与税基金繰入金を充てております。

23 ページをお開き願います。

10 款教育費、7 項 1 目保健体育総務費、保健体育総務費庶務事業 100 万円でありますが、令和７年３月に宇和運動公園を主会場として、自転車競技となりますシクロクロス大会を開催するため、開催地として、運営経費に対する負担金を計上するものであります。今年度、県内では、11 月に内子町で開催され、翌年１月には東温市で、３月には西予市及び鬼北町で開催予定となっております。

次に、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書は 12 ページにお戻りください。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金、5 億 7950 万 5000 円でありますが、今回の補正予算の財源不足を調整するため同基金から繰り入れるものでございます。

続いて、20 款諸収入、5 項 4 目雑入、療養給付費負担金返還金 3625 万 2000 円でありますが、令和５年度の愛媛県後期高齢者医療広域連合の決算に伴い、構成団体として負担している療養給付費が精算され、同負担金返還金を受け入れるものでございます。また、その他雑入 300 万円でありますが、本市の事業であります全国かまぼこ板の絵展覧会が公益財団法人サントリー文化財団から、芸術、文化、伝統の保存・継承等の活動を通じて、地域の文化向上と活性化に貢献した団体等として、サントリー地域文化賞を受賞し、副賞として拝受したものであります。今後の同事業運営等の財源として、文化振興基金に積み立てることといたしております。

予算書は５ページにお戻りください。

債務負担行為補正として、議会だより印刷製本費から、給食センター病原性腸内細菌検査業務委託まで、今年度中に契約締結を行う必要がある業務、合計 12 件を追加し、期間及び限度額を設定いたしております。

６ページをお開き願います。

最後に、地方債補正としまして、起債対象事業費の増減などの調整によりまして、旧合併特例事業では 640 万円を減額し、限度額を 13 億 4920 万円、過疎対策事業では 270 万円を増額し、限度額を 16 億 3460 万円に定めるものであります。

以上、補足説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 118 号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金等の返還額の確定に伴う償還金並びにマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う経費等について増額するとともに、財政調整基金繰入金を増額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 2215 万 9000 円を追加し、事業勘定歳入歳出予算の総額を 46 億 9134 万 6000 円と定めるものであります。

次に、新診療施設勘定予算について御説明申し上げます。今回の補正は、周木診療所の電気料の不足に伴い、光熱水費を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 15 万 4000 円を追加し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を 1 億 907 万 3000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 119 号「令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みに伴う介護給付給付費の増額に合わせて、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金等の増額を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ２億 3795 万 9000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 65 億 2627 万 4000 円と定めるものでございます。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 120 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第３号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、西予市浄化センターほか５施設の維持管理業務における令和７年度の債務負担行為を設定するものであります。

現在稼働中であります各施設の維持管理業務につきましては、農業集落排水から公共下水道へ統合する予定の永長浄化センター・神野久浄化センターを除き、引き続き令和７年４月１日から業務を実施する必要があることから、今年度内に該当業務の受託業者の決定等の事務を進めるため、債務負担行為を設定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第 121 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、指定管理移行に伴う退職手当特別負担金、特別昇給、開設準備資金並びに患者搬送等に伴う委託料を計上し、西予市民病院の経営状況の改善を図っていくため、一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

第２条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を４億 4908 万 4000 円増額し、総額を 44 億 721 万 4000 円とし、収益的支出では３億 2634 万 6000 円増額し、総額を 49 億 6546 万円といたしております。

第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第４条の他会計からの補助金の補正についても、表のとおり改めております。

第５条の債務負担行為では、令和７年度からの指定管理に係る市が負担することが適当と認める額について、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、議案第 122 号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、指定管理者制度への移行に伴う職員の退職手当特別負担金、特別昇給の増額を行うものでございます。

第２条の収益的支出の補正につきまして、施設事業費用を合計 1755 万円増額し、総額を６億 8491 万円としております。

また、第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費についても、表のとおり改めております。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

（日程４）

○井関議長

次に、日程第４、報告第 18 号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第 18 号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定されております市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり２件の専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月９日は午前９時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午前11時16分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　中村　一雅

同　　議員　　河野　清一

第　２　日

12 月 9 日（月曜日）

令和６年第４回西予市議会定例会会議録（第２号）

１．招集年月日　令和６年１２月　９日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年１２月　９日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和６年１２月　９日
　　午後　０時０６分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森揚子
　３番　山下昌和
　４番　宇都宮久見子
　５番　信宮徹也
　６番　宇都宮俊文
　７番　加藤美香
　８番　中村一雅
　９番　河野清一
１０番　山本英明
１１番　竹﨑幸仁
１２番　小玉忠重
１３番　源　正樹
１４番　井関陽一
１５番　二宮一朗
１６番　兵頭　学
１７番　森川一義
１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　な　し
１．会議録署名議員
１０番　山本英明
１１番　竹﨑幸仁
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家一夫
副市長	酒井信也
教育長	宇都宮明彦
総務部長	山住哲司
政策企画部長	大野本敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野静香
産業部長	兵頭章夫
建設部長	三瀬計浩
医療介護部長	浅野幸彦
会計管理者	岩本博文
消防本部消防長	宇都宮憲治
教育部長	谷口佳代
明浜支所長	池田いずみ
野村支所長	土居文人
城川支所長	中城多喜恵
三瓶支所長	藤井兼人
総務課長	山崎徳博
財政課長	安岡克敏
監査委員	正司哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山勇一
議事係長	松本史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　　事　　日　　程

１　会議録署名議員の指名

（１０番山本英明、１１番竹﨑幸仁）

２　一般質問

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　一般質問

開会　午前９時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に 10 番山本英明議員、11番竹﨑幸仁議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、13番源正樹議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13番源正樹議員

おはようございます。

議席番号13番、源正樹です。

本日は早朝より大変寒い中、傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。井関議長より発言の許可を得ましたので、通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問を行います。

今回は、財政についてお尋ねいたします。質問を通じて、我がまち西予の市政発展と住民福祉向上の一助となれば幸いです。

平成16年の西予市誕生から20年が経過しました。平成の大合併と呼ばれる市町村合併で、全国の市町村数は、平成 10 年の 3,232 団体から、現在の1,724団体へと大きく減少しました。愛媛県内でも、合併により70の市町村が20の市町となりました。

この背景には、地方分権の推進、少子高齢化の進展、国と地方の厳しい財政状況、日常生活圏の拡大等の状況がありました。そして、これらを踏まえた場合に、市町村の行財政基盤を強化するとともに、より効果的、効率的な行政運営の実現を図るために、市町村合併を行う必要があったとされています。

近年、西予市の財政状況は厳しさを増しております。令和６年９月 27 日に、愛媛県総務部行財政推進局市町振興課が令和５年度決算における速報値として、「目で見て分かる市町財政」において、県内 20 の主要な財政指標と順位が公表されております。それによれば、単年度収支から財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた実質単年度収支は３億7510万円の赤字で県内第15位。人件費、扶助費、公債費等のように、毎年経常的に支出される経費に、地方税や普通交付税等の経常一般財源がどの程度充当されているか示した経常収支比率は97.5％で第19位。公債費による財政負担の度合いを示す実質公債費比率は 12.9％で第 19 位。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は68.4％で第19位。基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去３年間の平均値である財政力指数は0.24で第15位であり、県内自治体の中でも下位に属しております。

総務省から、財政状況類似団体比較が公表されています。類似団体とは全ての市町村を対象に国勢調査をもとにした人口と産業構造の２つの要素を基準に分類し、同じ分類となった全国の市町村を指します。県内 11 市のうち、令和４年度に同じ市町村類型であったのは大洲市、八幡浜市、伊予市、西予市の４市であります。

市ホームページに掲載された令和４年度財政状況資料集にある市町村財政比較分類表、普通会計決算では、類似132団体との比較において、経常収支比率は、団体平均 92.3％で第 123 位、実質公債費比率は平均8.9％で第114位、将来負担比率は平均 15.7％で第 105 位、財政力指数は平均0.38で第124位です。平成29年度の同資料で確認すると、西予市の経常収支比率は 90.4％、実質公債費比率は8.5％、将来負担比率は47.6％、財政力指数は 0.24 でした。類似 128 団体との比較において、経常収支比率は、団体平均 92.2％で第 37 位、実質公債費比率は、平均 9.8％で第

49位、将来負担比率は平均53.2%で第55位、財政力指数は平均0.39で第119位でした。ここからも、近年、財政状況が急速に悪化していることが読み取れます。

これに伴い、基金も大きく減少しています。基金の年度末現在高総額は平成28年度の144億2434万9000円から令和５年度には107億4522万2000円となり、36億7912万7000円減少しています。特に、財政調整基金は、平成28年度の48億3092万1000円から、令和５年度には、18億8243万5000円となり、29億4048万6000円減少しています。

当初予算歳入における繰入金のうち、財政調整基金からの繰入が平成27年度の１億3531万4000円から令和６年度には８億2658万円に増加しています。財政調整基金からの繰入をしないと予算編成ができない状況が続いています。

このまま財政調整基金が減少すると予算編成ができない、大規模災害等が発生した場合、機動的に対応できない可能性があると考えます。本来ならば、地方交付税の合併算定替特例が、令和２年度から一本算定に移行するまでに、対策を講じる必要がありましたが、平成30年７月に発生した西日本豪雨災害や令和２年から長きにわたり続いた新型コロナウイルス感染症対策の影響があり、財政健全化への取組が進まなかったと認識しています。この大変厳しい現状を念頭に、財政健全化に向けた取組についてお尋ねをいたします。

まず、市債及び公債費についてお伺いします。自治体における公債の主なものは、国で言う建設国債であり、公共施設、道路橋梁、上下水道、小中学校等の建設や防災減災対策など、多岐にわたる社会資本整備に使われます。整備された公共物は、将来世代も使用するため、市債の償還期間を施設の耐用年数に合わせ、費用を世代間で分かち合うことは合理的であり、世代間の税負担の公平性を図ることができます。

西予市誕生後に、市の最上位計画である総合計画等に基づき、旧合併特例債や過疎対策事業債などを中心に起債され、遅れていた社会資本整備を積極的に進めてこられた結果であり、一概に悪いものではありません。

しかしながら、市債発行額が増加し、それに伴い公債費が高止まりしており、財政に大きな影響を及ぼしています。令和６年度当初予算において、歳入である市債は34億8700万円、歳出である公債費は41億8596万1000円ですが、令和７年度以降の市債及び公債費の見通しについてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

本日は一般質問に当たりまして早朝より、傍聴にお越しいただきまして厚く御礼申し上げます。師走に入り、今年も残すところ、ひと月を切りました。何かと気ぜわしさを感じるとともに、体調管理にも気を使わなければならない時期でもありますので、御留意をいただきたいと思います。

さて、本日から３日間にわたりまして８名の議員の皆様から一般質問をお受けをいたします。それぞれの質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答し、専門的・技術的な分野につきましては各部長を中心として回答させていただきますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは源議員からの市債及び公債費の見通しについてお答えをさせていただきます。

過去10年間におけます一般会計の市債発行額、つまりは借金の決算推移を見てみますと、市債が40億円を超えた年度が６回ございます。そのうち２回は50億円を超えており、最高は55.2億円となっております。その結果といたしまして、返済にあたる公債費が急激に上昇し40億円を超える状況となっており、財政運営上の深刻な事態を招いております。そのため、令和５年度当初予算編成からは、市債の借入額に上限を設け、段階的な抑制に取り組んでおりまして、令和５年度決算における市債額は26.8億円に縮減をいたしております。

今後の見通しでございますが、令和６年度で旧合併特例債の適用が終了し、消防本部署庁舎や養護老人ホーム三楽園の建設など、継続中の大型事業がおおむね一区切りとなります。令和７年度以降におきましては、臨時財政対策債及び災害分を除きまして、当初予算ベースでの市債として、25 億円の上限額の設定をいたしまして、既に中長期的な事前調整を進めております。当初予算ベースで 25 億円未満に抑制できる見通しとなっております。なお、市債の発行額を大幅に抑制をするということは、インフラや公共施設の整備を抑制するということでもございますのでその点、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に借入金の返済にあたる公債費でございますが、過去 10 年間における推移を見てみますと、当初は 30 数億円の返済が続いておりました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、市債の発行額が膨らんだことによりまして、返済にあたる公債費も増加し、令和２年度以降の決算額では 40 億円を超えております。公債費は、借入後の元金据置き期間が３年程度ございますので、元金の返済が始まるまではタイムラグがございます。そのため、実際の施設整備借入時期からは、数年遅れて財政に影響が出てくるということになります。

今後の見通しでございますが、令和９年度から 10 年度あたりには、さらに上昇いたしまして、46 億から 47 億円辺りをピークということで、その頃に迎える見通しとなっております。その後は、市債発行の上限設定の設定の効果によりまして、減少傾向に転じるというふうに見込んでおりますけれども、公債費が 40 億円を下回るのは、令和 13 年以降の見通しでございまして、今後６、７年は 40 億円台の返済が続くことになると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

２点再質問いたします。

まず１点目、公債費が 40 億円台で高止まりするとのことですが、どの程度の公債費であれば、安定的な財政運営が行うことができるのか、まずお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

本市の財政規模で言いますとどの程度の構成比であれば安定的な財政運営を行えるのかということについてお答えさせていただきます。

公債費につきましては、一定割合の交付税措置がございますが、その点も考慮した上で、試算をいたしますと年間の公債費が 25 億円以下であれば、本市として安定した財政運営を行うことができる目安であると考えておりますが、公債費の縮減には、中長期的な時間が必要となります。まずは、30 億円以下を目標に取り組みたいと考えております。

ちなみに、近隣市町の状況でございますけれども、令和５年度決算における公債費は、大洲市が 32 億円、八幡浜市で 26 億円でございます。本市の公債費は、今後、46 億円から 47 億円あたりのピークを迎え、当面 40 億円台で高止まりする見通しでございます。近隣の市と比較をいたしましても、公債費の影響が顕著であり、その財源の確保が重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

それではもう１点、現在の市債残高についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市債残高につきましてお答えをいたします。

平成 26 年度の市債残高は 341 億円でございました。一方、令和元年度には 402 億円となり、その後 400 億円前後で高止まりをいたしておりました。令和５年度から市債の上限を設けている、そういった効果によりまして、令和５年度決算におきましては 384 億円に減少をいたしました。

ちなみに、近隣の市の状況でございますけれども、令和５年度決算で大洲市が 330 億円、八幡浜

市が 229 億円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

それでは次に、実質公債費比率についてお伺いします。

推移を見ると、平成 17 年度は 13.9%、最大であった平成 19 年度が 14.0%でありました。それから年々減少し、平成 29 年度には 8.5%と最も低い状況でしたが、令和５年度決算における実質公債費比率は 12.9%であり、年々増加をしております。令和７年度以降の実質公債比率の見通しについてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

実質公債費比率の見通しにつきましてお答えをいたします。

実質公債費比率は一般会計等の負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさをあらわす指標で、資金繰りの危険度を示すものでございます。

本市は、令和５年度決算の３年平均値で 12.9%でございますが、この指標が 18%を超えますと市債を発行する際に、国の許可が必要になります。

また、財政破綻を防ぐため 25%が早期健全化の基準とされておりまして、この基準を超えますと、財政健全化計画の策定など、国が関与してくることとなっております。本市におきましては、平成 29 年度決算で 8.5%であったものが、その後右肩上がりに上昇し、令和５年度決算で 12.9%に達しました。国が示します 18%、25%の基準には達してはおりませんが、そもそもこの基準に達しますと、国が関与してくるということになりますので、その前に、自主的な再建が必要不可欠であると考えております。

本市の財政力を踏まえて試算をいたしますと、まずは７から８%以下が目標となりますので、国の基準には達していないものの、現状の 12.9%というのは、市としての危険水域に到達しているものと認識をいたしております。

今後の見通しでございますが、実質公債費比率は 13 から 14%辺りをピークに、将来的には、市債の上限設定の効果による公債費の縮減とともに、令和 11 年度あたりからは実質公債費比率の減少に減少いたしまして、完全に転じるものと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

１点再質問ですが、公債費及び実質公債費比率の指標が改善されれば、財政は健全化するという理解でよいのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

今後、公債費の縮減が大きく進み、その裏づけといたしまして実質公債費比率の改善が進めば、財政運営が改善傾向にあることは、そのとおりでございます。

しかしながら、本市の財政悪化の要因は、従来から御説明をしております通り、公債費の課題のほかにもう１点ございまして、それは、合併算定替制度の終了によります普通交付税の減少の影響、つまりは、15 億円を超える歳入の減少に見合う行財政改革ができていないことにございます。

この課題の対処もあわせて行わなければ、赤字体質から脱却し、財政運営が安定化するということは不可能であると考えております。加えて、重大な懸念事項が生じております。本市が慢性的な赤字体質ということは、これまでも申し上げてきたところでございます。毎年度貯金を取崩して財政運営を行ってまいりました。

しかし、貯金に当たる財政調整基金が令和７年度当初予算編成後の期首時点で、僅か数億円になる見通しでございます。赤字体質からの脱却に向け公債費の縮減対策とあわせ、そもそも基金に依存しない抜本的な行財政改革を早期に実行しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

次に、人件費についてお伺いします。

令和６年 10 月に愛媛県人事委員会より、月例給、特別給ともに３年連続の引上げ、特に月例給は 30 年ぶりの高水準となる引上げが勧告されました。

民間給与の上昇が続いており、月例給について、令和４年は 0.28%、５年は 1.08%、本年６年は 2.93%、３カ年合計で 4.29%の引上げが勧告されています。令和５年度決算における人件費は 50 億 1323 万 1000 円であり、構成比で 16.1%を占めていますが、西予市における影響についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

人勧によります影響額についてお答えをいたします。

今回の人事院勧告等によります企業会計を含めた市全体の影響額は、およそ３億 5000 万円となっております。そのうち一般会計分といたしましては、およそ２億 2000 万円となっております。ただし、各種手当の実績によります調整をあわせて行うため、一般会計における自主的な補正予算額といたしましては、およそ 1 億 5000 万円を想定いたしております。

今後は、国の動向を整理した上で、改めて上程をさせていただきたいと考えております。また、義務的経費の人件費が財政運営を圧迫する状況が続いており、定員管理計画により職員の 50 人削減に取り組んでおりますが、人事院勧告によります給与改定の影響が、その削減効果を上回っているといった状況でございます。そのため、人件費抑制の見通しが立たない状況となっております。今後の給与改定の状況や、職員の退職状況等を加味しながら、適切な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

あわせまして、厳しい財政状況下におきましては、行財政改革の一環として、業務の見直しや効率化、ＩＣＴの積極的な活用による働き方改革の徹底が重要であると認識をいたしております。既に、時間外勤務手当につきましては縮減に取り組んでいるところでございまして、令和５年度決算におきましては時間外勤務手当、およそ一般会計分で 1 億 2000 万円となっておりますが、その 50%削減を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

次の質問に移ります。

昭和 40 年代から 50 年代にかけ、高度経済成長期を背景に、増大する行政サービスにこたえるため、多くの公共施設等が整備されました。施設の老朽化に伴う更新が必要となり、修繕費や維持管理費も大きな負担となっています。令和４年 12 月に公共施設等総合管理計画が改定されました。また、同年同月に策定された、公共施設個別施設計画が策定されました。

この管理計画の改定内容、個別施設計画の策定目的についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画におけるインフラの維持更新等を着実に推進するため、中期的な取組の方向性と整備の基本的な方針に基づき、平成 28 年３月に策定をいたしました。本市公共施設の在り方について基本的な考え方を示したものでございます。

その後、国のインフラ長寿命化基本計画のロードマップに基づき、同計画の個別施設ごとに、安全性、必要性、有効性、効率性の観点から課題を整理いたしまして、施設の安全性の向上や効率的な維持管理など、最適化を実現するためのアクションプランとして、個別施設計画の策定に取りかかり、令和４年 12 月に候補公共施設等総合管理計画の改定とともに、個別施設計画を策定いたしました。改定内容につきましては、施設類型ごと

の管理に関する基本的な方針を定めるとともに、分類されます個別説明書と、その概要を列挙し、具体性の高いものといたしました。

個別施設計画では、建物に係る建築年数や利用状況等の基本状況をもとに、現状と課題を整理いたしまして、分析・評価した結果をソフトとハード、機能と施設・建物本体に分けまして、維持、建て替え、譲渡、廃止などの方向性を示し、全ての公共施設の施設運営について評価したものとなっております。

しかしながら、計画は策定をいたしましたが、この計画に基づく具体的な再編の動きにまでは現在至ってない状況でございまして、議員が冒頭申されたように、改めて市町村合併の目的である行財政基盤を確立するという意義、そして、現下の人口減少社会の社会の到来等を踏まえて、公共施設の統廃合、集約、機能移転をより一層加速させていかないといけないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

次に、事務事業の見直しについてお伺いします。

令和４年度と比較して、経常収支比率が5.090％急増しています。要因として、電気料、燃料費の価格高騰による物件費の歳出増加や類似団体と比較して、人件費と公債費が多額となっていることも要因と分析されております。経常収支比率が上昇する中、既存事務事業の見直しが必須と考えますが、どのように取り組まれるのか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

既存事業の見直しをどのように取り組むのかという点につきましてお答えをいたします。

赤字体質からの脱却に向けまして事務事業の見直しによる行財政改革の必要性につきましては、繰り返して申し上げてきたところでございますが、経常収支比率が上昇しているということは、人件費、公債費、扶助費といった削減が難しい義務的経費に加え、施設の経常的経費等が圧迫しているそういった状況にあるということでございます。

つまりは、今以上に一般財源を確保するためには、事務事業を思い切って整理する必要がございまして、そのためには、通常の予算査定の中だけで事業費を削減するという従来の手法では、もはや、困難であると痛感もいたしております。

この財政危機を脱却するためには、事務事業、イベント、補助金等の休止・廃止・削減等に踏み切るとともに、先ほど申し上げました公共施設の統廃合をより一層加速させ、さらには、公債費や人件費の義務的経費の圧縮対策に取り組むなど、働き方改革やデジタル化の推進などによる生産性の向上など、あらゆる分野で全庁的な行財政改革に一体的かつ集中的に取り組む必要がございます。

そのためには、各種補助金等を含めた全ての分野において聖域なく、改革案の洗い出しをする作業が必要となってまいります。

現在、令和７年度当初予算の査定を進めておりますが、７年度予算とは別枠で、集中的な行財政改革の前段ということで、まずは改革案の洗い出し作業を進めているところでございます。洗い出した内容につきましては、今後、さらにその課題、またその手法等の精査を重ねた上で、最終的には行政経営戦略会議の中で、個々の事案について、その可否を議論することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

令和６年 11 月 18 日に、各部局が予算案を編成する上で、基本的な留意事項などを示した令和７年度予算編成方針が公表されていますが、その内容についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和７年度予算編成方針の内容についてお答えをいたします。

令和７年度予算編成の概要版につきましては市のホームページで公表をいたしておりますが４つの柱を掲げております。

１つ目に、第２次総合計画に基づく事業の重点

化。

２つ目に人口減少対策の推進。

３つ目に、豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進。

そして、４つ目に適正な収支バランスがとれた財政構造の実現、そして、持続可能な財政基盤の構築に向け、赤字体質からの脱却を図るため、財源確保と歳出予算の抑制を強化し、基金に依存しない予算編成を目指すことといたしております。

加えまして、今回の予算編成方針におきましては、赤字体質を脱却する中で、適正な収支バランスの実現目標として、財政調整基金の当初予算投入額及び期首残高の目標を掲げております。

１つ目に財政調整基金の当初予算投入額を段階的に縮減をし、令和 11 年度当初予算編成時の取崩額におきましては３億円以下にする。

２つ目に令和 11 年度当初予算編成後における財政調整基金の期首時点の残高を 10 億円以上とする。

３つ目に後年度の公債費に係る一般財源の抑制を目指すため、市債の発行額は、臨時財政対策債・災害分を除きまして、25 億円以下とする。このようにいたしております。

これらの内容は、令和 8 年度から令和 10 年度までの３年間の集中的な行財政改革の取組によって、令和 11 年度の当初予算編成後における目標基準として設定をするものでございます。この３年間は、市民の皆様にも御負担をおかけすることになろうかと思いますが、まずは、この期間の改革によりまして、赤字体質の改善及びその先の財政運営にめどが立てば、引き続きの改革の維持や、努力が当然必要ではございますけれども、災害に備えた基金残高の確保、また、市民サービスの向上へと徐々に回復するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

１点再質問します。

厳しい財政見通しと予算編成方針を示されていますが、現在の基金残高の総額は、一般会計の令和５年度末の期末残高で 107 億 4522 万 2000 円であり、それらを活用することで、財政運営は可能ではないか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在の基金を活用した財政運営ができないかという御質問でございますが、先ほど公債費が今後償還のピークを迎え、高止まりをするということを御説明をいたしましたが、当然その財源が必要であるところ、財政調整基金が事実上、枯渇する見通しとなっております。そのため、公債費の償還財源といたしましては、減債基金及び公共施設整備基金の全て 20 億円を投入し、今後の償還ピークを乗り越えたいと考えております。

その他の基金は、今回の改革の洗い出しの中で、基金の再編、基金条例の廃止によります一般財源化も検討してまいりますが、それら、既に使途が決まっており、自由に活用できないものが多くございます。つまりは、見かけ上、全体では基金の残高があるように見えますが、一般財源としての活用ができるものはほとんどないといったことになります。

こうした状況を踏まえますと、そもそも基金に依存する赤字体質から脱却しなければ、単に貯金を取崩し将来世代に難題を先送りしているだけにすぎないということになります。それらを解決するため、市町村合併の目的であります行財政基盤の確立に向けた抜本的な行財政改革が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

最後の質問項目となります。

健全な行財政運営を持続するために、市民の皆様、そして市職員の理解と協力が不可欠です。この厳しい財政状況について、周知と理解を深めるために、どのように取り組まれるのか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま源議員から市民と市職員への周知と理解を深める取組についての御質問でありましたのでお答えさせていただきます。

議員が御指摘いただいたように財政健全化の取組においては、市民の皆様の御理解と御協力、そして市職員においても、同じ方向性を持って取組することが重要であります。

市民の皆様には広報紙、ケーブルテレビ、また市ホームページなどを通じまして、情報提供に努めているとこでありますが、財政の中身は大変複雑で金額も大きく、非常に分かりにくいということもございます。近年は一般家庭に置き換えまして、会計をモデルによりまして、情報の共有に努めているところでございます。

次に職員への周知、そして理解を深める点でございますけれども、予算編成に当たっては、事前に臨時の部長会、課長会を開きまして、今後の財政運営について説明をし 11 月８日には改めて事務説明会を開催をいたしまして、主任級以上の職員 250 名以上の参加により、財政状況を共有したところであります。今後の財政難を乗り越えるに当たっては、将来を担う若手・中堅職員とともに力を合わせて取組を進めていきたいと思いますし、必要があります。毎年度若手・中堅職員を対象とした財政学習会を実施しておりますが、今後も引き続き、財政の基礎知識について研修を行うこととしております。

予算査定においても全職員参加型の議論のほか、危機脱却プランのアイデア募集などによりまして、行政改革案の洗い出しを行っているとこでございます。

今後、市民の皆さんとそして財政の危機感を共有するために、市内部で検討を進めるこれからの行財政改革の取組は随時お知らせをするとともに、適切な時期に、改めて市の今後の財政運営方針を示したいとそのように検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

財政健全化に向けた取組について、様々な角度から質問し、丁寧かつ真摯な答弁をいただきました。

西予市は、自主財源が少なく、財政基盤が脆弱であり、高齢化率が高いことから、非課税世帯も多く、今後、市税の大幅な伸びを期待するのは難しいと認識しています。答弁の中で、各種補助金等を含めた全ての分野において、聖域なくゼロベースとした洗い出しをする作業が必要になるとの発言もありました。行財政改革による業務効率化、事業の抜本的見直しを進めると同時に、市民の皆様にも、行財政についての現状と将来見込みについて正しく分かりやすくお伝えすることが必要です。将来にわたり持続可能な行政運営を行うためには、早期に財政健全化を実現しなくてはなりません。市に必要な事業を厳選して実施しつつ、財政健全化に向けた取組を迅速に進めていただくよう、重ねて申し上げ、一般質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩９時 45 分）

○井関議長

再開いたします。（再開 10 時 00 分）

次に、４番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

おはようございます。

議席番号４番宇都宮久見子です。

開会日の議案説明の際に、市長から財政状況の説明があり、赤字体質脱却の必要性を感じる大変厳しい説明でありました。

私自身も最近いろいろな方と話をする中で、出てくる話は、昔はもっと地域に人がいたのに、全然いなくなってしまったんよ。子どもたちもよそに家建てたんよ。仕事が回らんのやけど誰か働く人おらんかなと人口減少の話や、西予市ってお金ないんやろう。これから大丈夫なんという財政の話。このような内容が多いように感じます。

人口減少や財政の問題は、西予市に限らず、全国的に問題視されていることではありますが、地域住民サービスは低下させることなく、守るものは守り、変革の中で、様々なことにチャレンジしたり、アップデートさせていくことが、私たちのふるさとを守り発展させていくためには必要です。

今回はそのような気持ちで質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、財源の確保についての質問ですが、先ほどの源議員の質問で、財政健全化や歳出の見直しの質問がありました。山住部長の答弁も大変厳しい内容でありました。私は、財源を確保すること。一家庭や企業で考えると、出ていく支出を減らすか、入ってくる収入を増やすかという考えの中、収入を増やす部分で質問をさせていただきます。

現在、財源を増やす取組として、どのようなことを行っているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財源確保の取組につきましてお答えさせていただきます。

まず１点目でございますけれども、財源確保を目指す際に、億単位での増加が見込まれるものが、ふるさと納税でございますが、令和５年度のふるさと納税の決算額は約５億円でございます。市へ寄附をいただきましたふるさと納税は、寄附金として歳入予算に受け込み、ふるさと応援基金への積立を行っております。基金からの取崩しの際には、返礼品等の経費が 50％程度生じるということになりますけれども、残りの 50％は、市の事業へ予算充当いたしております。

近隣の市におけますふるさと納税の状況でございますけれども、八幡浜市で 23 億円、愛南町で 18 億円となっておりまして、財源を増やす取組としては、ふるさと納税の推進に力を入れておるところでございます。

そして次に、市有財産の処分につきましては、遊休資産の売却、無償譲渡とともに、消防本部署跡地の売却、西予市土地開発公社から引継ぎました分譲宅地の販売、そういったものを含めまして、公共施設総合管理計画を一層推進していくため、それぞれの関係する部門への人員配置など、推進体制も強化をし、取り組んでまいる所存でございます。

そういったことを踏まえまして資産売却による財源確保にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

財源の確保は、ふるさと納税と遊休財産の積極的な処分とのことでしたが、過去にどのような市財産遊休財産の処分が行われたのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

遊休資産これは普通財産となりますが、その処分の実績につきましてお答えをいたします。

過去 10 年間の実績のうち、直近の主なものといたしましては、令和３年度に愛南町にございました山林及び流木を土地 365 万 7000 円、流木で 679 万 2000 円で売却をいたしております。過去 10 年間で見ますと、売却件数が 11 件、売却額の合計は 3371 万 5000 円の実績でございます。普通財産につきましては、現在、遊休資産として土地 98 件、建物 66 件を管理をいたしておりますが、今後の課題として、これは議会からも御提言をいただいておりますが、積極的な資産の売却処分につきましては、令和５年度に売却可能資産を整理し、その第１弾といたしまして、市のホームページに公表をいたしているところでもございます。

しかしながら、この件についての問合せはあるものの、現在のところ売却実績は上がっておりません。今後、売却促進に向けまして先ほど御答弁いたしました、人員体制の強化も含めて対応をしてまいりたいと考えております。

また、今年度中におきましては、先ほどのホームページの公表の第２弾といたしまして、さらに売却可能資産を整理をいたしまして、分筆が必要となる土地など諸条件がつく物件もございますけれども、売却資産として 55 件を市のホームページに公表する予定といたしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

売却に向けた様々な取組を行っているとの答弁

でありました。今後、人員体制の強化や、第２弾の取組で進んでいくことを期待しております。

次に、現状の課題と今後考えておられる新たな取組や施策、今後の展望についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財源確保のための課題と今後の展望についてお答えをいたします。

まずその前に歳入の状況について御説明をさせていただきたいと思います。一般会計、令和５年度決算におけます歳入は 325 億円でございます。このうち、地方交付税、譲与税、国県補助金、市債などの依存財源が 238 億円でございますので、差引き 87 億円が市の自主財源でございます。この自主財源 87 億円の内訳でございますけれども、そのうち市税が 33 億円、貯金であります基金からの取崩しで 22 億円、前年度からの繰越金が 17 億円、これら３項目の合計で 72 億円で自主財源の８割以上を占めている現状にございます。基金の取崩しも、繰越金も、財源確保策としては当てにできるものではございません。また、貴重な自主財源の一つである市税につきましては、合併後、28 億円から 32 億円で、20 年間ほぼ横ばいで推移をいたしておりまして、産業構造が脆弱な本市におきましては、市税がいきなり３億円増える、５億円増えるといったようなことは簡単に望めるような状況ではございません。

その上で、これら以外の自主財源といたしましては、公共事業をする際の受益者の分担金、公共施設を利用した際の使用料や入館料、事務手数料、また、ふるさと納税の寄附金、財産を売却した場合の財産収入のほか、諸収入・雑入がございまして、これらの合計は 15 億円程度ございます。そのため、財源確保を行うということは、この 15 億円をどれだけ増やすことができるのかということになります。

この中で唯一、億単位での財源確保が期待できる施策というものが、先ほど申し上げましたふるさと納税しかないと考えております。しかも、ふるさと納税につきましては、リピーターが確保できれば、毎年度の収入が期待できる面もございます。推進体制の強化、返礼品のブランド化など、売り込む戦略が急務であると考えておりまして、組織体制の強化も踏まえて、行財政改革の一環として、抜本的なてこ入れが必要であると考えております。

また、住宅団地、消防署跡地などの市有財産の売却を積極的に進めることも重要であると認識をいたしておりまして、ふるさと納税同様に、売り込む戦略が不可欠であると考えております。このほか、庁舎・地域づくり活動センター・学校跡地などの空きスペースを企業や団体等に貸付を行い、徴収いたしました貸付料を施設の維持管理費等に財源転換していくことも考えられております。

また、公共施設の使用料や手数料につきましても、物価上昇に伴う改定、また、減免規定等の見直し案、そういったことも考えておるところでございまして、維持管理費の一部として財源確保に努めてまいりたいと考えております。

こうした財源確保にも取り組んでまいりますけれども、億単位で安定的な財源といたしましては、繰り返しになりますけれども、実質的にふるさと納税以外にはないと考えております。その上で、抜本的な歳出抑制による財政改革を断行するしかないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

積極的に売り込む戦略を進めていただきたいと思います。答弁の中にありました、庁舎や学校跡地などの空きスペースを企業や団体に貸付けすることも考えているということでありましたが、具体的な計画があればお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

庁舎等の空きスペースの活用の予定についてお答えをいたします。

令和７年度から子育て支援と不登校問題の一体的な対応、解決を図るため、本市の組織再編体制の強化に伴い、教育部は市役所本庁舎内に移転し、現在教育部の事務所として利用いたしております

教育保健センターの３階は空きスペースになる予定でございます。

現在、同スペースはコミュニケーションの活性化、柔軟な働き方の実現、新しいアイデアの創出を目的といたしましたオフィス改革によりまして、可能な限り壁を取り払ったオープンスペースとなってございます。そこで、このスペースを有効に活用するため、既にありますデスクでありますとか、椅子に加えまして、Ｗｉ－Ｆｉ、プリンター、鍵つきロッカーなどを整備し、囲いのある貸事務所とは異なる、簡単なパーテーション等で区切られたシェアオフィスとして民間事業者等への貸出を検討しているところでございます。

また、オープンスペースを活用してコミュニティー活性化のためのイベントやワークショップの開催など、様々な利用の方策については今後の運用を通して検討を進めてまいりたいと考えております。

同様の他の公共施設におきましても、コスト削減と効率化を図るために、統廃合や集約について検討を進めるとともに、これにより生まれました空きスペースの貸付をはじめとした柔軟な対応を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

令和７年度から教育保健センターの教育部移転ということで、空いたスペースをシェアオフィスとし、民間事業者へ貸出しを検討しているとの答弁でした。

私も、米博物館のシェアオフィスを利用されている方から、今はネット環境があれば、どこでも仕事ができる。自宅でするよりも外に出たほうがオンオフの切替えができる。このような場所を増やしてほしいとの話を聞いたことがあります。新たな取組はどんどん進めていただきたいと思います。

手段は何にせよ、西予市が魅力あるものでなければ、市民はもちろんのこと市外の方には興味を持ってもらうことも難しいと思います。西予市内にはたくさんの頑張っておられる企業や団体の方もいらっしゃいます。その方々の力も借りながら、西予市に関わる人全てが一丸となり、西予市を守り発展させていくためにも、様々な角度から意見やアイデアを吸い上げていっていただき、常に前向きにチャレンジし、ますます発展していく西予市になるよう期待するとともに、私も西予市民として、一議員として努めていきたいと思います。

次の質問に移ります。

市内小中学校の再編についてです。

人口減少の中で、子どもたちの数も年々減ってきております。子どもたちは、集団の中で多くの友達の様々な考え方に触れ、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら、社会性を身につけていきます。

しかし、学校の小規模化が進むと、人間関係が固定したり、新しい友達が増えなかったりすることから、友達関係の中で、新たな考え方や物の見方に出会える機会が少なくなる可能性があります。

また、人間関係の固定化や序列等が生じないように、各学年でクラス替えの必要もあります。市内の全ての児童生徒に、平等かつ質の高い教育を行うためには、学校規模を適正化し、小規模校が抱える学校規模に起因する様々な教育課題を解決することで、教育効果を発揮する必要があると考えます。

そこでまず、小学校の再編計画と今後の方針についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

小学校再編計画の現状と今後の方針についてお答えいたします。

西予市の小学校再編につきましては、児童数の将来的な動向や学校施設の状況を踏まえ、平成 21 年に策定いたしました西予市小学校再編計画に基づき、宇和地区を除く４地区におきましては、明浜、城川、三瓶が各地区１校に再編され、野村は惣川小学校、大野ヶ原小学校及び野村小学校の３校に再編しております。

宇和地区につきましても、同計画に基づき、再編を図ることとしておりましたが、平成 28 年度と 29 年度に小学校区単位で実施しました説明会では、将来はともかく、今は再編の必要性は感じていないとの御意見が多く、再編に向けての機運

の高まりは感じられず、再編には至りませんでした。

現在におきましても、機運の高まりに大きな変化は生じていないと教育委員会ではとらえておりますが、宇和町地域における児童数の推移をはじめ、良好な教育環境を確保するため、令和５年３月に西予市宇和町地域小学校再編計画書を策定し、令和 14 年度の再編をめどに、５年前の令和９年度には、具体的な検討を行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

宇和町以外の小学校は、城川、三瓶が各地区に１校、野村は３校に再編済みということで、宇和地区は令和９年度から検討するということでありました。

当面の問題は、宇和地区の小学校になるようですが、令和５年３月に策定された西予市宇和町地域小学校再編計画の中に西予市では、西予市教育振興基本計画の重点目標の一つとして掲げている生きる力を育む学校教育の推進において、学校、家庭、地域の連携・協力により、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、健康、体力をバランスよく身につけさせ、社会の一員としてたくましく生きていく力を育成することとしており、それを実現するための一つとして一定規模以上の集団の中で競い合い、互いを高めようとする力がさらに養われることや、多様な価値観に触れ多様な人々と関わる力や協調性を身につけることが重要です。と記されております。

先ほどの答弁で、再編に向けての機運は高まっていないとありましたが、小規模校、大規模校、それぞれのメリット、デメリットがあり統廃合により地域から学校がなくなることや、再編ばかりがひとり歩きすることは危惧いたしますが、実際、今の宇和町内の小学校において、生徒数の減少によって問題はないのか改めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

宇和町内の小学校における生徒数減少による問題は生じていないかについてお答えさせていただきます。

宇和町内の小学校において、今年度は１校３学級が複式学級による指導を行っております。また、令和７年度にはさらに１校１学級の複式学級が増える予定です。

また、小規模校におきましては、地域によっては登下校が少人数になり、安全面を心配する声もあります。それらを踏まえまして、各小学校におきましては、授業形態の工夫や安全指導の徹底など、小規模校の特性を生かした丁寧な対応がなされております。

しかしながら、集団の中で、多くの友達の様々な考えや価値観に触れ、多様な人間関係の中で、幅広い社会性を身につけることが重要であると考え、現在、宇和町内の小学校の再編を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

宇和町内でも、平成 29 年に、明間小学校が皆田小学校と再編されました。

当時の児童数や保護者の方々の御意見など、再編時と再編後の現状を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

まず、再編当時の児童数についてお答えいたします。

再編前となる平成 28 年度の児童数につきましては、明間小学校が 27 人、皆田小学校が 60 人でありましたが、再編後の平成 29 年度には、転入生を含めた 99 人の児童数により、新生皆田小学校がスタートいたしました。

また、保護者の皆様の御意見につきましては、西予市小学校再編計画に基づく、明間小学校と皆田小学校の段階再編について、校区内の児童及び、未就学児の保護者 103 世帯を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、約 88％の方々が再編に合意されるとともに、住民説明会の際に実施いたしましたアンケートにおきましても、約

86%の方々が合意されたことから、明間小学校児童の保護者や地域からも再編の要望が高まり、先行再編が正式に決定いたしました。

また、再編後の状況についてでございますが、新しい学校環境になじんできた再編の半年後に児童、保護者及び教員を対象に、明間・皆田小学校再編に関するアンケートを実施いたしました。その結果、学校や授業が楽しいと答えた児童は、約96%に上り、また、保護者につきましても統合はよかった。または、どちらかといえばよかったと答えた方々があわせて約 81%となり、児童、保護者、どちらも多くが統合に関してよかったと感じていることが示されました。さらに、教員からは、子どもたちが互いに、自他の長所や短所を知ることができ、よりよい生活習慣に気づくきっかけが増えたことや、水泳や陸上などの放課後の体力づくりに活気が出てきたとの意見が寄せられました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

アンケートの結果を聞いて安心いたしました。

再編前の明間小学校児童数が 27 名ということは、現在の多田小学校の児童数とほぼ同じぐらいじゃないかなと思います。

現在は、再編の機運は高まっていないとのことでありましたが、今までも様々な形で変化してきた再編計画であります。今後、児童、保護者の方々の意向を注視いただきたいと思います。

次に、中学校再編の状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

中学校再編計画の現状と今後の方針についてお答えいたします。

まず、市内中学校生徒数の現状についてでございますが、市内には５校の中学校がありますが、本年５月１日現在における５校の合計の生徒数は790 人となっており、平成 25 年度の生徒数964 人と比較いたしますと 174 人、18%の減少となっております。

また、現在の西予市における 13 歳未満の子ども数のみを考慮した中で、昨年度生まれた子どもが中学校に入学する令和 18 年度における各中学校の生徒数を試算いたしますと、明浜中学校が現在の 41 人から 9 人減の 32 人に、宇和中学校が449 人から 152 人減の 297 人に、野村中学校が157 人から 94 人減の 63 人に、城川中学校が44 人から 26 人減の 18 人、三瓶中学校が 99 人から 66 人減の 32 人となり、市内全体の生徒数が現在の 790 人から 347 人減少し 44%減の 443 人となる状況でございます。

次に、中学校の施設状況でございますが、個別の学校の状況としましては、野村中学校校舎が築51 年を経過し、外壁の爆裂によるモルタルの剥落が見られ危険であることから、令和４年度に外壁の全面改修を行い、当面の安全確保に努めたところでございます。宇和中学校校舎につきましては、法定耐用年数の 60 年を経過している教室等もあることから、現在、建て替えの必要性を判断する耐力度調査を進めているところであり、今後、調査結果に応じて対応を検討する必要があると考えております。また、三瓶中学校校舎につきましても、築 47 年が経過していることから、本年度実施しました調査により老朽化が進んでいるという指摘があり、今後の対応について検討が必要となっております。

以上のことから、宇和、野村、三瓶の３校につきましては、老朽化が著しい状況にあることから、生徒の安全性を確保するためにも、建て替えなどを実施する時期を迎えていると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

現在、５校で 790 人、令和 18 年には 443 人と驚きの人数でありました。

中学校といえば学業と同じくらい、部活動が盛んなイメージでありますが、現在の部活動は生徒数を要因とした問題は起きていないのか改めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇井関議長

谷口教育部長。

〇谷口教育部長

先に先ほどの答弁で、三瓶中学校が 99 人から 66 人減の 32 人と申しましたが、33 人の誤りですので訂正させていただきます。申し訳ありません。

今ほどの御質問で、各中学校の部活動の現状についてお答えいたします。

現在、三瓶中学校が運動部６、文化部１の計７部活動、明浜中学校が運動部３、文化部ゼロの計３部活動、宇和中学校が運動部 15、文化部４の計 19 部活動、野村中学校が運動部７、文化部３の計 10 部活動、城川中学校が運動部５、文化部１の計６部活動となっております。

そのうち、今年度の総体以降、合同で活動を行っているものが２種目あり、どちらも部員不足により合同部活動の形態をとっております。

種目の１つ目が女子バスケットボール部で、野村中、宇和中、三瓶中で活動を行い、大会にも合同チームで参加しております。

２つ目が軟式野球部で宇和中と三瓶中で１チーム、野村中と城川中で１チームを編成し、それぞれ合同で活動を行っております。御承知のとおり令和４年 12 月に国から発出されました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、部活動を地域に移行する方針が示されており、将来的には、これまでのように中学校区ごとに活動を行うのではなく、市内全域で地域クラブ活動を行っていくことが想定されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇井関議長

宇都宮久見子議員。

〇４番宇都宮久見子議員

部活動を地域に移行し、市内全体で地域クラブ活動を行っていく予定ということで、私たちのイメージしている部活動とは少しイメージが変わってくるのかなと思いますが、少子高齢化の中、このあたりもアップデートが必要なことであると思います。

学業と同じくらいウエートを占める部分だと思いますので、今後、生徒の将来の夢のきっかけになったり一生の思い出となる地域クラブ活動の体制が整うことを期待しております。

小学校でも、中学校でも、学校の授業やクラブ活動、部活動で水泳がありましたが、全ての小中学校にプールを設置することは必要なのか、改めて再質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇井関議長

谷口教育部長。

〇谷口教育部長

全ての小中学校にプール設置が必要なのかについてお答えいたします。

文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準を定める学校設置基準におきましては、プールは必須施設とはされておりません。

現在、市内小中学校において、城川中学校にはプールを設置しておりません。また、明浜小学校は明浜中学校のプールを、大野ヶ原小学校は惣川小学校のプールをそれぞれ利用している状況にございます。

また、小中学校学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合には、水泳の指導を取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとされており、城川中学校におきましては、保健体育の授業において事故防止に関する授業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇井関議長

宇都宮久見子議員。

〇４番宇都宮久見子議員

ありがとうございます。現在もプールのない学校は、近隣の学校のプールを利用したり、座学をしたりという対応をされているとのことでした。

プールは一例であったのですが、再編計画のある小学校や老朽化の進む中学校で、このような施設設備は全学校に必要なのか。各学校になくてもこの施設はこの学校を使うとか、公共の施設を利用するなど、学校や生徒の行き来があることで、児童生徒の交流になることもあるかと思います。子どもたちの教育に支障がない範囲で、未来を見据えた施設整備をお願いしたいと思います。

加えての再質問になりますが、先ほどの答弁の中で、宇和、野村、三瓶中学校の校舎の老朽化が著しいとの答弁がありました。中学校の在り方も

早急に決定しながら、建て替えるのか、修繕するのか、修繕の必要はないと判断するのか差し迫った状況と考えます。必然的に、今後５校の存続は厳しいものと考えますが、生徒に危険が及ばないように建て替えるにしても、部分的に修理しても、再編になり、校舎は要らなくなったということのないよう再編計画を立て、進めていく必要性があると思います。

そこで、西予市としてはどのような方針や計画があるのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮教育長。

○宇都宮教育長

市としての方針、計画についてお答えいたします。

まず、学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び生活をする場であります。そのためには、安心と安全が十分に確保された施設でなければならないと考えております。先ほど教育部長が答弁いたしましたように、市内の宇和、野村、三瓶、この３つの中学校は校舎が古く、老朽性が著しく、将来的には大規模な改修、建て替えの時期が迫ってきております。

また一方で、市内の中学校の生徒数は、将来的に大幅な減少も見込まれております。このような中で市内の中学校の施設の整備するためには、まずは現在の５校の校舎の状態、次に、生徒数の推移、そして通学が可能な校区の設定、考え方、そして地域へ移行しました部活動の状況と様々な要件を総合的に勘案した中で、学校の規模の適正化と配置を検討していかなければならないと考えております。

教育委員会といたしましても、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を整備するためにも、まずは保護者の皆様、そして市民の皆様からの御意見を聞いた中で、市内の中学校の再編、統合が必要と判断した場合には、的確な時期に検討・協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

学校の再編に関しては、様々な立場の方が様々な意見を持っておられます。簡単な問題ではないことは理解しておりますが、急激に子どもが増えるといった絵空事ではなく、実際の児童生徒の教育や学校生活がすばらしいものとなるような環境が、今後ますますつくられますことを期待しております。

最後の質問に移ります。

消防団についてです。

消防団の方々におかれましては、日々、私たちの安心安全を守っていただいており、大変感謝いたしております。つい先日も、自宅のポストに防火標語のビラを配っていただいておりました。これを見ると年末が来るなと毎年感じております。

そこでまず、現在の西予市消防団の在り方、組織体制の現状を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありました、西予市における消防団の在り方、現状の組織体制についてお答えをいたします。

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害等による被害を軽減し、傷病者の搬送を適切に行うことと法で定められております。

なお、消防団員の職務、任用、給与及び身分等については、西予市消防団条例に定められており、消防団員は消防団長の指揮監督を受け、消防団活動に従事しております。

さて、現状の組織体制についてですが、西予市消防団長、副団長が本部３役として西予市内を統括し、旧町単位で方面隊長、副方面隊長を置き、行政区レベルで、分団長、副分団長のもと、部長、班長、団員が従事している体制でございます。また、消防団員の条例定数は 1,752 人、実団員数は 1,598 人でありまして、団本部５方面隊、26 分団 83 部の体制でございます。

本市は、議員御存じのとおり、広大な面積を有しており、各地域における消防力を確保するため、適材適所に消防詰所などの拠点を配備し、消防本部と消防団の連携により、消防の任務に従事して

いる状況でございます。
以上、答弁とさせていただきます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮久見子議員。
○４番宇都宮久見子議員
消防団員条例定数に実団員数が足りておりませんが、近隣市町の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮消防本部消防長。
○宇都宮消防本部消防長
御質問ありました、近隣市町の現状についてお答えをいたします。
まず、近隣市町における消防団条例定数は、令和 6 年 10 月現在で多い順に、宇和島市 2,184 人、西予市 1,752 人、大洲市 1,603 人、愛南町 950 人、内子町が 850 人、そして八幡浜市が 757 人でございます。
なお、条例定数の上位３市においては、管轄面積の広さと管轄人口におおむね比例したものとなっております。また、全ての市町において、実団員数が定数割れの状況となっております。
以上、答弁とさせていただきます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮久見子議員。
○４番宇都宮久見子議員
西予市も含め、実団員数が定数割れの状況との答弁でありました。これも人口減少の折、致し方ないことかもしれませんが、最近では、消防団の再編をちらほらと耳にするようになりました。それも含め、現状の課題と今後の展望を伺います。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮消防本部消防長。
○宇都宮消防本部消防長
御質問ございました、現状の課題と今後の展望についてお答えをいたします。
現在、全国的にも消防団員の成り手不足による人員の確保と団員の高齢化が問題とされておりまして、本市においても、人口減少化が追い打ちとなり、喫緊の課題となっております。
今後の展望についてでございますが、本市では、可能な限り消防力を維持することを前提に、部の統合に伴い、統合詰所の建設や車両の規模軽減、軽量化することにより、団員数の見直しを含めた消防団再編計画案を作成しているところでございます。
以上、答弁とさせていただきます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮久見子議員。
○４番宇都宮久見子議員
消防団再編計画案を作成中とのことでありましたが、どのような内容なのかお尋ねいたします。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮消防本部消防長。
○宇都宮消防本部消防長
ただいま御質問ありました、再編計画の内容についてお答えをいたします。
再編計画は、令和８年度からの運用開始を予定としております。令和 16 年度には部の統合により、83 部から 70 部に、詰所は 87 棟から 76 棟に、団車両は 97 台から 91 台、条例定数は 1,752 人から 1,303 人となる計画でございまして、課題解決に向けた協議を重ねているところでございます。
また、部の統合には、統合詰所の建設が必要となる場合がございます。隣接する地域で、建設場所の選定など、地域住民の御理解と御協力が必要になりますことから、事前の打合せなど、慎重審議行う計画でございます。
以上、答弁とさせていただきます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮久見子議員。
○４番宇都宮久見子議員
再編は、令和８年度からということでありましたが、既に詰所が統合している地域もあります。今後もそのような詰所が増える計画なのか、今後の方針についてお尋ねいたします。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
宇都宮消防本部消防長。
○宇都宮消防本部消防長
御質問ありました、統合詰所に係る今後の計画

についてお答えをいたします。

詰所は、更新計画に基づき、建て替えを行っております。これまで更新時期がきて、今後の再編を見込んで、統合詰所を建設した実績がございまして、令和４年度には皆田と下川の詰所を統合し、令和６年度には、高山１部、２部の詰所を統合詰所に建て替えております。また、令和７年度には西山田と山田の詰所を統合する建設を予定しており、今後、再編計画に基づき、詰所の更新を進めていくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

詰所が統合されると、詰所の数が減りますし、詰所までの距離が遠くなる地域の方もいらっしゃるかと思います。そうなると、消防力の低下につながる不安などはないのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

統合詰所にすることにより、消防力の低下につながらないかとの御質問にお答えいたします。

今回の再編計画は、事前に地元消防団との協議を行い、消防団車両に必要な人員を確保した上で検討し、管轄区域の調整をするなど、消防力の低下とならないよう進めているところでございますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

消防力の低下にはつながらないよう進めていただいているということで安心しましたが、これからもしっかりと地元消防団の方々との協議をしていただきたいと思います。

最後に、消防団の方々が行われております行事がたくさんあると思います。恥ずかしながら議員になり、初めて出初式や操法大会を見せていただいたときは感動いたしましたし、今でも圧巻です。

出初式に関しては、年頭の行事として広く市民に、消防職員、消防団の旺盛な士気と消防力を示し、市民に安全の重要性を体感する機会を提供し、あわせて防火思想の普及を図ることを目的とする操法大会は、迅速かつ安全に行動するため、定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会で、大変歴史ある行事と理解しております。しかしながら昨今、出初式の廃止や在り方を変えたり、操法大会を廃止する地域もあると聞きます。そういう行事へ参加させられるのが嫌だから、消防団には絶対に入りたくないというような声を聞くこともあります。寂しいような、このような問題もアップデートが必要なのかと思うところではございますが、そのような中、行事の在り方について西予市の今後の方針をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、行事の在り方についてお答えをいたします。

消防団行事につきましては、現在、消防出初式、消防操法大会、夏季訓練会、年末夜警などを年間通して実施しております。また、消防出初式、消防操法大会については、各班から様々な御意見がございますので、今後、消防団と協議を重ねまして、行事の在り方について検討を進めていくところでございます。中でも消防操法大会は、伝統的に基本的な消防技術を継承してきたものととらえておりますが、議員御指摘のとおり、全国的にもより実践的な訓練へアップデートしている報告もあり、西予市でも若い世代から要望が上がっているところでございます。

近年、様々な建物構造に対応する消防戦術や密集した地域における連携した消火活動など、応用的な技術訓練指導も必要であると認識しておりまして、消防団から要請される訓練内容にも反映しているところでございます。また、大地震や風水害などの大規模災害時における消防団の指揮命令系統の確立など、連絡体制、情報収集訓練も必要であると考察しておりまして、今後、消防団とも訓練の在り方について検討していくものとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○４番宇都宮久見子議員

今までの伝統歴史を築かれた方々への感謝を忘れず、現在の団員の方々、未来の団員の方々が、消防団活動に邁進できる消防団となることを期待いたしております。

以上で質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 10 時 54 分）

○井関議長

再開いたします。（再開 11 時 10 分）

次に、９番河野清一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

議席番号９番河野清一です。

議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、行政の進めている西予市市民病院野村病院、つくし苑の医療改革に伴う指定管理者の指定が、７月 22 日の臨時議会において、くしくも賛成９、反対８で可決されました。もう残念でありませんけれどもその後も、市民、いろいろな方から、いろいろな機会に医療改革に関する情報を問われておりますが、臨時議会後に、議会に対して開示された情報は、９月 18 日の行政報告会それと、10 月 30 日の西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の２回だけであります。なかなか詳しいことが行政からおりてこない。問いましても、なかなか協会からの返答がないとか、まだ協議中であるという答弁といいますか、答えでして、行政からおりてきていないのが現状であります。

管家市長が言われる地域医療を守るために行う医療改革は、医療従事者の確保がかぎを握っていると思います。臨時議会可決後、いや、それ以前からではありますけれども、医療従事者は指定管理制度の導入に対する職場の変化、あるいは個人、家庭の将来像など、今後の激変に大変不安な日々を送っていると聞いております。それに鑑みまして、７月 22 日議決後の動きについて問いたいと思います。

９月 18 日に行政報告会がありました。先ほども申し上げたとおりであります。その時点での病院の職員数でありますけれども、９月 18 日の報告会におきましては、８月１日時点で、正職員 240 名、会計年度任用職員 161 名という報告でありました。合計 401 名であります。

しかし、11 月 21 日に西予市の医療関係者の職員組合との意見交換会におきましては、８月１日現在の在職者数は 394 名であるという話でありました。そこら辺の差、さらには、８月 30 日経歴書を提出された職員について、同じく９月 18 日の報告会で報告されております。提出状況につきましては、正職員 199 名、会計年度任用職員 86 名という説明であります。合計 285 名でありますけれども、その中に、その後でありますけれども 10 月 30 日職員の協会への移行状況ということで、特別委員会で報告がありました。その時点では、対象者 180 名となっております。10 月 30 日で、なぜ経歴書提出者が合計 285 名なのに、180 名しか意向調査が、意向調査といいますか、状況に反映されていないのか。

それと、協会の採用内定者状況であります。先ほどの 11 月 21 日の医療従事者との意見交換会の中では内定者が 241 名という資料が出されております。これは、市当局と職員組合との話合いで出された数字でありますので、241 名というのが本当であると思いますけれども、８月１日現在職員数が 394 名、内定者が 241 名、これほど 150 人ほどの職員がもう私は嫌だと言って出ていこうとしていいのでしょうか。

さらには、協会からの内定通知者の中には、不採用の通知があったと聞いております。その不採用の内容の詳細を教えていただきたいと思います。

さらに、来年４月１日に協会に移行するということでありますのでその時点で、何人の職員が要るのか。今年の８月１日では 394 名が在職したわけでありますけれども、今、240～250 名であります。300 名に足りたら、協会へ移行して、西予市立病院の３棟を開き二次救急を集約し、野村病院の無床化の営業し、つくし苑の開苑ができるのかとそういった職員数をお尋ねいたします。

さらには、先ほども言いましたけれども、医療従事者がどんどん減っているという現状であります。数字のとり方いいますか、対象者の取り方、あるいはその時点時点で変わるのは仕方ないと思いますけれども、医療従事者を止めないためにするための対策、あるいは職員の募集活動、マイナビ、リクナビ、新聞広告、あるいは職員からのお友達紹介などを挙げられておりますけれども、それで何名の募集人員確保ができたのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの河野議員からの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、冒頭に数字のばらつきあるということで、御指摘ございましたけども、市としましては河野議員言われたように、９月 18 日の行政報告会、10 月 30 日の特別委員会、また、職員組合との団体交渉の中で数値を報告させていただいております。その数値につきましては、集計の時期、また、基準日であったりとか、その中で医師を含めたりとか、その期間の中での退職者もあったりとかしまして、少しとり方によって数字がぶれているところがございます。そういった状況を踏まえまして、答弁のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、８月１日時点での３施設の職員数、正職員、会計年度に合わせまして 398 名でございます。先ほど、河野議員から御指摘がありました。９月 18 日の行政報告会の折には、401 名という御指摘でございましたが、その際７名につきましては、愛大籍の医師２名、また、正職員の退職等々を踏まえた数字、７名がマイナスした数字で 394 名という形の差異が生じております。また、この時点で経歴書の提出対象となる職員は、医師と業務を委託する職員を除いて、329 名となっております。このうち、経歴書を提出した職員は８月 30 日の時点では 285 名これは９月 18 日の行政報告会で説明した数字でございます。そのあと、現在の直近の数字では 276 名となっております。そこから業務委託を行う調理、清掃、ボイラー、宿直業務職員は委託業者、それぞれ以外の職員は、地域医療振興協会が経歴書を提出した職員に対しまして、個人面談を行っております。その結果をもとに、地域医療振興協会が採用内定をした職員は、234 名でございます。これも先ほど河野市議が職員からの職員組合での報告が 241 名ということで、御指摘ございましたけども、これは職員組合へ報告した数字は 11 月 21 日の時点で、今ほど報告した内定の職員数 234 名は 11 月 28 日での内定者数ということで御認識いただけたらと思います。また、業務委託を行う 41 名に対して、面談結果を通知して委託業者へ移行するのかの意思を確認をしているところでございます。不採用者の人数につきましては、個人が特定される恐れがあるため、人数の公表は差し控えさせていただきます。

なお、不採用になりました職員につきましては、ハローワーク及び関係機関と再就職支援に関する協議を進めております。それらの関係機関と連携した再就職支援等を市がサポートし、雇用の継続を図るよう努めてまいりたいと思います。

令和７年４月１日以降の必要な職員数につきましては、市と協会で現在、不足する職員の確保に取り組んでおり、指定管理開始のぎりぎりまで、職員の確保に全力を尽くし、少しでも医療福祉サービスの充実と職員の業務の負担軽減ができるよう、体制がとられるよう取り組んでいるところでございます。もう少し、職員確保を行った上で、職員配置を決める方針でございますので、現段階での明確な職員数につきましては、お答えすることは差し控えさせていただきます。

医療従事者の確保の状況としましては、先ほど議員のほうから紹介ありましたけども、人材紹介会社、新聞広告等を通じまして、11 月末時点で 13 名を確保しております。

また、職員確保、辞めない努力ということの対策の質問もあったかと思いますけれども、このことにつきましては、内定が出て辞退者がおられますけども、そこの辞退者の方に対しまして、病院幹部それから、事務長それから、医療対策室も連携して引き続き留まってもらうように留意しているところでございます。

最後に、経歴書の提出状況につきまして、９月 18 日行政報告会と 10 月 30 日特別委員会で人数が異なる件についてということで、行政報告会では 285 名、10 月 30 日の特別委員会では 180 名と

いうことで105名の差がございます。この差の要因といたしましては、285 人は医師を含めた正職員、会計年度任用職員で、経歴書を提出した総数でございます。180 人につきましては、正職員、また、会計年度任用職員の中で、正職員を希望する職員を合計した数となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

採用内定 234 名でありますけれども、11 月28 日時点で 234 名という答弁がありましたけれども、職種、看護師だったり介護職、その他もろもろあろうかと思いますけど、その職種ごとの内訳が分かれば教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいま、御質問がありました、234 名の職種ごとの内訳についてお答えさせていただきます。

看護師116名、介護職43名、医療技術職38名、事務職37名で合計234名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

234 名の内訳、看護師が 116 名ということでありました。

以前から、管家市長、とにかく夜勤のできる看護師がいないのが、もう市で病院事業を行うことができないと、協会に委ねるしかないということを言われておりました。116 名の看護師のうち、分かっておればですけれども、夜勤のできる看護師は何名おられるかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えします。

協会が求める看護師の条件の中で、夜勤ができる看護師で職員であるということの明記がございますので、夜勤ができる看護師116名と理解いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

全ての看護師が今のところ、夜勤ができる職員であるという答弁でありました。

何とか開院に向けて道が開けつつあるのかなとそういった感じであります。いろいろな情報といいますか、協会からおりてこない中で、答弁も苦しいと思われる答弁がありますけれども、３施設に必要な職員数、明確には言えないのかもしれません。まだ本当におりてきていないのかもしれませんけれども、それがいつの時点になれば公表されるのか。これも分からないと言われればそれまでになりますけれども、前向きな答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどすいません、協会に内定した234名の職員の中の看護師116名の中で夜勤ができる看護師数ということで御質問ありまして、私すいません勘違いいたしておりまして、正職員につきましては夜勤ができる看護師ということで、この数字の中には会計年度任用職員が含まれておりますので、その内訳については、今のところ資料を持ち合わせておりませんけども、そういった形の理解で、全てが116 名、全て夜勤ができる看護師ということは間違っておりましたので、すいません、訂正をさせてください。

それと今ほどの御質問でございますけども、３施設の運営に必要な職員数等の公表でございますけれども、現在、１月中旬頃を想定いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

１月の中旬ということでありますけれども、もう早３カ月、４カ月を切ったという時点であります。３月 31 日に決めて、すぐ協会に移行できるというわけではなかろうかと思います。それなりの準備もありますし、異動があれば、それなりの組織改編も要ろうかと思います。なるべく早くそういった公表をしていただいて職員従事者、医療従事者の不安を払拭することができるように早急の公表をお願いしたらと思います。

続きまして、地域医療協会との協議についてであります。３施設、両市立病院、病床数、診療科とつくし苑の入所定員については管理運営に係る仕様書に掲げてありますけれども、そのとおりとなっていくのかどうか。

また、野村病院の無床化に伴いまして、つくし苑の医療機能強化をうたっておられます。その具体策をあれば教えていただきたい。

３番目に野村病院の無床化に向けまして、ただ今、入院されておる患者、医療従事者等の西予市立病院への移行計画、どういったふうに計画をされておるのか示していただきたいと思います。

最後になりますけども指定管理協定書、正式名称は分かりませんけども協定書につきましては、これも管理運営に係る仕様書に沿った内容になるのか。以前、臨時議会の時点であったと思いますけれども、いろいろな変更がある場合は、議会に諮りますと事前に議会に公表して、協議検討するという話を伺っております。そういったこと鑑みてお答えいただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

西予市民病院、野村病院、つくし苑のそれぞれの病床数、診療科、入所定員につきましては、西予市民病院は現在、まだ職員の配置が確定していないため、病床数は決まってませんが、現在、医療従事者不足により稼働していない第３病棟を再開させるため、全力で医療従事者の確保に取り組んでいるところでございます。野村病院につきましては無償化としますが、土居診療所及び移動診療車の継続に加えて、高齢の方や医療度が高い方の通院負担の軽減を図るため、将来的にオンライン診療を検討しているところでございます。つくし苑は、現在の入所定員 100 名を維持いたします。

また、医療機能の強化としては、看護師の増員、現在も行っております看取りのさらなる充実を図りたいと考えております。

診療科につきましては、現在診療している診療科を引き続き継続する考えでございますが、医師を派遣していただいてる愛媛大学等へ依頼を行っておるところでございます。

野村病院の無床化への移行につきましては、現在入院されている患者様の搬送に伴いまして、職員の異動も必要であることから、市民病院への救急集約を含めて、両病院、地域医療振興協会と協議を行っているところでございます。

地域医療振興協会との協定書の締結につきましては、令和７年の２月から３月に基本協定を締結したいと考えております。

また、議会への報告、相談につきましては、特別委員会及び行政報告会を通じて、協定書締結に向けての協会との協議、報告状況の進捗状況並びに意見交換等をさせていただきたいと考えておりますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

指定管理に係る協定書についてでありますけれども、２月から３月頃に協定書を締結したい。もちろん、４月になる前でありますけれども、１月にほぼ医療従事者の人数の公表ができる。そうなればすぐに協定書という流れになるんじゃなかろうかと思いますけれども、そこらで、議会に１回だけ諮ったからしたのよと言われるのでなく、２回３回と議会と行政との話合い、協議の場を持っていただきますように要請したいと思います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの河野議員からの要望でございますけども、先ほどの答弁にも申しましたように、立ち

上がっております特別委員会及び行政報告会を通じて、必要な情報は適宜流して、また意見交換もさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

次に行かさせていただいたらと思います。

南海トラフ巨大地震対策についてであります。

南海トラフ地震につきましては、海岸端、三瓶、明浜の議員は今まで津波対策、避難所問題等再々一般質問されておりますけれども、野村、城川等の中山間地域における防災・減災対策について、質問をさせていただいたらと思います。

皆さんも御存じのように、ここ２、３０年の間に 70 から 80%の割合で発生すると言われております南海トラフ巨大地震、今年は元旦に能登半島地震、さらには８月に日向灘地震、その後に南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されております。もうすぐそこに、南海トラフ地震が起きてもおかしくないというような状態にきつつあるのではなかろうかと思っておりますけれども、野村・城川におけます防災・減災対策はどのようになっているのか。これについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

野村、城川地域におけます防災・減災対策の取組についてお答えをさせていただきます。

令和５年３月に策定をいたしました西予市事前復興計画に基づきまして、南海トラフ地震対策の一環として、野村町予子林地区におきまして、事前復興まちづくり計画策定のためのワークショップを開催いたしております。これは、住民の方が主体となり災害前の対策、地震が発生した場合の適切な避難の在り方やその後の復旧・復興に至るまでのまちづくりの在り方を総合的に検討するものでございまして、まず、令和５年度に計４回のワークショップを通じて、地区防災計画を策定をいたしました。そして、今年度、地区防災計画を基礎として事前復興まちづくり計画に発展させていくためのワークショップを現在、実施をいたしておりまして、今年度末には計画を策定する予定といたしております。

また、野村町農友地区におきましては、南海トラフ地震が発生した場合の避難所運営を事前に検討するための避難所運営マニュアル策定ワークショップを開催をいたしております。この地域の実情等に応じた適切な避難所運営を行うべく、地域、大学、行政等が参画した検討を重ねているところでございます。本件につきましても、今年度末には避難所運営マニュアルを策定する予定といたしております。

城川地域におきましては、本年度土居地区におきまして市の防災訓練を実施し、地震が発生した場合の孤立対策等を念頭に置いた初動対応等を訓練したほか、さきの能登半島地震において被災者の避難生活を支えた、少量の水で繰り返しシャワーを使用することができる水循環型シャワーや、自動で密閉が可能な簡易トイレを用いた啓発等を行いまして、避難生活も視野に入れた訓練を実施いたしたところでございます。

また、昨年度避難拠点となります小中学校体育館の通信環境を確保するためＷｉ－Ｆｉを整備したほか、今年度企業版ふるさと納税制度を活用して、停電時ソーラーで蓄電できる蓄電装置や、災害時に活用できる個室型のトイレの配備を実施する予定といたしております。また地元の事業者の方との協定も検討を当然しております。自然災害が激甚化・頻発化する中で、発災時に被災現場にいち早く駆けつけ、救援や物資運搬のルートの確保、そのための道路啓開等を行うため、地元の事業者等々の協力は市民の安全安心を確保をする上で重要な課題でございます。

こうしたことを踏まえまして、当市におきましては発災時の速やかな情報収集や、応急対応を目的として社団法人愛媛県建設業協会西予支部など、各種業界各団体との災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結をいたしておるところでございます。

今後におきましても、国、県、近隣の市町、防災関係機関との連携の強化、また、民間企業との災害時連携協定の締結拡大などにより、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

近隣の市町、防災関係機関との連携強化を行っていくという答弁でありますけれども、仮に南海トラフ巨大地震が発生したとすると、もう全てのところがその対象となろうかと思います。自助、共助で何とか１週間、10 日はしのいでいかなければならないと思いますけれども、そこら辺の取組を今後強化していっていただいたらと思います。

次に行きますけれども、そういった巨大地震のときにおける被害想定、家屋、水道、いろいろあろうと思いますけれども、それはどれほどのことを想定されているのか。また、そういったときに地元事業者との協定等地元だけですむのかなという気もしております。被害想定のほうを答弁願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

被害想定についてお答えをいたします。

愛媛県が平成 25 年に公表をいたしました愛媛県地震被害想定調査結果によりますと、当市における南海トラフ巨大地震の被害想定といたしまして、発災直後は、建物の全壊が 1 万 6719 棟、建物半壊が 1 万 382 棟、上水道の断水率 100%、下水道の支障率 95.2%、停電 100%、道路につきましては、26 カ所が被害を受け、孤立が想定される集落が 101 カ所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

建物全壊が２万 6719、半壊と合わせると約２万 7000 戸の建物が被害を受けるということであります。そこの中で一般住宅、居住されておる住宅ですよね。これは何戸あるのかと、その戸数の耐震化率、分かっておれば教え願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

建物の一般住宅の戸数とその耐震化率についてお答えをさせていただきます。

平成 30 年度住宅土地統計調査によりますと、当市の一般住宅は木造で１万 7649 戸、非木造で 2,931 戸、合計で２万 580 戸ございます。その耐震化率でございますが、55.9%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

再質問でありますけれども、県の事業、あるいは市の事業におきまして耐震化の診断、改修事業が実施されておろうかと思います。耐震化の診断戸数と、改修実施戸数、延べ戸数になろうかと思いますけれども、分かっておれば教え願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におけます、耐震化診断を実施をしました戸数またその改修を実施した戸数でございますけれども、まず耐震診断を実施をされた戸数は 132 戸でございます。また、その後耐震改修を実施した戸数は 56 戸でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

一般の住宅、２万戸余りある中で耐震化が 56%余り、残り 40 数%は耐震化がなされていないわけでありますので、1 万戸弱の戸数が危ないと言ったらあれですけれども、耐震不足であるというふうに認識できます。今、お答えいただいた耐震診断戸数 132 戸、耐震改修実施戸数 56 戸でありますか。余りにも少ないと思います。そこら辺の事業展開、強力に推し進めていただきまして、今後とも住民の安心安全のために、事業の推進をお願いしたらと思います。

答弁の中で、応急仮設住宅建設候補地 37 カ所あるという話でありましたけれども、その 37 カ

所で仮設住宅が何戸建つのか。30 年の７月豪雨でも仮設住宅建ちましたけれども、それの 100 倍ぐらいいるんじゃなかろうかという想定はしておりますけれども、何戸建つのか分かっておれば教え願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におきます被害想定の中で全半壊の建物が 2 万 7000 戸等あるということでお答えさせていただいておりまして、今ほど議員がおっしゃいましたけれども当市の防災計画におきましては 37 カ所におきまして仮設住宅の建設可能ということであらかじめ指定をしております。建設候補地として設定いたしております 37 カ所でございますけども、仮設住宅につきましては、1,817 戸を建設することが可能ということで認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

建設可能戸数 1,800 余り、1 万戸余りの住宅が倒壊すろうかと、全壊半壊しようかという現状であります。全ての方が入れる災害対応の用地を確保せえというのは無理かもしれませんけれども、またそれ全ての方が入るわけではありませんけれども、１戸でも多く、いろいろな市の遊休施設等もあろうかと思います。そこら辺を有効活用していただきまして、そういった住宅建設候補地を広げていただきたいと思います。

次に行きますけれども、10 月 20 日に城川の土居地区で防災訓練が行われました。私も参加をさせていただきまして、その訓練の様子を見ておりました。いろいろな関係機関、消防団、警察等々を、自主防災会っていうんですか集まりいただきまして、行われたわけなんですけれども、その防災訓練で得たものは何であったのか。教え願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

10 月 20 日に城川町土居地区におきまして実施をいたしました避難訓練、市の防災訓練についてお答えさせていただきます。

この訓練では、南海トラフ巨大地震の発生を想定いたしまして、住民の避難及び移送訓練。道路の途絶や地区の孤立を想定したドローンによる安全確認及び物資輸送の訓練。そして、住民参加によります応急救護訓練及び各防災機関によります防災用品、各種資機材等の展示により防災意識の啓発高揚を図ったところでございます。

昨年の予子林地区の訓練でもありましたけれども、それに引き続きまして専門家によりますドローンによる道路や集落の被災状況を確認する訓練。住民に対する体験操縦を実施するとともに、今回初めて大型ドローンによる物資輸送訓練として、最大 30 キロまでの輸送能力の確認及び物資の受け取り容量の確認。これらのほか、ドローンを運用した法的制約等の説明を受けながら、迅速な被災地への対応に有効であるといったことを認識をしたところでございます。

今回の訓練におきましては土居地区の 43%、254 人の方々に避難所まで避難をしていただくということと、各御家庭や個人で非常時の持ち出し袋の確認、避難経路などの確認、そして、孤立する可能性の高い地域におきましては、ドローンを使用した物資輸送などの訓練、そういったことで地域の方々の関心も非常に高いものがございました。そういった意味でもこの土居地区におけます地域防災活動として非常に有意義な訓練であったと受け止めております。今後も引き続き、継続的な地域防災の取組を行っていただきたく考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

ドローン等による最新機材を用いた訓練を見せていただきました。大変有意義な訓練であったという報告でありますけれども、有意義な点ばかりではなかったのではなかろうかと感じております。訓練を実施しての反省点などあれば教え願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

訓練の反省点でございますけれども、訓練全体といたしましては、地元の方々の協力いただきまして非常にスムーズにできたかなというふうには思っておりますけれども、今回初めて大型ドローンによります物資運搬訓練を行っておりますが、その安全確保及びドローン状況を住民の方にも直接身近で見ていただきたい。そういった研修でもございましたので、至近距離での訓練となっております。孤立地域を想定し、孤立地域外からの物資輸送や、長距離かつ見える範囲から外からの物資輸送など、より具体的な状況に即した訓練までには至っておりませんでした。

今後の訓練におきましては、このドローンを用いた訓練を行う予定でございますけれども、さらに知見を深めたようなドローン運用者と連携等を深めて、あらゆる場面を想定した訓練も実施してまいりたいと検討していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

いつ起きるか分からない南海トラフ地震であります。訓練等を通じて、もっともっと広いといいますか、たくさんの住民の方に参加していただき、いざというときのための備えをよろしくお願いしたらと思います。

最後の質問になりますけれども、国道 441 号線桜ヶ峠トンネルについてであります。

このトンネルの安全対策につきましては、４年か５年前の一般質問を一度いたしております。そのときの答弁で、なかなかその延長、交通量、そういった感じで安全対策、私が言いたいのは白色の内装板でありますけれども、それを行うには基準があってできないということの答弁があったように覚えております。

しかしながら、皆さんも御存じのように、今年５月歩行者といいますか、その歩行者の状況は分かりませんけれども、足を轢かれるという事故が発生しております。歩行者、歩いておったのか、座っておったのか分かりませんけども、歩行者も多い。また、高校の通学路にもなっておる。自転車通学をされておる方もあります。そういった地区住民にとりましては、重要な桜ヶ峠トンネルであります。そういった安全確保のために、白色の内装板の設置ができないか。再度お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

国道 441 号桜ヶ峠トンネルの安全対策について、御答弁を申し上げます。

国道 441 号の桜ヶ峠トンネルは、野村町阿下から城川町田穂に至る延長 684 メートルの愛媛県西予土木事務所が管理をするトンネルでございます。施設管理者であります西予土木事務所に確認をいたしましたところ、トンネル内の安全対策につきましては、視認性の向上や視線誘導を目的に平成 30 年度に照度基準を満たすＬＥＤ照明を設置し、令和２年度には、高圧洗浄機によります内壁の洗浄や縁石への道路びょうの設置。また、今年度は設置した道路びょうの清掃や補修を実施しているとの回答がございました。

また、議員御指摘の白色トンネル内装板の設置につきましては、ＮＥＸＣＯ設計要領を準用したトンネル内装板設置基準がございまして、桜ヶ峠トンネルは延長 684 メートルであれば、１日１万 7600 台以上の交通量が必要となりますが、桜ヶ峠トンネルの交通量は１日 871 台となっており、設置基準を満たしておりません。

県西予土木事務所としましては、今後も月４回の道路パトロールや定期的な清掃などの維持管理を行うとともに、状況に応じて、追加の対策を検討してまいりたいとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

前回の答弁とあまり変わらないという中で、大変残念でありますけれども、その基準を満たしていないのは分かりますけれども、先ほど言いましたように高校生の通学路でもありますし、市が開

催しております四国西予ジオサイクリングのコースにもなっております。そういったことを鑑みて、今一度強く、設置を要望したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

市といたしましても、県の重要施策でもあります自転車新文化を推進していることなどを踏まえまして、桜ヶ峠トンネルの安全対策につきましては、今後も引き続き要望をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

河野清一議員。

○９番河野清一議員

検討でなく、強く要望をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○井関議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

12 月 10 日は午前９時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

閉会　午後０時06分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　山本　英明

同　　議員　　竹﨑　幸仁

第　3　日

12 月 10 日（火曜日）

令和６年第４回西予市議会定例会会議録（第３号）

１．招集年月日　令和６年１２月１０日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年１２月１０日
　　午前１０時００分
１．散　　会　令和６年１２月１０日
　　午後　１時５２分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森揚子
　３番　山下昌和
　４番　宇都宮久見子
　５番　信宮徹也
　６番　宇都宮俊文
　７番　加藤美香
　８番　中村一雅
　９番　河野清一
１０番　山本英明
１１番　竹﨑幸仁
１２番　小玉忠重
１３番　源　正樹
１４番　井関陽一
１５番　二宮一朗
１６番　兵頭　学
１７番　森川一義
１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　１４番　井関陽一
１．会議録署名議員
　１２番　小玉忠重
　１５番　二宮一朗
　１６番　兵頭　学
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名
　市長　管家一夫
　副市長　酒井信也
　教育長　宇都宮明彦
　総務部長　山住哲司
　政策企画部長　大野本敦
　生活福祉部長兼
　福祉事務所長　長野静香
　産業部長　兵頭章夫
　建設部長　三瀬計浩
　医療介護部長　浅野幸彦
　会計管理者　岩本博文
　消防本部消防長　宇都宮憲治
　教育部長　谷口佳代
　明浜支所長　池田いずみ
　野村支所長　土居文人
　城川支所長　中城多喜恵
　三瓶支所長　藤井兼人
　総務課長　山崎徳博
　財政課長　安岡克敏
　監査委員　正司哲浩
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　片山勇一
　議事係長　松本史子
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　　事　　日　　程

１　会議録署名議員の指名

（１２番小玉忠重、１５番二宮一朗）

２　一般質問

追加　会議録署名議員の追加指名

（１６番兵頭学）

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　一般質問

追加　会議録署名議員の追加指名

開会　午前９時00分

○源副議長

おはようございます。

本日は早朝より傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○源副議長

まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に 12 番小玉忠重議員。15 番二宮一朗議員を指名いたします。

（日程２）

○源副議長

次に、日程第２、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15 番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

公明党の二宮一朗でございます。改めましておはようございます。

議長より許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回はふるさと納税についてと、体育館の空調設備についての２点についてお伺いをさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、昨日の源正樹議員、宇都宮久見子議員の財政状況の一般質問の中で、西予市での自主財源を増やす最も可能性があるのがふるさと納税だという御答弁をいただきました。私も同じ思いの中で、今後の期待を込めてこの質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、ふるさと納税の実績についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

それでは、当市のふるさと納税の実績についてお答えいたします。

まずはじめに、ふるさと納税においては、令和５年度の全国寄附総額は約 1 兆 1175 億円。利用者も 1000 万人を超え、全国的に年々増加傾向にございます。

当市においても、過去５年間の寄附実績を見ますと、令和元年度が約２億 5400 万円、令和２年度が約２億 6300 万円、令和３年度が約３億 800 万円、令和４年度が約３億 7300 万円、令和５年度が約４億 9300 万円と少しずつ寄附額も伸びておりまして、今年度は７億円を目標にさらなる寄附増額への取組を強化しているとこでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

それではいただいた寄附金ですね、その使い道についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

寄附金の使い道につきましては、西予市へ寄附いただく際に「しごとづくり」「人づくり」「まちづくり」「行財政」「まちの応援」「市長におまかせ」「西予市高校魅力化事業」の７つの使途項目を寄附者自らが選択することができるようになっておりまして、選択いただいた項目に対して関連事業の予算に充当しております。

各項目別の代表的な事業としましては「しごとづくり」では、雇用・創業等支援事業や商工業振興事業。「ひとづくり」では、子育て応援等交付事業や、児童公園管理事業。「まちづくり」では、地域づくり活動センター推進事業や防災対策推進事業。「市長におまかせ」では、ちぬやパーク整備等の子育て支援事業や復興支援事業等に充てられております。

なお、令和５年度実績の項目別の割合としまし

ては、「市長におまかせ」が 38.2％と一番多くなっており、次いで「しごとづくり」が 21.1％、「ひとづくり」が 19.6％、「まちづくり」が 11％、「まちの応援」が 4.9％、「西予市高校魅力化事業」が 4.3％、「行財政」が 0.9％の順となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

私もホームページを見ておりまして、感想ですけども、できたら寄附された人には報告をされとるんでしょうけども、できましたらそのホームページでこの項目についてこういうことを使いましたというふうなものが分かるようなものがあれば、またそれを見ていただいた人がそうかと、こんなことで使いよんかと、そういうふうなことで次につながるというふうにも思いましたので、ぜひまた工夫をお願いしたいなと思っております。

それでは次３番目、資料請求や問合せの状況はどうなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

まずはじめに資料請求について御説明させていただきます。

ふるさと納税寄附者においては、インターネットサイト経由の寄附が大半を占めておりますが、サイト利用が難しい寄附者においては、紙媒体での申出書による寄附も可能ですので、返礼品カタログとあわせての資料請求が、令和５年度実績で約 100 件ございました。

次に、問合せにつきましては、返礼品の内容に関することが主なものですが、当市の人気返礼品には、柑橘等の生果も多いことから、商品不良等の苦情も一定数ございまして、令和５年度は合計で 100 件を超える問合せをいただいているところです。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

返礼品ですけれども、返礼品の実績ですね、どのようになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

返礼品の実績につきましては、現在、市内外の約 140 の事業者が、返礼品提供事業者として登録いただいておりまして、約 800 点の返礼品をサイトに掲載しているところです。

令和５年度の登録実績では、全体の 62％を柑橘類の商品が占めておりまして、次点としましてしらす・ちりめんが９％となっております。

令和５年度の人気ランキングでは、明浜事業者の「柑橘ストレートジュース詰め合わせ」が、約 2,400 件の実績を上げて、１番の人気となっており、次いで明浜町事業者の「ちりめんじゃこ」や「温州ミカン」等が続いております。

返礼品数が増えることで、インターネットサイト内で寄附者の目に触れる機会が増加するため、引き続き寄附者のニーズに合わせた新規返礼品の開拓を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ふるさと納税の還元率がどのようになっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税の制度におきましては、制度上返礼品となる特産品等の価格を寄附額の３割以内とするように定められておりまして、当市で利用している各有名ポータルサイトでは寄附額の約 27％、サイト手数料が一番安価であります西予市ふるさと納税特設サイトでは寄附額の約 29％の割合で返礼品を提供しております。

なお、市への収入金額につきましては、手数料

等も差し引いた寄附額の約５割程度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

ホームページを見さしていただきますと、かなりの種類の返礼品が登録をされているようでありますけれども、今後ですね、新たに今までとまた違うような返礼品について考えておられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

新たな返礼品についてお答えをいたします。

返礼品数の増加のためには市内事業者との協同が不可欠でございますので、令和５年度から旧町ごとに、市内事業者との意見交換会を開催しておるところでございます。その中で、当市のふるさと納税委託事業者から既存返礼品のブラッシュアップや新規返礼品製作のノウハウ等を講義してもらったほか、その後の事業者訪問も積極的に行いまして、返礼品数のさらなる増加を目指しているところでございます。

また、市内事業者のみでなく、市外事業者でも当市の産品を取り扱っていたり、市産品を原材料にしている商品であれば、西予市ふるさと納税の返礼品として取扱いが可能なため、該当する市内事業者へ積極的に営業を行っているところです。

これらにより、今年度は新たに 14 事業者が返礼品提供事業者として追加登録となりまして、11 月末までに 200 件を超える新規返礼品を認定しております。一次産品が主力となっている当市の返礼品でありますが、今後につきましては、当市に人を呼び込むための宿泊や体験等のコンテンツも充実させていきたいと考えているところです。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

私も返礼品を見ておりまして、なんかちょっとこう物足りんなというふうに思ったのがですね、今、部長の答弁いただいた宿泊や体験等のコンテンツ、そういうものが以前から民泊とかも含めて一般質問でお話ししたこともあるんですけれども、今部長の答弁の中であった宿泊とか体験型という、今想定されているようなものがあるのかどうかをまずお伺いをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

宿泊におきましては、通常の宿泊施設のほかに、ゲストハウス形態の宿泊チケットも返礼品として、現在計３件登録しているところでございます。

また、体験型につきましては、やはり地域づくり組織等に積極的に呼びかけを行いまして各地域にしかない体験メニュー等の開発も行いまして、宿泊施設とのコラボも含めて、特色ある返礼品づくりを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

体験型の返礼品を用意する自治体というのは、今見ておりますと増えているようであります。

例えばホテルや旅館の宿泊券とか、航空券と宿泊がセットになったパッケージツアーとか、温泉の利用券、花火大会のチケット、またスキーチケットやゴルフ場利用券など、アクティビティのほか、熱気球の係留体験、タンデムスカイダイビングの体験、鉄道運転体験とか、また棚田のオーナー制度とかいうふうなのもあるようでございます。

27 の地域、特色ある地域ですので地域からのアイデアの発信というのがいただければ１番いいんですけれども、ただその地域に任せるというだけではなくてですね、優秀な職員の皆様がたくさんおられるわけですから、そちらのほうから逆にこの地域にこんなんがいいんじゃないかというふうなことをプッシュして、行政のほうでもっと主導的に積極的なアイデアを出していただきまして、こういう次の新たな返礼品ができることを私は期

待をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、このふるさと納税の広報の方法についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

広報や広告活動につきましては、ふるさと納税ポータルサイト内での有料広告やサイト内での返礼品の感想を記載いただいた方へのプレゼントを送付します「レビューキャンペーン」の実施。ＳＮＳを利用した広告等により、広く市外・県外の方へＰＲを行っているほか、西予市特産品ＰＲ動画の作成やその動画のユーチューブ等の掲載により広く特産品ＰＲを行い、ふるさと納税の寄附増加につなげているところでございます。

また、市内出身者等の縁故者への広報としましては、都市部等で西予市出身者により構成される「ふるさと会」や「同窓会」等の総会に直接参加させていただき、会場内でＰＲ活動を行っており、また、今後につきましては、西予市とゆかりのある県内外企業にもコンタクトをとり、可能であれば直接会社に出向き、社員向けの市特産品販売とあわせてふるさと納税のＰＲ活動を行うことを計画しているところでございます。

あわせまして、市職員においては、市外・県外に在住の親族や友人等へふるさと納税の呼びかけを積極的に行ってもらっており、少しずつ効果が出てきているところです。各議員の皆様におかれましても、ぜひ納税額目標達成のため、職員同様に、御親族、御友人等への呼びかけを御協力をお願いしいたします。

よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

私自身も余裕がありそうやなというような人には心がけて言ってるつもりはあるんですけれども、今後も努力をいたします。

次、（２）の地域へのふるさと納税についてに移らせていただきます。

まずこの地域へのふるさと納税について、まず実績をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

地域へのふるさと納税につきましては、令和６年度からの新たな取組としまして「西予市ふるさと納税特設サイト」を使用して西予市内 27 の地域づくり組織に直接寄附を行うことを可能としています。

地域づくり組織への寄附の方法としましては、寄附金の使途選択時に市内 27 の地域を選択することが可能となっており、選択された地域の地域づくり組織活動へ寄附額の一部が直接充当される仕組みとしております。

実績としましては、今年度 11 月末時点で 10 件、112 万 5000 円の寄附総額となっており、10 の地域に対して寄附金が充当されます。地域づくり組織としましても、組織で活用可能な資金が増えることがありますので、地域住民からの縁故者への声掛け等による寄附額増加のほか、地域づくり組織の活動活性化などの相乗効果を期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

初年度としては上々のスタートではないかというふうに思います。工夫次第で今後もっともっと期待が持てるというふうにも今の答弁を聞いて思ったところでございます。

その地域の 27 組織があるわけですけども、その地域の紹介方法をどのようにしてやっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

地域版ふるさと納税の紹介につきましては、現在、各地域づくり組織では独自のホームページをはじめ、インスタグラムやフェイスブックなどのＳＮＳを活用して積極的に情報発信を行っていた

だいております。

市としましては、各地域づくり組織がそれぞれで発信されている情報について、市ホームページ上で１つのページに集約して周知しており「西予市ふるさと納税特設サイト」と連携して、寄附者が情報収集を行いやすい環境づくりに努めているところです。

具体的には、地域版ふるさと納税もスタートしたことから、西予市ホームページでのふるさと納税紹介サイト「ききふる」のトップページにもリンクを張るなど、さらにふるさと納税を検討されている方の目に触れやすくなるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

地域づくりの組織のほうにはこのことをですね、どのように伝えておられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

地域版ふるさと納税制度の創設に伴いまして地域づくり組織に対し、制度に関する説明会を既に開催しておりますが、取組状況にはやはり地域によって温度差がある状態でございます。

当制度は、地域づくり組織が行っている活動を寄附者が直接応援していただける制度となっており、各地域づくり組織の熱心な呼びかけが不可欠であると考えます。

地域づくり組織に当制度をさらに理解していただき、地域版ふるさと納税制度を積極的に活用していただくよう改めて 12 月 20 日に各組織を集めての説明会を開催する予定としております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

先ほどからの答弁で地域から発信していただいてるというふうなことがありましたけれども、見ておりますとなかなか積極的にやっていただいてる地域という数がですね、そんなに多くはないなというふうにも思いますし、先ほどあったポータルサイトですか、そこで地域を紹介しても、写真がぽっぽっと貼ってあったりするぐらいな感じで、よその人がね、市外県外の人がそれを見て理解してもらえるかというと、なかなかちょっと難しいんじゃないかなという感じもしております。

そこでですね、移住交流サイトにも同じように各地域を紹介しているところがありますけれども、そこのとこと連携とかそういうことについて、まずお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

西予市移住定住交流サイトにつきましては、移住者向けに各種の移住関連イベントや空き家、仕事の情報などを発信しておりますが、こちらのサイトにつきましても、地域活動のページやふるさと納税ページのリンクを張ることにより、移住を考えておられる方が西予市の地域を知り、応援する道筋ができるようにしたいと考えているところです。

なお、移住定住交流サイトでは、残念ながら一部更新が滞っているところもございますが、移住者にとってリアルタイムで有益な情報を得ることができるよう、今後更新頻度を増やすように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

今、西予市が進めているこの地域づくりということはですね、移住定住もそうやし、このふるさと納税も同じようなことじゃないかなと思うんですよね。でも、担当課は違ったりするんですよ。そういうところはちょっとミスマッチというか、なかなか伝わりにくいところがあるんじゃないかなというふうなこともありますんで、ぜひ今後、以前も提案したことあるんですけれども、今回、病院のことで課をまたいで職員が人事されましたですよね。そういうふうな形で、人事の交流みた

いなんをしていかないと、なかなかこう市外の人に伝わらないんじゃないかなというふうに思うんで、そこのところもう１回工夫をね、できたらお願いしたいなと思います。

ＩターンＵターンとか地域へのふるさと納税、いずれも地域からのアピールポイント、熱い思いというのが届くように、地域づくり活動センターから、情報発信を届けるというのが重要だと考えますので、そこの具体策をですね、どのように考えているのか、今の状況でお伺いをしたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

先ほど答弁させていただきましたが、まだまだちょっと弱い状況がございますが、各地域づくり組織においては、独自のホームページをはじめＳＮＳを駆使しまして積極的に情報発信を行っておられます。

市がホームページを一つのページに集約しておりますので、今後移住交流サイトにおいても、トップページから集約されたページ及びふるさと納税サイトにすぐ飛ぶことができるようなリンクをまずは張ること。そして、寄附者が情報収集しやすい環境をつくることに努めてまいりたいと思います。

また実際に寄附を獲得された地域づくり組織につきましては、寄附活動事例を調査しまして、全ての地域づくり組織に情報を提供するなど、ノウハウの共有によりまして、地域づくり組織の意識の醸成にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

先ほどちょっと言いました移住交流サイトを見ておりますとインスタグラムやエックスに加えて、地域づくり組織の活動の状況というのが見えるところが何地域かあります。これええなあというふうに思ったわけですけれども、これをベースに27 全部はそろわないかもしれませんけども、できるだけ多くそういうのが見れるサイトというか、以前言ってたのは皆さんが各地域がホームページをつくって、それを一度に見れるところをつくって発信したらいいんじゃないかというふうなことも言ったこともありますけども、なかなかホームページつくるのが、ちょっと難しそうなところもあるみたいなのでほかのところ見ておりますとＳＮＳやら貼りつけるノートというのを使って、例えば東温市ではノートを使っての広報活動というのを今やられております。それを市担当職員２人ぐらいが全部ＳＮＳに上げて、今紹介したりされている。また内子町でも、このノートを使った広報活動を 12 月 24 日からスタートって書いてありましたけども、しようとしていると。そういうふうなことで、よそがやられているふうなことも参考にしながら、例えばさっき言った移住定住もこのふるさと納税も地域発信ですから、そこはノートで一つにまとめて発信できるようにしていけば、市のホームページの中というんじゃなくて、外やけども、ホームページからも飛ぶというふうな感じで僕はできるんじゃないかなと思いますんで、ぜひちょっと研究をしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

ふるさと納税の今後についてですけれども、目標ですね、目指すところ、どういうところなのか教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税制度の目指すところにつきましては、まず、寄附額につきましては、令和６年度は７億円を目標として各種取組を行っているところでございます。返礼品を提供いただく市内事業者においても、ふるさと納税を一つの販売拡大のツール、自社商品を全国にＰＲする絶好の機会として活用いただきまして、ふるさと納税の取組を通じて西予市の経済が活性化するように推進してまいりたいと考えております。

また、寄附額以外の最終目標としましては、ふるさと納税を通じて西予市に興味を持っていただき、観光や移住など、関係人口の創出拡大につなげるための役割となれるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

昨日の山住部長の答弁の中で八幡浜市は 23 億円、愛南町は 18 億円、両市町の返礼品を見ても柑橘系がかなり多くて、愛南町についてはカツオのたたきとか、いりことかいうのもありましたけども、これ全部西予市にも同じようなもんありますよね。で、１桁違う宮崎の都城。ここは１桁違うふるさと納税で日本一ですけども、ここは牛肉と豚肉がメインになっている。これも西予市ありますよね。ですから、作り方じゃないかなと思うんですよね。どのようにこの一つの商品を差別化して、また高級化していくのかというふうなところを業者の人にお任せだけでなくて、さっき言ったようなこちらのほうから提案して、例えば、今牛肉、豚肉もあるわけですから、そういうものを返礼品の中で特化していくようなものをつくることで産業が今度発展するというふうなことにもつながると。そうすると、例えば今の目標７億円というのは、ちょっとちまちまし過ぎとるんやないかなと。せめて 10 億円以上のね、やっぱ目標をしていかないと昨日の山住部長の答弁であったように、もうこの自主財源というのはもう分かっとるわけですから、ここしか増える可能性がないわけですよ。でも、同じ町で、八幡浜は 20 億円あるわけですよね。そこの違いが何なのかというところをやっぱり研究して、もうそこを取り組めば本当に自主財源というのは右肩上がりとかいうんじゃなくてぴゅっとこう上がるような気がします。ぜひそういう取組をしていただきたいというのが今回の私の趣旨でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

このふるさと納税では、報道というか決まってることですけども、ポイントが廃止になるというふうなこともちょっとお聞きをしております。この影響と効果についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税のポイント付与廃止の影響等につきましては、議員御案内のとおり総務省告示により令和７年 10 月から、ふるさと納税仲介サイト等が寄附者に対して独自ポイントを還元することが禁止となり、各サイトの運営事業者の対応が注目されているところでございます。

当市では、この制度改正に伴い、ふるさと納税自体のメリットが低減されるものではないと考えておりますので、全国的なふるさと納税利用者の大きな変動はないと見込んでおります。仲介サイト側の今後の差別化戦略にもよりますが、寄附者においては、利用するサイトを選ぶ基準が明確でなくなりますので、当市としましては、使用手数料が安価な直営サイトへの誘導を強化するため返礼品表示方法の魅力向上や、寄附金の使途となる特色ある施策のＰＲ等により、寄附者を確保していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

影響が余りないということで安心はしております。後半に言われました直営サイトに誘導するということも、先ほどから私がお話ししているようなことをやっぱりもう少し研究しながらやっていただければ、期待が持てるんじゃないかと思いますんで、ぜひそういう取組をお願いしたいと思います。

次、最後の項目ですけども、企業版ふるさと納税についてお伺いをいたします。ちょっと私も企業版ふるさと納税については、勉強不足なんですけども、先日、５年間延長というふうなことが新聞に載っておりましたんで、ちょっと今回質問させてもらおうかなと思って項目に入れております。西予市の実績についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

企業版ふるさと納税の実績につきましては、令和３年度が合計４社から 800 万円、令和４年度が合計２社から 220 万円、令和５年度が合計が３社で、２社から 300 万円と１社から物納寄附、令和

６年度が 11 月末時点で合計２社で１社から 100 万円と１社から物納寄附をいただいているところです。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

企業ですからやっぱ単価が大きいなというふうに思います。

この取組方ですけども、どのようにされているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

企業版ふるさと納税においては、自治体が策定する「地域再生計画に位置付けられた地方創生プロジェクト」に対して企業から寄附をいただく仕組みとなっておりまして、寄附した企業は、法人税等の控除を受けられることが利点となっております。当市では「西予市まち・ひと・しごと創生推進計画」に記載する事業に対して寄附を募集しているところです。

募集に当たっては、当市と関連が深い企業を中心に営業活動を行っておりますが、企業版ふるさと納税では寄附による経済的な見返りは禁止されておりますので、企業が社会貢献等のＰＲにつながるような特色ある施策を展開することが必要となってまいります。

また、企業版ふるさと納税のマッチング支援を行う仲介事業者にも委託を行っておりまして、寄附先を探している企業に対しまして、当市の取組を紹介していただき、寄附をいただいた場合には、仲介事業者への成功報酬としまして、一部委託料を支払う契約を締結しているところです。

なお、企業版におきましても、市職員から親族や知人等がいる企業の情報を提供いただき、訪問が可能な場合には、積極的に出向いて制度の周知と寄附のお願いを行っているところでございます。こちらも議員の皆様におかれましても、先ほどのお願いと同様ですが、企業等にお知り合いがおられましたら、ぜひ訪問させていただきたいと思いますので、情報提供のほどよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

今企業におきましても、いろんな社会貢献というのがされている企業が大企業でもね、かなり多いというふうに思いますので、ぜひこれ将来的に楽しみかなと思います。ぜひそういう取組をお願いしたいと思っております。

地方自治体の苦悩はですね、人口減少と財源不足、今までと同じ事業の発想ではなくて、大胆な切り口でアイデアを出していただいて、恐れずにチャレンジをするということをしなければ、これ何もしないのと同じになるというふうに私自身は思っております。これは本当そういう結果になるのは火を見るより明らかではないかと思います。

先日テレビでですね、山形県の西川町というところはかせぐ課という課をつくって、町長・副町長が積極的に講演活動をやったりするところが映ってました。そのかせぐ課の担当職員が取り組んだこととかいろいろ紹介があったんですけども、次に何をしたいですかというふうなときに、電柱ですね、電柱１本にネーミングライツをして稼げないかとかね。本当そのぐらい真剣に取り組んでおられた。やっぱもう今、地方は同じ悩みで移住定住にしても、この決まった牌の中で取り合いというかね。そういうふうなのが今地方の現状、お金についても同じです。だから同じように今までみたいな流れの事業の中で進んでいくとやっぱりもう人口の自然減に負けてしまうというのはもう火を見るより明らかというのはさっき言ったことと同じなんですけども、ぜひそういうところを踏まえて、今後の取組をね、お願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

それでは続きまして大きな２番、体育館の空調設備について質問させていただきます。

地球温暖化の中で、全国での学校の教室への空調設備の設置につきましては、もう大分進みまして 100％に近いような今全国の状況になっております。しかしその後ですね、体育館のほうに移るのかなと思っとったんですけれども、体育館への設置というのはなかなか進んでいないと。今全国

でも２割いってないぐらいの状況というふうに伺っておりますが、西予市の状況をまずお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

体育館への空調設備設置の現状についてお答えいたします。

文科省が実施しました調査によりますと、小中学校屋内運動場への空調設備設置率につきましては令和６年９月１日現在で全国平均が 18.9%、愛媛県内が 14.4%となっておりますが、西予市内ではいずれの学校も、現在のところ整備に至っていない状況となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

今の西予市の教育委員会としてですね、体育館の空調設備の必要性というものをどのように考えておられるのかというのが一つと、学校現場とかからの要望、ＰＴＡからとかね。そういうところからの要望というのはないのかお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

屋内運動場の空調設備の教育委員会としての考えについてお答えいたします。

近年、全国的に災害とも言われる猛暑が起因して、熱中症等による児童生徒の健康被害が多発しており、学校施設においても空調を使用しつつ適切な学習環境を確保することが必要となっております。

本市の学校施設のうち、児童生徒が生活する場である普通教室及び特別教室では、大野ヶ原小学校を除き、全ての小中学校で空調設備を整え適切な管理運営に努めているところでございます。

また、屋内運動場への空調設備の整備状況でございますが、一部の学校からは、スポットクーラーの購入希望があり設置しておりますが、屋内運動場への空調整備の要望は、現在のところはございません。ただし、全ての屋内運動場に熱中症指数計を設置し、気温や湿度が高い日には活動の休止や取りやめなどの対応を行っているところでございます。

教育委員会としましても、今後一層の高温化が予想されている中、児童生徒の健康と安全を守る上で、屋内運動場への空調設置は取り組まなければならない重要課題と認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

学校現場からの要望がないというふうなちょっと、えっと思いましたけども、校長会とかからそういう話は出とるのかなと私自身はちょっと思っとったんですが、文部科学省のですねホームページを見ておりますと、空調設備導入の推進はしているように見受けられますし、一応令和 15 年度までの計画みたいなのでホームページで載っておりましたけれども、こういう点はどのように考えられておるのかちょっとお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

国の空調設備導入への推進、支援状況についてまずお答えいたします。

文部科学省の具体的な支援としましては、空調を新設する事業費に対しまして、学校施設環境改善交付金において、従来の補助率が３分の１のところ令和７年度末まで２分の１に引上げを行っております。

ただし、補助事業の要件としまして建物の断熱改修も同時に実施し高効率化を図ることが求められていることから、その改修費用は多大なものとなることが予想されております。

なお、令和６年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続可能な成長に向けた総合経済対策」におきまして、避難所となる全国の学校体育館への空調整備ペースを倍増させるとされております。また、11 月 29 日に閣議決定され

ました令和６年度国の補正予算案には、避難所となる公立小中学校の屋内運動場等への空調整備を加速させるために必要な経費が盛り込まれており、内閣府において臨時特例交付金として、令和15 年度まで補助率２分の１の補助事業が新設される見込みとなっていることから、今後の国会での動向を現在注視しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今後のところはちょっとこの後に質問しますけども、その前に豪雨災害があったとき西予市でね、７月という炎天下でございました。当時野村小学校が、そういう避難場所ということで多くの方が過ごされておったんですけど、そのときの暑さ対策みたいなのはどんな感じだったんでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

豪雨災害時における野村小学校体育館をはじめとする避難所での暑さ対策についてお答えいたします。

発災直後は猛暑が続いたため、避難所では熱中症対策や水分補給の呼びかけを行うとともに、クーラーの設置により体育館の暑さ対策を行いました。クーラーの設置につきましては、経済産業省のプッシュ型支援により、７月 10 日に野村中学校に７基、野村小学校に４基、明間地区体育館に４基のスポットクーラーが設置され、７月 13 日には野村小学校に大型クーラー15 基、７月 16 日には明間地区体育館に大型クーラー８基が追加設置されました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

今後の取組についてのほうですけども、先ほど補助率が２分の１というふうなことがありましたけれども、そしてまたそこへ行くまでの体育館のどういうふうに現場がきくかどうか、そっちのほうに費用がかかるというふうなお話もありましたけれども、体育館への空調設備の導入費用ですけど、どのぐらいなのかちょっとまずお伺いしたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

空調設備導入費用についてお答えいたします。

市内小中学校の屋内運動場につきましては、700 平方メートルの小さなものから 2,300 平方メートルの大きなものまで床面積が大きく異なります。

空調整備に係る工事費を文部科学省の施工事例から試算いたしますと、宇和中学校屋内運動場など、大きなもので約２億円ほど必要になるのではないかと試算しております。ただし、屋内運動場の規模や築年数、改修状況等によりましても、適切な断熱性能を確保する手法が異なってくるため、屋内運動場の条件によって、工事費は大きく異なってくるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

昨日今日と財政が厳しいという状況の中で、なかなか取組できないということは理解はできるんですけれども、先ほどの答弁にありました 11 月の閣議決定というふうなことを部長答弁ありましたけれども、今回のですね国会の質問におきまして公明党の斉藤代表が国会質問したときに、この学校体育館の空調、これは学校体育館もそうですけども、防災減災対策としてですね、やっぱ体育館の空調設備必要ということで 100%の学校施設への整備促進について質問をしております。そういう中で、避難所にもなる学校体育館への空調設置 100%を５年をめどに実現を目指すこと。また、国公私立学校施設の老朽化対策、避難所となる学校の非構造部材を含めた耐震化、体育館、教室等への空調設備、トイレ改修バリアフリー化、高効率設備の導入を含む防災機能を強化することとい

うふうなことで質問をしておりますけれども、それに対して石破総理は公明党からの提言を踏まえ新たに臨時特例交付金を創設し、整備のペースを２倍に加速するというふうな答弁をされております。先ほど言った今の現状が、令和 15 年度までですから、それを今回の答弁で倍のスピードということになると５年になるわけですよね。ですから、多分もうすぐそういうふうなところが予算としてというか計画として見えてくるんじゃないかと、我々の地域にも。そうすると、もう準備しとかんとうちの西予市の体育館はどんだけあって、どういう優先順位をつけて、どういう工法でやったら効率がいいのかとかいうふうなことをまず準備からはスタートしていくべきじゃないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

宇都宮教育長。

○宇都宮教育長

お答えします。

学校体育館への空調整備につきましては、今後の学校の統廃合、また、他の自治体の整備状況も見ながら導入に向けた検討は進めてまいりたいと考えておりますが、厳しい財政事情の中でございますので、全ての学校体育館に空調を整備することは困難であると考えております。

先ほど部長が答弁しましたように、国においては、学校体育館への空調設備を加速化する目的として体育館に特化した仮称ではございますが、空調設備整備臨時特例交付金を今回創設をされております。

この交付金の事業内容なんですけど、議員が言われましたように対象期間は令和 15 年度までと延長をされとるんですけど、事業内容等見てみますと補助要件、算定割合等については、既存の学校施設環境改善交付金と変更はないものと現在では考えています。国が掲げております学校体育館への空調整備を加速化するため、より実効性を持たせるためには西予市のような財政基盤が脆弱な自治体に対しましては算定の方法とか算定割合の改正、そして補助裏となります自治体の負担金についても、地方債の新設支援とか導入の補助要件となっております断熱性の確保、これについても見直しとか、設置後の増大が見込まれます光熱費への支援措置等、国に対して様々な要望等も今後必要であると考えておりますので、二宮議員におかれましても格別の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

教育委員会といたしましては冒頭にも申し上げましたが、学校の統廃合また、学校体育館を使用されております市民の皆様の利用状況等も勘案した上で、どの体育館に空調を整備するかを選定した上で、この交付金の対象期間内に整備が完了するように努力してまいりますので御協力をお願いします。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

さすが財政に強い部長に言われますとそうかなと納得せざるを得んところがございますけれども、ただ、公明党は与党の中でですね、こういうふうな国会としての答弁の中でありましたので、私はやっぱり多少加速はするんじゃないかなというふうに、自分自身は思っておりますし、今後も地方議員として、国のほうへそういう要望も上げていくということを続けていきたいなと思っております。実際に少ないですけどもやっておられるところのホームページとか見ておりますと、本当に工夫をされて今取組をされてる。リースにするとかね。そういうふうなこともいろんなこうそれぞれ違うんですけども、参考にするところはたくさんあると思いますんで、ぜひ準備のほうからスタートしていただくようにお願いをいたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○源副議長

暫時休憩いたします。（休憩　９時 55 分）

○源副議長

再開いたします。（再開　10 時５分）

次に、８番中村一雅議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村一雅議員。

○８番中村一雅議員

おはようございます。

議席番号８番中村一雅です。

議長より発言の許可をいただきましたので、一問一答にて一般質問を行います。よろしくお願いします。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。本日の質問は、西予市の地域福祉ということについて、お尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、地域福祉とは、地域福祉計画策定の目的ということについてお尋ねいたします。第３次西予市地域福祉計画についてであります。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

地域福祉と計画策定についてお答えいたします。

地域福祉とは、全ての住民が互いに人権を尊重し、地域における問題を自分たちの問題としてともに考え、解決へ向けて活動し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで助け合いながら築いていこうとする取組や仕組みづくりのことです。私たちは様々な生活課題や不安、ストレスを抱えています。このような様々な問題を解決するためには、地域でつながり、支え合うことが重要であり、このつながり、支え合いこそが地域福祉の考え方となります。

本市においても、人口減少、少子高齢化や核家族化、住民相互のコミュニケーションの希薄化など、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、個人や世帯が抱える課題は複合化してきています。さらに、平成 30 年７月豪雨により、これまでに経験のない災害が発生し、改めて災害対策や地域のつながり、コミュニティーの重要性が認識されることとなり、地域での支え合いの体制づくりが強く求められているところです。またこのような住民の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、様々な地域課題を抱えながらも、住みなれた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向け取り組んでいく必要があります。

このことから、行政と市民の一人ひとり、社会福祉法人、ボランティア、ＮＰＯ法人など、地域で暮らし活動する誰もが一体となって地域福祉をより効果的に推進するため、地域福祉計画を策定するものです。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

まず基本理念についてお伺いいたしました。この西予市地域福祉計画は、平成 21 年に第１次の計画が策定され、その後、第２次、第３次というふうに改訂されてきたと記憶しております。その流れについて御答弁いただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市地域福祉計画の第１次から第３次までの推移についてお答えいたします。

本市においては、平成 21 年３月に、市民誰もがそれぞれ自分らしく安心して生き生きと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策等を取りまとめるために「ともに支え合う輪を広げようせいよ」を基本理念とした第１次西予市地域福祉計画を策定いたしました。

平成 25 年度策定の第２次計画では、第１次計画の計画期間中に地域福祉に関する多くの法律、制度の改正があり、また、社会情勢の変化や地域ニーズの多様化等に対応するための内容の見直し修正を主に行いました。そして、平成 29 年６月に公布されました社会福祉法の改正では、地域福祉計画策定が努力義務化され、福祉の各分野における共通事項を定め、各分野の上位計画として位置づけられることとされました。

このことから、令和２年度策定の第３次計画におきましては、基本理念をみんなが支え合い、暮らして安心が体感できるまちづくりとし、関連する下位計画に合わせた大幅な目標施策の変更等を行い、策定し、関係機関や各種団体等と連携しながら、市民の皆様とともに、地域福祉の推進を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

福祉計画策定する。で、計画どおりにするためにはそれなりの事業を行わなければなりません。事業を行うに当たってはそれなりの予算措置が必要となります。そういうことで、どの程度の事業にどの程度の予算で今取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

計画を達成するための取組についてお答えいたします。

第３次計画では、４つの基本目標を掲げ、その目標ごとに具体的施策を示しています。さらに関連する事業を明記していますが、それらは福祉のほか、生涯学習、社会体育、防犯、道路管理、人権など幅広い分野にわたっており、事業数は142事業に上がっています。

このうち、認知症総合支援事業 1800 万円、放課後児童健全育成事業 6100 万円の予算を計上し、それらを初めとする127の事業の実施を市が担っており、それら市の事業の令和６年度一般会計当初予算の合計は、およそ28億7000万円となっております。令和６年度一般会計当初予算における民生費の総額は80億8675万円となっており、一般会計予算総額の 27.4％を占めている状況です。

福祉に関する予算は、社会保障制度に係る扶助費が多くを占め、御存じのとおり、利用者の増加に比例して予算も年々増加している状況ですが、実績、傾向及び要因を分析した上で、しっかりと予算を確保し、取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員

○８番中村一雅議員

扶助費にかかるおよそ３割ぐらいが一般会計から支出されている。非常に大きなウエートを占めています。その割に目立たない、セーフティーネットのように陰に隠れたようなことになっている。今回私は少しでもそれを、隠れている部分に日の目をあてたいなと思って質問をいたしました。

先週の土曜日に三瓶町の元二木生小学校跡地において、養護老人ホーム三楽園が建設され新築落成式があって私も参加をさせていただきました。市長の挨拶にも、地域福祉の向上に資する建物が新設され、非常におめでたいというような御挨拶があったかと思います。総工費 11 億、設備費5000 万、トータルで 11 億 5000 万という非常に大きな事業でありまして、三瓶にそういう新しい施設が建ったということは私も、三瓶在住の議員として非常に喜ばしく思っております。ありがとうございます。

再質問であります。

今回の補正でも、障がい者支援に１億 2000 万ほどの予算が補正で上程されています。補正で１億 2000 万と比較的大きいなあという感じがいたしております。ただ財源のほうにしては、国庫支出金が２分の１の 6000 万、県支出金が４分の１の 3000 万、残り４分の１が西予市が補填するということでやっていると。そんなことで、厚生に関わる福祉に関わる部分については国や県の政策が非常に大きなウエートを占めていて、上からおりてくるというようなイメージがございます。

一方で、今定例会の冒頭で市長、所信表明されましたけれども、今令和７年度の予算編成に取り組んでいて非常にバランスをとるのが厳しいということで、集中と選択をしなければならないというようなことがありました。

一方で今回の福祉に関することは、きちっと予算を確保して取り組まなければいけないと考えているという部長の答弁もございました。そういう選択と集中といいますか、そういうことについて、来年度の予算編成はどのように取り組まれるのか、お考えありましたら御答弁いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和７年度の関連予算に関する見通しについて中村議員から御質問がありましたので考えを述べさせていただきたいと思います。

今現在の予算運用については、今ほど行ってい

ただきました扶助費等については国の制度の改定や、そして、基準単価の増額改定、そして、サービスを受けられる方の増加などによりまして実績を見込んだところ、年間所要額に不足が生じるおそれがあるということで、本定例会におきまして、障害者総合支援給付事業や放課後児童健全育成事業などに多額の補正予算を計上をさせていただいた現状はございます。

また令和７年度の当初編成においては、さらに厳しい編成となるということは、私の挨拶の中でも述べさせていただいたところでありますが、そうは言っても市民の生活を支える社会保障面での予算におきまして、国県との関連もありますし、やはりこの地域で安心して暮らしていただくためにどうしても必要という部分もあります。

削減というのがなかなか困難を極めるというふうに私は思っておりますが、どうしてもその中でしっかり財源として確保しなければいけないことについては確保したいと思いますが、これまでにない厳しさ深刻さを持って臨む必要があり、今事業をそのものを見直しておりますし、ただ、令和７年度だけではなく、昨日の山住部長の答弁にもありましたように、やはり８年からの集中的な財政の改革に向けての取組の初年度、前段になると思いますので、その中で市民の皆さん、そして議員の皆様には、その厳しさというものを理解と御協力を賜りたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

御答弁ありがとうございました。

厳しいということは十分に承知しております。

７年度以降も、余り楽観できない状況がずっと続いていくのだなあということで、そこは議員としても、きちっと認識して見ていかなければならないというふうに痛切に感じております。

一方で住民サービスが低下してはならないという行政の命題も大きくのしかかりますので、そこのバランスについては、なかなか大変だろうと思いますが、頑張っていただきたいという言い方おかしいんですけれども、そこはお願いしたいということでございます。行政と市民が一体となって活動する。ともに支え合うということが、福祉計画の中で特にうたわれております。行政に頼らずに何とか市民でもできることがないのかというような趣旨も含まれているかなと思うのですけれども、行政と市民が一体となって取り組む事業も今、多数あると思うんですけれども、これが取り組む体制はできているのかどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

住民主体の体制づくりについてお答えいたします。

住民が主体となって、地域課題に向き合いながら、地域福祉を進めていくためには、住民一人ひとりがその地域課題を自分の問題として受け止め、助け合いながら生きがいを持って暮らしていくという前向きな姿勢が必要です。そのためには、多くの人が地域福祉や地域づくりに関心を持ち、その活動に積極的に参加する意識の醸成と、その体制づくりが求められています。

第三次計画では、住民主体の体制づくりの具体的施策として、市民と行政の協働自治を実現し、コミュニティーにおける主体的な地域福祉活動への支援を図るため、地域づくり活動センターを設置し、地域課題解決のための仕組みづくりを進めることとしております。令和５年４月に、市内27 の地域、地域づくり活動センターを設置し、４つの機能が柱として備わり、その一つとして、安心安全な地域福祉への取組を支援する、支え合いつなぎの場を柱としております。地域づくり活動センターが各地域で住民参加の活動の足がかりとなっており、住民主体で地域活動を推進する体制や考え方が受入れられてきており、住民主体の体制づくりができつつあると感じております。

このほか、第３次計画では、住民の主体的な活動の土台づくりとして、住民の日常的な取組を後押しするための事業や、一人暮らしなど、高齢者世帯や障がいのある方、子育て中の親子などの生活支援を行うことにより、様々な立場の方の地域への関心や関わりを深め、社会参加機会を充実させることとしております。

また、民生委員・児童委員などの住民組織や、民間事業者などの専門機関と行政が連携を図りな

がら、地域づくり活動センターなどを拠点に、住民が主体的に地域課題の解決に関わることができる体制づくりをさらに進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

地域づくり活動センターのことが答弁の中にありました。住民主体の活動、体制づくりができつつあるという御答弁でしたけれども、具体的に地域づくり活動センターのほうで行われているその具体的な活動についてお示しいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

住民主体の体制としては、やはり、市内 27 の地域にある地域づくり組織が挙げられると思います。各地域づくり組織では、自分たちのことを自分たちの手でとの考えのもと、様々な取組を行っていただいております。

具体的な取組を御紹介しますと、三瓶東地区の三瓶やってみん会では、地域任用職員の方が中心となって、三瓶文化会館でラジオ体操を行われています。初めは、数名で始められたとお伺いしましたが、今では、常時 40 名以上の方が参加されていると聞きました。高齢の御夫婦が仲よく参加されたり、御近所の方が声をかけ合って参加されるなど、出かけて誰かとおしゃべりをするきっかけになっており、それがまた生きがいづくりと様々な情報交換の場になり、ラジオ体操を通じてコミュニティーが広がり、笑顔の輪が広がり、地域がつながってきていると伺いました。またラジオ体操の輪がいろんな地域に広がっているようです。

そのほかに野村町横林地区では、横林自治振興協議会の地域任用職員の方が、地域づくり活動センターの職員、そして地域おこし協力隊と協力して、各集落単位の集会所で、３時のお茶会をされています。踏み出してつくっていく活動を実践されています。住民の声が地域づくりに反映されているので、住民の方の地域づくりへの関わりが生まれ、一人ひとりが主体的に考える機運が生まれつつあると伺いました。

その他にもそれぞれの地域で、買物支援や地域食堂、地域の美化活動などが行われており、地域の困り事を解決し、自分たちの地域は自分たちでつくり、守り、生き生きと安心して暮らせる地域づくりに取り組んでおられます。

少子高齢化、独居者の増加、未婚者の増加など、人間関係が希薄になっていると言われる昨今ですが、こういった住民主体の活動により、集まりの場が設けられることで、お出かけ機会の創出や、支え合いのコミュニティーづくりにも寄与していただいていると思っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

三瓶やってみん会のラジオ体操について、私も３回ほど参加させていただきました。非常に明るい雰囲気で早朝から、早朝というか８時 45 分ぐらいですかね、ラジオ体操の第１第２をやると。ここの１階でも人権のほうでラジオ体操やっておられるような取組もあると思っております。地域の場で集まれる場をつくる。お茶会にしろ何にしろそれは非常に大事なことで、コミュニティーの関係が希薄化しているという昨今ですから、もう一度そこについて、少し輪を広げていったらいいのかなあというふうに個人的には思っております。

地域づくり活動センターにつきましては先般三瓶の意見交換会がありまして、民間事業者スーパーが、地域づくり活動センター２カ所ほど移動する販売所を週に何回か回しているという話がございました。新たな取組として注目しております。端々のところでは、買物難民と言ったら失礼かもしれんが、買物に不自由しているという御高齢の方も多いので、そこについて移動販売車が行って、お店を広げると。売行きも上々で採算ベースに合っているのでぜひ継続してやりたいという事業者の話も伝わっておりますので、そういうことも、西予市全般の端々のほうまで広がっていくといいのかなあというふうに思ったりしております。

次の質問に参ります。福祉ということの推進に

当たっては、地元の方々のボランティア活動が欠かせないと思いますが、その推進体制はどうなっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

ボランティア活動の推進についてお答えいたします。

福祉のみならず、地域づくりや災害支援など、幅広い観点において、ボランティアは非常に大きな位置づけがなされているところでございます。

第３次計画の策定時に行った市民アンケートでは、ボランティア活動に参加したことがない理由として最も多かったのが「仕事や家事が忙しくて時間が取れない」という理由であり、２番目の理由は「どのような活動があるのか分からない」でありました。また、ボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして挙げられた主なものが、「相談窓口や参加しやすい仕組みがあること」また「活動に関する情報」などでした。

このような御意見を踏まえまして、第３次計画では、その活動の普及啓発に努めるほか、ボランティア登録の促進、ボランティア講座や体験事業の充実を挙げております。

社会福祉協議会では、ボランティアセンターとしての基盤強化を図るとともに、傾聴や朗読のボランティアの養成講座をそれぞれ年に数回ずつ実施しているほか、特に近年全国で多発する自然災害を受けまして、災害ボランティア養成講座を令和３年度から毎年実施しております。しかしながら、この養成講座のこれまでの受講者数は、延べ57 人にとどまっており、今後は、市内全域から、より多くの市民の皆様に受講していただくよう取り組む必要があると考えております。また、大規模な災害が発生した際には、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置することとしており、その運営などを中核的に担う職員の養成プログラムはこれまでに５名の社会福祉協議会職員が終了しておりまして、リーダー養成も進んでいるところでございます。今後は、各種受講生の増加のほか、ボランティア登録の勧奨もさらに進めていく必要があり、このような取組に参加しやすい仕組みづくりとともに、ボランティア活動のさらなる充実に努めるものでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

どこに相談したらいいのか分からないということが非常にハードルとしては問題かなというふうに思います。相談窓口、どこに相談しに行ったらいいのかなということは福祉の相談の事にも関わるような気がしておりまして、平成 30 年豪雨のときには、たしか社会福祉協議会の中にボランティアセンターが立ち上がって、日々全国から集まったボランティアの方が朝登録されて、各地に現場に散っていくという光景が日常にしばらくなっていたように思います。私も何日か参加しましたけれども、ボランティアセンターの登録はいたしませんでした。特に、地元ですから、何かをするということについては登録云々ではなくて実際に汗をかくことが大事なのかなあというふうに、考えたりします。行政に言われるより自分から何かしら持ち出していって困っとらへんかなあというふうに軽トラで配ったりする。そういうことが非常に人々の役に立つんだなという実感がありましたので、今後もそういうことについては進めていきたいなという気持ちがございます。

私この２月にめでたく 65 歳になりまして、高齢者の仲間入りを果たしました。福祉をする側、支える側から支えられる側にもあるのかなあというふうに社会的な位置づけが変わったのかなあというふうに思ったりしますが、自分なりには元気なうちはできるだけ支える側で言いたいなあということがありまして、今後もそういうふうにやっていきたいなと、個人的なことで申し訳ありません。

続けます。福祉サービスにおける情報発信の手段と、住民からそういう相談を受けるときの体制についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

情報発信の充実と相談体制についてお答えいたします。

第３次計画では、基本目標のひとつに、福祉サービスの充実と包括的な相談体制づくりを挙げており、誰もが分かりやすい情報発信の充実と相談体制の充実を取上げています。第３次計画の策定時に行った市民アンケートでも、分かりやすい情報提供を求める多数の意見が寄せられておりました。情報を一方的に流すだけでなく、ホームページ、広報せいよ、ケーブルテレビ、各種パンフレット、ガイドブックを活用し、身近な施設に配置するなど、広報活動に努めております。

また、高齢者の方や視力・聴力に障がいのある方には、音声や手話など、多様な手法を用いたり、パンフレットなどのレイアウトを工夫するなど、分かりやすい情報発信に努めております。さらに、高齢者、障がいのある方、子どもを持つ保護者など、誰もが身近な地域で気軽に相談できる窓口体制の整備が求められております。

市では、福祉の総合的な相談を受ける「福祉総合相談センター」を設置しており、内容に応じて関係機関と連携して、市民からの多様な相談に迅速かつ的確に対応を行うよう努めております。

また、令和５年度に西予市成年後見制度中核機関連絡協議会が発足し、成年後見制度の地域連携ネットワークづくりを推進していく体制も整えました。さらに、令和６年４月には、こども家庭センターを設置いたしまして、妊娠期から子育て期にわたり、子どもに関するあらゆる相談窓口として支援を行っております。各相談機関は、相談支援の専門性を高めるとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、子育て支援センターなど、保健・医療・福祉の各関係機関との連携のもと相談内容に応じて的確な支援を行うことが必要です。また、身近な相談相手である民生委員・児童委員や各種相談員には、市民の多様な相談に的確にアドバイスできるよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や、地域への積極的なかかわりを推進しております。

令和５年度には、地域づくり活動センターが始動しまして、身近なセンターから本庁各課の担当と直接相談ができるような仕組みも構築されました。今後も、関係機関と連携を強化し、情報共有を密に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

周知するということについては、ホームページ、広報せいよ、ケーブルテレビ、この３つが主要な３つとして挙げられました。いつも行政が市民のほうに対して発する情報としては、１番がホームページで、その次に月刊の広報せいよ、そしてケーブルテレビを御覧いただくということは、間違いなかろうかと思います。

ただ、この市民アンケート等を拝見したところですね、20 歳以上の市民 2,000 人に対してアンケートを実施して、回答が 891 人で 44.6%の回答率であったと。そのアンケートも半分に満たないのだけれども、アンケートの中で、西予市地域福祉計画を知っていますかという質問が今般の第４次の策定に当たって発せられていまして、これについては、西予市地域福祉計画という計画を知らなかったという方が 81.1%に上っていると、そういうデータがあります。非常に大事な計画なのに意外に知られていないのだなあと、アンケート発出した方に対して返ってきた答えがそうなので、返ってこなかった分母も含めると、意外に知られていないのだということがあろうかと思います。

ホームページを見るという行為につきましては高齢の方がパソコンを開いて一番ネットのトップメニューからググって、西予市というキーワード検索をかけて、西予市ホームページにたどり着く。そこから自分の興味ある関心のあるところにリンクを張ったところに移っていくという操作が必要かなあと思うんですけれども、それは御高齢の方にとっては意外に荷が重いんではないかなと思ったりいたします。広報せいよにつきましても、全戸配布ですから皆さんのところに行っている。だから皆さん全員が読んでいるはずだというのが西予市側、行政の認識かもしれませんが、受け取る住民側からするとああ来とらいっていうふうに、表紙だけ見てポンと置く、その後はぱらぱらっとめくって終わりみたいなことも結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そういう、地域福祉計画を周知する。今度、４次の計画が出ますよという案内をしたりする。それについてパブリックコメントを求めたりする。今ちょうどパブリッ

クコメント募集している期間中であると思いますけれども、そういうコメントを求めることについて、広報せいよ御覧なってますよね。あるいはホームページを見られましたよねという前提で言うとなかなか難しいというところがあるんじゃないかなと思うんです。なので、どのくらいの方がホームページを御覧になってそういうふうにきちっと開くのか、あるいは広報せいよをすみからすみまで読む方がどのくらいいらっしゃるのかなということが、素朴な疑問として浮かんでまいります。そういうところも少し行政のほうでつかんでいただいて、今後の参考課題にしていただきたいなと思います。

今日、私がこの質問をしているのも半分以上広報のような意味合いもありまして、実は私も第４次の地域福祉計画の策定委員になっておりますので、別にこの場で聞かなくてもいいのではないかというふうに副市長あたりは思われてるのかなと思いますが、あえてここに出させていただきました。パブリックコメントについて少し御答弁いただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

初めに、パブリックコメントはということで、御説明させていただいたらと思います。

パブリックコメントとは市が市政に関する基本的な計画や、条例案等を作成する過程において、あらかじめ定めた期間にその案を公表しまして、広く市民の皆様の意見を募集し、市民の御意見を計画作成に反映させることを目的としております。いただいた御意見を考慮して、意思決定を行うわけですが、その結果を公表する、一連の手続をパブリックコメントと申します。

今議員がおっしゃっていただきましたように、現在第４次地域福祉計画を作成するに当たって、パブリックコメントを実施しております。期間は12 月６日から１月６日までです。周知方法は、従来の市ホームページへの掲載をしております。そのほかとしまして、福祉事務所福祉課及び各支所地域生活課での閲覧、市掲示場への掲示を行うとともに、市内の福祉関係団体等へも照会を行いまして、広く意見を募集するように取り組んでおります。多くの方に、第４次地域福祉計画（案）を御覧いただきまして、御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

そういうことですから、パブリックコメントが１つでも２つでもあるように私も願っております。前回の第３次に関わるときにはパブリックコメントは残念ながらなかったというふうなことも、お聞きしておりますので、今般は、何件か寄せていただいたらなということをこれ私のほうからもお願いしておきます。

続けます。防災あるいは減災ということが大きな目標として西予市でも掲げられております。福祉計画の中でもここはうたわれておりまして非常に重要なパートだと思っておりますが、その中における、自助、共助、公助の基本的な考え方について御答弁を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

防災、減災における自助、共助、公助の基本的な考え方についてお答えいたします。

第３次計画では、基本目標の一つに「安心・安全のまちづくり」を掲げ、その取組の第一に「災害に強いまちづくり」を取上げております。その行動指針として、自助を「市民の役割」共助を「地域の役割」公助を「行政の役割」と位置づけ、災害が発生するまでに私たちができる防災や減災の視点で、それぞれの考え方を示しております。

まず、自助は、市民が普段から地域交流を深め、見守り活動や避難訓練などに参加すること、また、防災情報に関心を持ち、学ぶことによって、自主的に行動できるようになることとしております。

共助については、地域において避難訓練などを行い、避難に支援が必要な対象者の支援体制をつくること、身近な防災マップの作成などを地域で行うこととしております。

そして、公助については、行政は、関係機関と連携を深めるとともに、人材育成支援にも努めるなど、実効性のある防災体制を確保すること、施

設や体制整備を効果的に行うこと、民生委員・児童委員や、消防団、自治会などと協力し、避難に支援を必要とする方の支援体制をつくっていくこととしております。

人口減少、高齢化が進む中、災害発生時においては、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者への対応が重要となります。災害発生時の避難体制や災害発生後の様々な支援体制について、市民、地域、行政が日頃からそれぞれの立場で準備しておく必要がございます。

市といたしましては、地域防災計画などをもとに効果的な施設整備、体制整備に取組、各種団体や地域住民等の御協力により、避難行動要支援者への支援体制づくりを推進していくとともに、市内各地域において、効果的な避難訓練、防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

一点再質問させてください。

避難行動要支援者への対応が非常に重要となるということは言うまでもないことです。私以前にも一度尋ねたことあるんですけれども、避難計画については全体のこととは別に個別の避難計画を策定されているかと思います。これの進捗状況について、御答弁いただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

避難行動要支援者個別避難計画の進捗についてお答えいたします。

災害時に自力で避難することが困難な方に対して、個別の避難計画を作成し、近隣協力者を選定し、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制づくりを進めております。対象者は、高齢者や障がい者など避難に配慮が必要な方のうち、災害時に自ら避難することが困難な方で、個人情報の提供に同意された方になります。12 月１日現在の状況を申し上げますと、避難に配慮が必要とされる方は 6,248 人いらっしゃいます。そのうち、個人情報提供に同意をいただいた在宅の方で、自力での避難が困難な方や、家族の支援を受けることができないなどで避難時に支援が必要な避難行動要支援者は 1,720 人となっております。この要支援者の方々には、民生委員や関係機関の協力も得ながら、各地域の自主防災組織等にこの制度の説明を行い、個別避難計画の作成依頼を行っているところです。現在のところ、530 人が作成を完了しておりまして、作成率は 30.8％となっております。

今後も地域の皆様、関係団体の御協力をいただきながら、順次作成を進めてまいりたいと考えております。災害はいつ発生するか分かりません。避難行動要支援者個別避難計画を活用した実効性のある避難支援体制づくりに向け、関係する皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

1,720 人中 530 人が完了している、達成率 30.8％ということでした。これはもうできるだけ速やかに災害がいつ来るか分かりませんという部長の答弁もそのとおりでございますので、やっていただいたらな、進めていただいたらなというふうに考えております。よろしくお願いします。

最後の質問に参ります。最近、成年後見人制度がクローズアップされております。先ほど部長の答弁にもございました。今後も非常に重要なことかなと思いますが、この成年後見人制度について直近の年度で西予市においてはどのぐらい相談があったのか。また、このことにおける地域包括支援センターとの連携はどのようになっているのか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

長野福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

成年後見制度の利用促進を今現在行っておりますが、その利用促進と地域包括支援センターとの連携についてお答えいたします。

認知症や精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちが、住み

なれた地域で尊厳を持って、その人らしい生活を継続することができるよう地域共生社会の実現を目指す必要があり、成年後見制度の利用の必要性は非常に高まっております。

このことから、令和５年度に西予市成年後見制度中核機関連絡協議会を設置いたしまして、運用を開始いたしました。まずは、制度の周知や、相談対応を行い、令和５年度には制度について知りたいといった相談が 10 件ございました。成年後見制度の利用に当たりまして、高齢者の身近な相談窓口の一つとして、地域包括支援センターがございます。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の生活を支えるため、相談支援機関として市が社会福祉協議会に委託して設置しているものです。地域包括支援センターでは、高齢者の困り事や、様々な相談に応じていますが、それらの中には、複雑な問題を抱えたケースも少なくなく、その解決の道筋として、成年後見制度の利用につなげていくという事例が徐々に増えています。そのような事例といたしまして、令和５年度には 38 件の相談があり、裁判所への申立てにつながった事例が６件ございました。地域包括支援センターの認知度は年々高くなっており、昨年度には、高齢者や、その家族から 800 件を超える相談が寄せられております。その一方で、地域包括支援センターが成年後見制度の利用についての相談支援の窓口であることは、まだ広く知られているとは言えない状況です。

市といたしましても、成年後見制度の普及や相談窓口の周知を図り、地域包括支援センターと連携した取組を進めるとともに、相談から申立てに至る流れがスムーズになるよう、連携を密にしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

地域包括支援センター、私厚生常任委員会に所属しておりますので、先般、その職員の方々と意見交換をさせていただきました。長寿介護課の課長も同席しておられまして非常に意義ある時間だったかなと思っております。なかなか、介護と医療を結ぶ、あるいは、在宅、訪問の看護とか、いろんな多岐にわたる職種を介護士や保健師さんも含めて、もう 20 人ぐらいの規模で西予市全域をカバーしておられる大変な仕事だなあと思うのですけれども、成年後見人制度につきましては、令和５年度に中核機関が設立されて西予市では、利用促進する制度として始まったばかりということでございます。

一方で中核機関があって申立てがあって、裁判所に持ち込んでやらんといかんなということになったとしたときの後見人、引き受けされる側ですね。そこの人材が少し弱いのかなあということをある場所から聞きました。弁護士さんとか司法書士さんとか、資格のある方でないと引受けができないのだというようなハードルの高さがあるのかなと思ったりしますが、いやそうではない、もう志のある方が覚悟を決めて私がやろうという方があったら、それはできるんではないかなと思ったりもいたしております。そういうところの人材を確保する。

今私これ高齢者サービスガイドブックという２冊持っております。これ西予市地域包括支援センターで発行しているもので、各種の事業所、医療機関全てが網羅されて丁寧に説明もなされている。成年後見人制度のページを開くとですね、成年後見人制度には、２通りのやり方があって、法定後見と任意後見と２種類あると。法定後見は、当事者が認知症になって判断能力をなくしたときに、周りの家族とか誰かが、この人は危ないから何とか後見人つくってもらわんといかないというのは法定後見だと思っています。一方で任意後見というのもありまして、現在は判断能力がある人が自分の判断能力が十分なうちに低下したときに備えて、あらかじめ契約で決めとく制度ですというふうにあるそうなので、例えば、身寄りがない、今一人で暮らしてるんだけれども、将来が不安だという方がもしいらっしゃって、その方が自分の判断力、能力がなくしたときのために、今のうち任意後見申込みたいということがもしあるとすると、それは申込み件数が大分伸び、増えていくんではないかというふうに思います。そういうことにあらかじめできる体制をつくっておくことも重要かなと思います。そういう成年後見人制度の後見人になられる方という方々を、今後は、西予市としても、考えていかんといかんというふうに思った

りいたします。これは、この一般質問を終わり終えるに当たって別に答弁求めません。私の個人的な意見としてお聞きいただければと思います。

いろいろ言いました。福祉とは幸せをいうというふうにググると書いてありました。誰もが幸せに生きる権利があると。それは福祉を受ける側も支え合って支える側にもそうなのだと。ボランティアをすると、ボランティアをされる側よりする側のほうが勉強になった、心の糧になったということも、よく聞いたりいたしますから、そこについては、する側される側というサイドを超えて、お互い一体となってやっていかんといかんのかな、管家市長の言われる暮らして安心な西予のまちづくりということについては、福祉は非常に重要なパートを持っているんだということを、この場で表明という言い方をおこがましいんですけど、そういうことを少し今日はお尋ねして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○源副議長

暫時休憩いたします。（休憩　10 時 58 分）

○源副議長

再開いたします。（再開　11 時 15 分）

次に、18 番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

議長より許可をいただいておりますので一般質問を行いたいと思います。昨今テレビを見てますと、世界の政治が動いてるなという感じがいたします。そして、国が平和でないとやはりいけないなと。人間の幸せ、生きるということが、どんなことであるかということをつくづく感じさせられる昨今でございます。子どもたちが非常に危機に瀕してる。病気になっても受けられない。そのような世界が地球上でたくさんいるということを考えまして、こうして一般質問ができる幸せを感じておりますけれども、今回、質問いたします南海トラフ地震についてから、３点につきましては、南海トラフ地震が発生後、対応についてお聞きするわけでございます。発生する前のこと、発生のときの対応、発生後の対応について、南海トラフ地震が発生した後のことについて、対応について３点についてお聞きをいたします。

さきの議会で山本議員の質問に対して、実質公債比率、自主財源比率、財政力指数、実質単年度収支、経常収支比率などの西予市の財政の指標を答弁されました。これにつきましては、令和６年から７年ぐらいから財政が非常に逼迫するということは 10 年ほど前から、シミュレーションを示していただいております。２度３度このシミュレーションについては議会に示していただいたことを７年度から、非常に厳しい財政状況に来たのかなということを考えております。私は、やはり危機的な状況であるというふうにとらえております。

それに対しまして、昨日源議員、宇都宮議員から財政についての質問がありました。そのときにいろんな話が出ましたけれども、財政につきましてもそうでありますが、南海トラフ地震につきましては４月 17 日の深夜だと思うんですが、11 時過ぎだったと思うんですが、豊後水道とするマグニチュード 6.6 の地震が発生し、愛媛県全域で大きな揺れが襲われました。私も寝てたんですけどもびっくりして起きましたけれども、南海トラフ地震はマグニチュード 8.9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70%から 80%とされています。私がその年まで、私が生きてる間に来なかったらいいなというような願いがございますけれども、それに対して、想定した防災・減災対策や防災力の強化に向けた具体的な対応や、そういうことはなされております。自助、共助、公助、先ほど中村議員の中にも福祉の中で出ましたけれども、災害につきましては、特に自助の命を自らが自らの命を守るということを最前提にするということが、私は一番大切だと思っております。今日、質問しますのは公助でございます。公助の中でも先ほど申し上げました、発生した後の対応の公助を３点について質問をします。

財政につきましては、昨日質問されましたけれども非常に厳しい状態であるということを認識いたしました。今まで財政が厳しくなることを市民に知らしめ不安視されるのは困るというようなところもありまして、財政の質問は余りしなかったんですけども、もうここまできますと財政の健全化に向かって、南海トラフ地震発生後の財政的な支援があるのかということについてお尋ねをいたします。

１点につきましては、西予市の財政ってのは、ただいま預金が 102 億、簡単に言えば。そして借金になる返済しなければ駄目な金額が 384 億あるということでございましてね、昨日の説明で。そして、単年度収支はここしばらく 10 年ほど赤字ということになるので、これが減ることはないというようなところで、非常に財政的にも厳しくなっております。慢性的な赤字がずっと続くということでございますので、行財政改革をしなければいけないということを先般からいろんな面でこの話が出ておりますが、これからこの厳しい中で、この地震に対する南海トラフ地震が起きたときに財政的な余裕があるのか。例えば、先ほどの答弁ですけれども 31 年度までには、40 億ぐらいのピークの返済になってる。ただし、借入れはもう今から 25 億しかしませんよという説明がございました。こういうことに対してその中で、その間に起きればなかなか大変でしょう。ただしそれからあとにおける準備とか、そういうものもやはりしなければいけないんではないかと思います。財政的な余裕をどのように考えてあるか。南海トラフ地震に対しての所見をお聞きをいたします。そして、これに対する先ほどから言いましたように基金、こういうものに対する考え方をお聞きをいたします。そして、自治法改正が先般の質問にも法改正が国のほうでなされたことについて、自治法改正についてお尋ねをいたしました。大規模な災害などの非常時に、自治体に対する国の指示権を拡大する改正自治法が成立いたしました。９月多分施行だったと思うんですけれども、コロナウイルス災害時などのときに、行政の混乱を踏まえて、迅速な対応がとれるような制度であると思います。しかし、行使の要件が曖昧で地方自治への不当介入の懸念も残っております。国民の生活、生命保護のため特に必要と判断すれば、必要な対策の実施を指示ができるということなんですよ。命令ができるという言葉じゃないんですね。指示ができるということでありますので、法定受託事務だけではなく、自治体の自由度の高い自治事務も対象としてあるようでございます。事前に自治体からの意見を求めることは努力義務、先般の 30 年のときには、自治体がコロナとかそういうことに関しては自治体からの意見を求めて、国が対応してたというのが、国が生命に特に必要だと判断すれば、指示ができるようになったというようにとらえております。そのときに、この南海トラフ地震が起きたときに、どのような対応をするように考えておるのかをお尋ねをまず３点。財政についてと、自治法についてと、それから基金についてと、３点についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではただいまの酒井議員からの南海トラフ地震の発生を踏まえた財政の課題、そして基金の取扱い、また、改正自治法に対する見解等についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、南海トラフ地震発生を想定し、また、発生後の財政面の課題等についてお答えをさせていただきます。

近年、当市が直面をいたしました大規模災害としましては、平成 30 年の西日本豪雨災害がございます。尊い命を失うとともに多くの家屋、公共施設等が被災をいたしまして、甚大な被害を受けました。直ちに、生活支援、また復旧等に向けた財政出動を行うということを決定いたしまして、数次の補正予算を編成いたしまして対応したところでございます。そのとき、財政調整基金は 27 億円、災害対策基金６億円、これを財源として補正予算を編成いたしました。今後も、災害発生時におきましては同基金を財源として予算編成をしていくということになろうかと思いますが、昨日の源議員からの一般質問で答弁をさせていただきましたけれども、今回の 12 月補正予算編成後の財政調整基金残高は 11 億円。災害対策基金残高は５億円となる見込みでございます。

南海トラフ地震による大規模災害が発生した場合、これらの基金の投入だけでは迅速な災害復旧に向けた予算編成ができない可能性がある。そういった状況にあると言わざるを得ないと思います。特に、財政調整基金におきましては、令和７年度当初予算編成後の期首時点におきましては、わずか数億円になる見通しでございます。大規模災害を想定とした場合、20 億から 30 億円程度の財政調整基金が一時的に必要であると、これは、経験上そういうふうな実態があろうかと思います。

このことからも、現在令和７年度の当初予算編

成を進めているところでございますが、令和７年度の予算とともに、令和８年度から３年をかけて財政健全化に向けての大胆な行財政改革を集中的に実施する計画を策定するよう進めているところでございます。昨日来、非常に厳しい財政状況、これからの取組についてお答えをさせていただいておりますけれども、それを乗り越えなければ安定した財政運営は難しいと考えております。それらを踏まえた上で徹底をした歳出の抑制、さらなる収入の確保に努め、安定した行財政運営の確立、そして、基金残高の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

そして次に、南海トラフ地震が発生した場合におけます、本年６月に改正されました地方自治法の効力についてお答えをさせていただきます。本年第３回定例会の一般質問におきましてこの自治法改正の概要として、大規模災害や感染症の蔓延などそういったものが発生し、国が予想外の対応をしなければならなくなった際、個々の法律の改正手続を経なくとも、迅速に指示を行うことが可能となったということは御説明を申し上げたところでございます。「南海トラフ地震が起きた際に国と市の関係はどうなのか。また、命令系統はどうなるのか。」そういったことにつきましては今回の改正自治法を適用して行われる措置は、あくまでも個別法の規定では想定されてない事態が発生した場合そういうことになろうかと思います。南海トラフ地震が発生した場合も、基本的には災害対策基本法等の災害関連の法令に基づいた対応をとることとなります。改正自治法の適用は、あくまでも例外的なケースに限定されるものであり、この改正法によります国と市の基本的な関係については何ら変わるものはないと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

財政が非常に厳しいことは、もうこの議会で各議員さんがいろんな質問をされました。その中で思いますのは、私は財政についての対応、25 億に抑えるだとか、それから現在ピークが 27 年度の 45 億だとかそういうことありますけども、財政についての行財政改革が予定どおり答弁どおりできなかったらどうなるんですかというところが一番問題なんです。そのために、理事者、議会、市民、そういうものが理解を持って、しっかり対応していかなければいけない。そのように考えておるんですが、後ほどちょっと最後に聞きますけれども、市長に決意のほどを聞かせてもらいたいと思っておりますが、実際のところ、このような財政になった原因というのはいろいろある。私も長いこと議員やっておりますので、議会の議決権をしっかり行使してやらなければいけなかったのかなと思いますけども、もう 10 年前から、今の令和７年度ぐらいからは財政が逼迫するよってのは国の三位一体改革からあって、市町村合併、そういうことからずっとあって合理化に合併して、ひとつ財政も緩くなるんかなと思ったらむしろ厳しくなる。そのような局面に立ってるとこで、国の対応もしっかりと求めていきたいとこのように思っております。

自治法の改正についての対応ってのは、そのとおりですけど、もしなったときには今までは自治体が、要望を出して対処していただいてた。今回からは南海トラフ大地震になったときには、国があせよ、こうせよと言ってくるんですかということなんですよ。例えば、今、家で例えればね 102 万円の貯金がある。384 万円の借金がある。そして、そこへ単年度の収入は赤字だというときに、誰か家族が大きな病気をしたらどうするんだという問題なんですよ。例を挙げれば、そういうことに直結したときに国かどっかから貸してもらうんだとか、南海トラフ地震が起きたときには西予市だけじゃないんですよ。その辺りも構えて自治法の国がどれぐらいやってくれるのか。だから先ほど言いましたように、指示はできるけど命令はできないということで、愛媛県の自治体の中でも西予市の議長と市長はおおむね賛成っていうことの答弁を愛媛新聞の調査でしております。議長 10 名が賛成で、２名が反対で内子町議会は反対決議を出している。そのようなことがありますので、しっかりとこれについても精査して、官僚、職員の中でも勉強していただきたいなと思っております。

次に移りますが、南海トラフ地震が発生した後の問題で原水、水の供給でございますが。被災、

埋没されている水道管の破損、消火栓の破損などはどのように対処計画があるのか。特に、私今日質問してるのは明浜、三瓶のような海岸部のことを非常に強く意識をして質問をしております。といいますのは、能登半島の今度の地震が非常に復興が遅いです。地形的にも私どもと似てるというふうに考えております。孤立地区が出てくるそのようなところで御質問しますけれども、先ほど言いました原水、これ南予用水の水ということでとらえていただいて結構です。埋没されてる水道管の破損、これは378号線に津波が来て、それこそ全部海に持っていかれたらどうするのか。消火栓の破損というのは家が倒壊して、消火栓が１つなくなると全部とまっちゃうんですね。水の供給も。そして火災も発生する。そのときにはどのような対応にするかを計画があるのか考えておられるのかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

南海トラフ地震が発生した後の水の供給についてお答えをいたします。

大規模災害時におきましては、議員御指摘の南予、三瓶地区への水道水を供給しております南予水道企業団の各浄水場・導水管・取水塔などの施設にも甚大な被害が想定をされます。この中で、被害時には、まず、南予水道企業団の明浜、三瓶浄水場の貯留水を市などが保有をしております給水車により避難所に配ることとなります。当市の水道管の破損などにより、広域断水が発生した場合には、全国組織であります公益社団法人日本水道協会に応援要請を行い、協力体制に基づいた相互応援活動を行っていただくこととなっております。さらに、市内の水道工事業者等で構成をいたします西予市環境設備協同組合と災害時における復旧作業に関する協定を締結し、被災後の迅速な復旧に関し、支援要請が可能な体制を整えております。

また、御質問の中にございました津波等によりまして、国道378号が通行不能となり、孤立した場合の給水につきましては、まずは国道以外の県道・市道・林道等の給水車が通行可能な経路を確保し、給水することとしますが、どの経路も通行ができない場合には、船による海上輸送で支援物資とともに飲料水を運搬するよう関係各機関と調整をいたします。

次に、消火栓が破損し漏水した場合は、まず上下水道課職員が一番近いバルブを操作して止水を行いますが、大規模地震では、多数の配水管等で漏水が発生するため、緊急遮断弁を設置している配水池や各配水池で止水することとなります。水道施設の被害や水圧の低下等によりまして、消火栓の使用が困難となることも考えて、災害時には消火栓に偏らない計画的な水利配置を計画するとともに、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や、消防活動の困難な地域等においては、地元からの要望により、耐震性貯水槽の整備を推進することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18番酒井宇之吉議員

どんな形で災害が来るか被害があるかっていうことはちょっと想定できないとこもありますので、その辺りを精査して、しっかりと対応できるように準備をしていただきたいとかように思います。

そして３番目の重機オペレーター不足について質問をいたします。この件につきましては、30 年の７月７日の災害後、いろいろ復旧をするのにおきまして建設業協会の中に、重機を持ってるところがレンタル制になっておりまして、間に合わなかった経験を私は記憶をいたしております。それにつきまして、西日本豪雨につきましても、レンタル会社がダンプにしても重機にしてもほとんどないという状態になりました。その辺りの問題に協会なんかとは、南海トラフ地震の契約なんかしてると思いますが、業者との契約の中で、レンタルでないところとかそういうことをどういう様に対応して、万が一起きたときはレンタルは借りれない。その代わり自社の重機を建設業者の自車を動かす以外にないというようなときの対応について、どのように考えておられるかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

重機オペレーターの関係でございますけれども、能登半島地震におきましては、道路の寸断によりまして多くの孤立集落が発生をいたしました。同様に、半島部、中山間地域を多く有しておりますこの西予市におきましても、孤立集落対策として道路整備や通行の確保等の重要性を改めて認識をしたところでございます。

当市におきましても、発災時の物資輸送や集落へのアクセスルートを確保するために、早期に国・県と連携するとともに、発生後直ちに啓開作業に着手できるよう、愛媛県建設業協会西予支部と先ほど議員のほうからもございましたけども「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結いたしているところでございます。

しかしながら、当市は広域かつ多様な災害が想定されるわけで、大規模災害時において、市内建設業者のみでは、重機等の保有状況等から考えてみても、複数の現場を同時進行的に対応することは大変困難であろうとそういったことは言わざるを得ないと考えております。また、国・県・市が同時にそういった災害対応に当たらなければならないといったことから、各機関からそういった業者に対しての要請が重なるということも想定されます。ますます現場は混乱することも考えられます。当然、災害の規模にもよりますけれども、重機不足、オペレーターが足りないという状況も考えられますので、そういったことも踏まえまして、建設業者に限らず自主防災組織でありますとか、また、消防団、そういったところにおきましても、重機を動かせる免許保持者等の把握、そして災害に備えていただけるような啓発も必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

建設業界にしても、ほとんど働き手がないんですよね。そして技術者が不足してるわけですよ。西予市もそうでしょう。今、西予市も技術者が不足してるでしょ。そういうところがあってどこの自治体もそうなんですけれども、オペレーターとかいうのが少ないんで、ちょっとお尋ねしますけども、今建設業者とは契約は団体では契約しているけれども、個人の建設業者が自社の所有物として重機を協会で登録している重機台数とか、ダンプの台数とか、レンタルで雇ってるとこも結構業者なんか多いんですよ。そういうところはどれぐらいあるか調べておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えさせていただきます。

個人の事業者といいますか、いうとこまで細かくは把握できてない部分もあろうかと思いますけれども、現段階におきまして、当市のほうで把握をしている数についてお答えさせていただきます。

応急対策業務に関する協定施行者の所有している重機、またオペレーターの数でございますが、令和６年３月末現在におきましては、大規模災害時における応急対策業務に関する協定に関わっていただいております 37 事業者、その事業者で保有をしております重機は合計でバックホウが 237 台、タイヤショベル 28 台、ダンプトラック 141 台を保有されているということになっております。また、大規模災害時に対応できるオペレーターの数でございますが、こちらは 198 人と把握をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

数から言いますと、バックホウが 237 でオペレーター178 人、足らないですよね。早くも足らないんです。実際、そうすると個人の持ってる人たちに、これから何があったときに、自社でバックホウとかいろんなものを持ってるところに関しては、その方々に、助成金とか補助金とかまでは今言いませんけれども、その辺りの目配り気配りは、これからしっかりするようにお願いをいたしておきます。

最後になりますけれども、南海トラフ地震が発生後の対応ということですけれども、現在のところでございますが、市長は、先般、補正予算のときにもおっしゃいましたし、先ほどの答弁にも出

ましたけれども、非常に７年度の財政予算を組むのに難儀しているようでございます。８年度もそうでございますが、その辺りにつきまして先ほど言いましたけど、答弁にしっかりやらなきゃ駄目です。できなきゃ駄目なんです。そこで、財政の再建、健全化と行財政改革の中での健全化と言いましたけども、私はもう財政再生化になってる。再生しなきゃ駄目なとこまで来てるように思います。これは 31 年だから７年か８年の計画で、そして財政危機の脱出をしなきゃいけない。その辺りをひとつ市民がどれだけの理解があるか、その辺りが一番の問題だと思うんでこの財政の健全化につきまして、行財政のスリム化、このあたりも含めまして４つの施策を挙げておられますけれども、覚悟のほどをひとつお聞かせで願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの酒井議員からも、再生化もう健全化というよりか再生せんといけないという言葉いただいきましたけれども、私も再生化に向けて頑張らないといけないという気持ちでございます。

財政いうのは入と出があります。昨日から担当部長のほうからいろいろ御説明しましたように、入についても増やす努力をしないといけないし、やはり出すことについても、今までずっと慣例的な部分とかいろんなつながりで支出していた、特に一般財源を伴うものについてはですね、考えないといけないんですけれども、先ほど中村議員のところにもお話ししましたように、やはりどうしても切れないところもあるのも事実でございます。そういうところを今年度、７年の予算査定とともに、事業の見直しということも行っておりますが、やはりこれは助走の段階であると。今年の取組助走の段階であると思います。そして今年、ある程度のめどをつけて、そして令和８年から３年間集中的に改革をしなければならないと思っております。これが仮にできなければ財政というのは実質的な財政運営がなかなか困難になるというふうに私は考えておりますので、情報も流します。私たちの市役所の中の職員が考えることとあわせて、やはり市民、また議会の議員の皆さんにも情報をお流しいたしますので、その中で、やはり一緒になってこの財政を立て直し、今後 10 年そして 20 年と西予市としての発展が望める、やはり、財政は必要であると思います。

議員が南海トラフ地震のことを関連して準備が大丈夫かというお話もありました。近年、国もプッシュ型ということもありますけれども、やはり私どもは平成 30 年の災害というものを経験し、そこから、先ほど答弁した金額 20 数億の金額が一時的に必要であるという経験もございますので、そういうものが確保できるように、借金を減らしながら貯金ができる、そういう財政を行いたいと思いますので、市民の皆様の御理解、重ねてではございますけれども、議員の皆様の御協力をよろしくお願いをして私の決意とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

どうもありがとうございました。

その中で、人間的な心温まるような通じ合うような、行政改革をしていただきたいなと、かように願っております。

続きまして、農業対策について質問をさせていただきます。米の値段が上がっております。私は米の値段はこれぐらいが一番かなと思うところでございます。再生産にやっと米の原価に近づいてきたなと、再生産がやっとできる米農家の経済情勢になってきたなと。拡大生産まではまだ行ってないなと、経済的に。だから米をしっかり作って、そしてその中で農家が暮らしていけるような、やはり、農政をやらなければならないと思っておりますが、これもまた柑橘農業について質問をいたしますが、柑橘は三瓶と明浜と、まぁ須崎とか、鬼北だとか、遊子だとかいろいろありますけども、三瓶と明浜についての柑橘農業について質問をさせていただきます。本年度の柑橘農業生産予想、柑橘被害について、柑橘の被害で農家から非常にカメムシの被害、それから今年はイノシシの被害が非常にひどいと。もう余りにもひどいんでもう農家、ミカン作りやめようかという人もおるようでございますが、そしてまた、今まで数年わいていなかったヒヨドリというか鳥もまたわいており

ます。このあたりも含めまして、被害状況とか現状についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

本年の柑橘の生産予想及び鳥・猪・カメムシなどの被害状況についてお答えをいたします。

令和６年産の柑橘生産予想につきましては、個人販売や農業法人を除きますが、全農えひめ取扱い分として、10 月１日現在の愛媛県全体の予想量は温州ミカンが５万 3336 トン、前年対比 91%、中晩柑で４万 7282 トン、前年対比 98%、柑橘全体では 10 万 618 トン、前年対比 96%と予想されており、そのうち、西予市管内の予想量は、温州ミカンが 2,005 トン、前年対比 76%、中晩柑で 1,320 トン、前年対比 93％、柑橘全体では 3,325 トン、前年対比 82%と予想されておりました。しかしながら、直近の西予市管内の生産予想量では、温州ミカンが 1,690 トン、前年対比 63%、中晩柑が 1,286 トン、前年対比 89%、柑橘全体では 2,976 トン、前年対比 73%に下方修正されておりまして、また、直接、市内の柑橘生産者や農業法人等にも実態を聞き取りしてみますと、柑橘全体で、前年の５割から６割にとどまるのではないかとのさらに厳しい予想の声が聞かれております。

次に、裏年に加えて不作原因の一つと言われております鳥・猪・カメムシ等の被害状況ですが、カメムシにつきましては、チャバネアオカメムシの春先における越冬数が非常に多かったことから、県が令和６年６月７日付で、病害虫発生予察注意報を発表したほか、その後も異常な発生が続いたことから、７月 19 日には、さらに県が病害虫発生予察警報を発表し、防除対策を促していたところでございます。春から夏にかけての開花期や幼果期にカメムシ被害を受けた園地では、生理落果を助長し、特に集中的に被害を受けた一部の園地では、大部分の果実が落下して、収穫が皆無となったところがあるとの報告も受けております。

鳥獣害につきましては、柑橘においても、前年度と比較して被害報告が非常に多くなってきておりまして、特にイノシシにつきましては、生息数が増加し、市内での９月末までの捕獲頭数が 1,674 頭で、前年度の約 2.3 倍となっております。イノシシによる柑橘被害はミカンを食べられるといった食害だけではなく、枝を折る、樹木を倒すなどの被害も発生しており、一部では大きく収穫量が減少した園地があるとの報告を受けております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

イノシシの被害について、もう少し具体的に説明していただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

イノシシが非常に増えておりますが、対応といいますかそういうことですが、イノシシやニホンジカの捕獲数が大幅に増加している中で、本議会における補正予算のうち、有害鳥獣捕獲に対する予算としまして農業水産課所管の農作物被害対策事業で 1641 万円、林業課所管の有害鳥獣捕獲対策事業で 2704 万円を増額要求をしております。また捕獲を行うためのハンターの増員につきましても、毎年度愛媛県事業であります有害鳥獣ハンター養成塾を活用しまして、ハンター希望者の免許取得をサポートしており、今後も捕獲圧を高めることで、被害軽減を図るように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

もう１点お尋ねいたしますが、私の聞き及んでるところに言いますと、個人販売、これ個販っていうんですよね。そして、農業法人を除く全農えひめの取扱い分の発表でございますけれども、ひがしうわＪＡ、そしてまた西予市の場合は西宇和農協が三瓶がありますので、その生産数量が温州が 555 トン、これはひがしうわはですよ。中晩柑類の予想が 373 トンで、両方合わせて 1,000 トンにいかないんですよ。明浜だけで、昔、農業法人

なんかでき上がるときには9,000トンぐらいいってたんですよ。それが今 928 トン、三瓶も3,421 トン。三瓶と明浜と耕作面積同じぐらいなのに三瓶が3,400ぐらいあって、明浜が1,000トンにもならないのは、どういう原因だと考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

明浜につきましては、この数字に無茶々園さん等の農業法人の数字を加えておりません。あくまでも東宇和農協の共選に出た分と思っておりますんで、その分を合わせますと、ある程度三瓶には近づくものと、すいませんがちょっと具体的な数字までは今把握しておりませんが、そのように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18番酒井宇之吉議員

明浜共選が玉津共選に行くようになってから不安が多くなってきまして、これだけの1,000トンに落ちてるんかなと私自身は予想しております。

次に移りますけれども、これは温暖化によるいろんな弊害が出ております。温暖化による栽培品目の変化に対応するための改植そして、老木の改植、新植など、産地形成を新たに目指す時期に来ております。改植事業などの現状について説明をしていただいて、補助対象がどのようになってるかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

改植事業の補助体制についてお答えをいたします。

地球温暖化の影響で、本市においても気温が上昇するなど、高温多湿へと気候が変動しており、柑橘果実の浮皮、日焼け果、着色不良、着色遅延、生理落果などの高温障害が発生し、品質の低下や収穫量の減少などの影響を与えているところでございます。この気候変動に対応するためには、高温多湿に耐性のある品種への転換や、耐用年数の樹齢 30 年を超えた老木を改植するなど、生産性の高い園地に若返らせていくことが、気候変動に対応した産地形成を行う上で重要であると認識しております。

お尋ねの改植事業でございますが、国の制度に果樹経営支援対策事業がございます。この事業は、担い手の経営基盤の強化と、競争力の高い産地育成へ加速化を図るための事業で、産地計画に基づき、優良品種への改植・新植、小規模園地等の整備、労働力調整システムの構築、大苗育苗ほ場の設置等を行う担い手や生産出荷団体等の取組を支援するものです。この中の柑橘類の改植・新植への補助制度につきましては、古い品種や老木等を伐採・抜根し、その跡地に産地協議会が策定する産地計画に位置づけられた品種に改植することができまして、支援単価としまして、改植が 10 アール当たり 23 万円、新植が 10 アール当たり 21 万円の交付となっており、令和５年度における西予市での実績としましては、改植が 4 万 6757 平米、新植は 2 万 408 平米、合計で 6 万 7165 平米となっております。

以上、答弁といたしいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18番酒井宇之吉議員

補助事業があって温暖化が進む中で味の変化も今始まっております。温州系統でも、今までおいしかったところが、温暖化の影響で少しぼけてきたり、いろんなことがでてますので、産地の形成はこれからしていかなきゃいけない、そのようになっておりますが、その中で、柑橘も温州系統は28年、その他の柑橘は耐用年数ってのは30年、２つ違うわけですけども、そういう耐用年数もある中で、耐用年数を過ぎた品目や、そして、老木新しいにつきまして、改植できる品種ってのはどんな品種が推奨できるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

今回の補助事業での改植対象となる品種でございますが、西予市内では、三瓶地域は、八西地域農業振興協議会、三瓶以外の地域では、東宇和地

域果樹産地協議会の産地計画に位置づけられている品種となります。それぞれの産地協議会における品種を一部ですが抜粋をいたしますと、温州ミカンでは、極早生では日南１号・Ｎ－１など、早生では、宮川早生・田口早生など、中・晩生では、南柑 20 号・愛媛中生・石地温州、川田温州など、中晩柑類では、ポンカン・宮内伊予柑・デコポン・せとか・清見・南津海・はるか・河内晩柑・甘夏・甘平・紅マドンナ・紅プリンセスなどがあり、この計画に掲載されてない品種につきましては、補助対象外の取扱いとなります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

改植樹の選定ってのは、これからやはり市の中でもばらばらになるんではなしに、やはりＪＡなんかで生産母体、個販が多くなったからなかなかＪＡに出荷してないからＪＡの言うこと聞かないんですよ。そういうことがあって、もうＪＡに補助事業とか任しても、補助事業をＪＡのほうへ申請しない。いろんなことがあるんでその辺りも行政もしっかりと把握して、その辺りを対応していただきたい、そのように思います。そして、行政としてどの品種がいいのか。西予市にとって、ＪＡひがしうわにとって、西宇和の三瓶にとって、そういうものをしっかりと見定めるような努力をしていただきたいとかように思います。今年のミカンが非常に高値で売れますと少ないですから高くなってるんで、その辺りも含めて、いろんな情勢が、いろんな災害がありますので、カメムシも災害です、あれ、温暖化のおかげで年越しだしましたから、なかなか大変なときになっておりますが、よろしく行政のほうでも御指導を賜りますようお願いいたします。

３番目でございますが、先般、愛媛新聞読んでますと、各ＪＲ全部が往復切符中止という新聞が出ておりました。それについて、四国のＪＲは今までどおり対応するような計画もあるようでございます。ですから、Ｓきっぷってのも残るかなとこのように思っておりますが、ＪＲについて時刻表の改定につきまして、多分４月にはまた改定されるだろうと思います。あれだけＪＲの赤字がずっと来てますんで、卯之町が無人化されて、その辺りも含めて、いろんなＪＲの改革がなされておりますが、その辺りについて西予市の乗降駅の利便性のある通勤・通学の要望とか対処とかそういうものがなされておるんでしたら、お聞きをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ＪＲに対します要望についてお答えをします。

予讃線をはじめといたします各路線については、地域住民の日常生活や観光客には欠かせない移動手段であることはもとより、災害発生時の輸送手段としても極めて重要な社会インフラであると考えております。特に沿線の学校に通う学生にとりましては、学校生活に欠かせない貴重な交通手段となっていることから、学生をはじめといたします利用者の利便性が大きく損なわれたり、さらなる利用者の減少を招くことがないよう、ダイヤの見直しなどがあった場合には、必要に応じて要望を行ってまいりたいと考えております。また西予市だけではなくて、予讃線及び予土線沿線自治体とも連携協力をいたしまして、路線の確保・維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

酒井議員。

○18 番酒井宇之吉議員

ＪＲについては、今までいろんな線路の要望道路の拡張、いろんなものを要望してもなかなかすぐにはやってくれるところではなかったんですけども、少し柔軟になってきはじめたかなというような感じがいたしておりますんで、その辺りにつきましても対応していただきたいと思います。

最後になりますが、管家市政１期は、災害、火事、水道管の凍結、そして西日本豪雨、１期目はそれで終始したように思います。そして２期目はコロナ禍の対策で、２期目はほとんどそれで一生懸命になった。３期目は、南海トラフ地震の対応をしてくださいということで、私どっかで市長に公的なときにお願いしたことがありますけれども、どうも南海トラフ地震の対応というよりも、この

３期目は財政健全化に尽力をして、市民と議会と理事者方と一緒になって、西予市が住みよいまちにすることをお互いに誓い合って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○源副議長

お諮りいたします。本日の会議録署名議員の人数に不足が生じましたので、この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

異議なしと認めます。

よって本案を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○源副議長

追加日程第１、会議録署名議員の追加指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、16 番兵頭学議員を指名いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月 11 日は午前９時より一般質問及び質疑を行います。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会　午後１時52分

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　井関　陽一

同　　議員　小玉　忠重

同　　議員　二宮　一朗

同　　議員　兵頭　学

第　4　日

12 月 11 日（水曜日）

令和６年第４回西予市議会定例会会議録（第４号）

１．招集年月日　令和６年１２月１１日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年１２月１１日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和６年１２月１１日
　　午前１１時４０分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森揚子
　３番　山下昌和
　４番　宇都宮久見子
　５番　信宮徹也
　６番　宇都宮俊文
　７番　加藤美香
　８番　中村一雅
　９番　河野清一
１０番　山本英明
１１番　竹﨑幸仁
１２番　小玉忠重
１３番　源　正樹
１４番　井関陽一
１６番　兵頭　学
１７番　森川一義
１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　１５番　二宮一朗
１．会議録署名議員
　１３番　源　正樹
　１７番　森川一義
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名
　市　長　管家一夫
　副市長　酒井信也
　教育長　宇都宮明彦
　総務部長　山住哲司
　政策企画部長　大野本敦
　生活福祉部長兼
　福祉事務所長　長野静香
　産業部長　兵頭章夫
　建設部長　三瀬計浩
　医療介護部長　浅野幸彦
　会計管理者　岩本博文
　消防本部消防長　宇都宮憲治
　教育部長　谷口佳代
　明浜支所長　池田いずみ
　野村支所長　土居文人
　城川支所長　中城多喜恵
　三瓶支所長　藤井兼人
　総務課長　山崎徳博
　財政課長　安岡克敏
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　片山勇一
　議事係長　松本史子
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　会議録署名議員の指名
（１３番源正樹、１７番森川一義）
2　一般質問
3　議案の訂正について
4　議案第９５号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第９６号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について
議案第９７号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第９８号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
5　議案第９９号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について
議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について
議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について
議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について
議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について
6　議案第112号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について
議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について
議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)
議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)
議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)
議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)
議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)
議案第122号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)
7　請願第　４号　住民の「生存権」「幸福追

求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」に関する請願書

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　一般質問

3　議案の訂正について

4　議案第９５号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第９６号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第９７号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９８号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

5　議案第９９号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について

議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について

議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について

議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

6　議案第112号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について

議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について

議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)

議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)

議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)

議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)

議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)

議案第122号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)

7　請願第　４号　住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよ

う、「知事に伊方原発稼働
同意の撤回を求める決議」
に関する請願書

開会　午前９時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は早朝より傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

まず、日程第１会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に 13 番源正樹議員、17 番森川一義議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

日程第２、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

おはようございます。

インクルせいよのまつもとみきです。議長の許可をいただきまして一般質問をします。今回もなるべく誰が聞いても分かるよう質問するように心がけます。理事者の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。

今回の私の質問は防災、政策決定と市民、指定管理の進捗の３つです。

先月 11 月 26 日の夜に能登半島で震度５弱の地震が発生しました。また能登で大きな地震が起こるということに本当にやりきれない思いがしました。同じように感じておられる方もおると思います。防災においては様々な課題がある中で今回は情報保障に絞ってお聞きします。

私は手話を学習していることもあってこの情報保障が大変気になっています。災害時はどうしても素早く大勢に伝わる音声という伝達方法がまず選択されるんですが、これは基本であり大切なことです。ですが聴覚障がいの方には全く聞こえません。東日本大震災でも多くの聴覚障がい者がお亡くなりになりました。西予市でも、2018 年、平成 30 年の豪雨災害で被災されています。今、様々な方法で情報の伝達が進んでいます。そこでお伺いします。西予市では災害が発生したとき、防災無線の音声伝達方法以外にどのような方法で避難指示等をお知らせしていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害時の情報伝達方法についてお答えさせていただきます。

防災行政無線以外のそういった災害に関する情報伝達方法といたしましては、西予市のホームページやＬＩＮＥ、Ｘ、フェイスブックといった各種のＳＮＳからの発信、スマートフォンアプリ「コスモキャスト」、「みんなの防災アプリ」などスマートフォンを携帯していれば、市内や自宅にいなくても情報が入手できるよう多重化を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

いろいろあるっていうので、自分に合ったＳＮＳやアプリを選んで登録しておくと情報が必ず得られるっていうのはすごくいいと思います。

再質問ですが、聴覚障がいの方って火災の情報もすごく気にされています。火災は防災無線とコスモキャストの音声が対応してると思うんですが、今後ほかの方法にも火災情報を対応させていくっていうお考えはあるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

火災情報の取扱いについてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在のところ防災行政無線と連動いたしております情報発信については、スマートフォンアプリの「コスモキャスト」だけ

でございます。その他のＳＮＳからの発信については、そういった火災情報と連動していないということに加えまして、文字入力等を緊急を要する場合における時間と人員を必要とするといったことから、現時点では対応することができていないのが現状でございます。その対応について今後の課題とさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

今後、ぜひ目で見て分かるものっていうのを拡充していただけたらなと思います。一方で先ほど言いました豪雨災害のとき被災された聴覚障がいの方は、御高齢でスマートフォンを持っておらず、家に電話もファクスもなくて、当時は隣近所の方に助けていただいてました。もちろんデジタルって便利だなと思うんですが、手段であって解決ではないんだなということを教わった気がしました。万能ではないということを頭に置いてもらって施策を進めていただけたらなと思います。

次に情報保障のための多様な手法についてお聞きします。いろんな人が一緒に暮らしているからこそいろんな方法で情報発信することが必要だと考えます。西予市で暮らす外国人は 10 月末で 18 カ国、390 人と聞いています。市が実施しているやさしい日本語講座。私も一度受講させていただいたんですが、広報の 10 月号でも特集されておりました。そこから引用させていただくと優しいには、言葉の優しい簡単っていう意味と気持ちの優しいっていう２つの意味が込められていて、日本語を学ぶ外国の人、また子ども、高齢者、障がいのある人、たくさんの人にとってよい効果をもたらすコミュニケーション方法であると書いてありました。やさしい日本語の基本は、はさみの法則といって、はっきり言う、最後まで言う、短く言う、発端は 1995 年に起きたやっぱり阪神淡路大震災ということでした。コミュニケーションというのはふだんの生活でも、もちろん大切ですが災害時には特に大切になってくると思います。元旦の能登半島地震でもＮＨＫのテレビには「つなみ！にげて！」と平仮名で書いてあって、危険をあらわす紫とか、赤とかを効果的に使ってあったり、またアナウンサーも文章が短く伝えるっていう工夫をされていたと思います。そこでお聞きします。先ほどの防災無線の音声、またＳＮＳの文字情報など、やさしい日本語の考えを取り入れた災害時の情報発信については市はどのように考えておられるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害時におけますそういった情報発信を、より分かりやすく伝える方法ということで、特に外国人の方に向けてということでの答弁させていただきますけれども、外国人向けの「やさしい日本語」というのを防災に取り入れることによって、「避難指示」でありますとか「高齢者等避難」そういった災害対策基本法で定められている用語を用いるといったことで分かりにくくなっている。そういった表現を特に外国人の方は日本語に不慣れで難しい単語とかはなかなか理解することができない。そういったこともございますので、先ほどの「やさしい日本語」を取り入れるような形で、外国人に伝わりやすい表現を使っていきたいとは考えております。市内には居住されております、また滞在されております外国人の方が、そうした災害の発生した際に迅速な避難行動がとれるように必要な情報を容易に入手できるようにすることが重要であると考えております。この「やさしい日本語」ということにつきましては全国的にも先進事例もございますので、そういったところを参考にしながら先ほど申し上げましたけれども、分かりやすく伝わりやすい情報発信を検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ありがとうございます。

先ほど、やさしい日本語はたくさんの人にとってよい効果をもたらすコミュニケーション方法と言いました。これ聴覚障がいの方にも、手話じゃなくて筆談なんかするときは、このはさみの法則の短く、はっきり言うっていうのがすごく効果的です。また、私たちにとっても誤解や間違いを生

みにくい表現かなというふうに思うので、ぜひどんどん取り入れていっていただきたいと思います。

次に、避難所の情報保障に移ります。災害はいつ発生するか分かりません。避難所に避難した様々な方に情報を適切に伝えるためにどんな取組があるのか、また資機材等の準備はどのようになっているのかをお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難所におけます情報伝達の方法、また、資機材の準備の状況等についてお答えをさせていただきます。

避難所におけます情報伝達につきましては、避難者の事情に合った情報を発信することが重要であると考えております。議員御指摘のように視覚障がいの方でありますと、避難所に整備保有しております放送器具や拡声器などを音声情報でお伝えをしておりますし、聴覚障がいの方でありますとホワイトボードなどを活用した掲示板そういったものを設置をいたしまして文字でお伝えをする。そういったことで避難所におけます情報伝達のほうは対応したいと考えておりますし、また、避難所におきましては物資、食事、そういった配布、日頃の生活上の情報提供もそういった方法、音声情報でありますとか文字での伝達そういったことで対応できるように準備のほうは進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

避難所に拡声器やホワイトボードなどを整備してもらっている。それらの活用を考えているということで安心しました。

一方で、どの備蓄倉庫にも、模造紙とマジックくらいを準備してもらえないかなと思っています。ホワイトボードは情報が増えると消さないといけないんですが、紙だと終わったことにバツをつけていけるので、タイムラインが見えるんですよね。また、紙とマジックは安価であること。それから、何にでも使えるので重宝するということで利点が多いように思います。どうでしょうか。備蓄倉庫の備品、消耗品として常備してもらうわけにはいかないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

備蓄に関してお答えさせていただきます。

避難所としましては地域づくり活動センターもありますし、そういった災害用の備蓄につきまして自主防災組織におかれましてもそれぞれ備えを抑えていただいておるかと思います。先ほど出ております、障がいを持たれている方々への伝達手段の手法としての例えば模造紙、マジックそういったものにつきましては、関係機関または団体と協議をさせていただきまして、必要なものは防災倉庫に備えるように検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

今まで質問してきたこの情報保障という考えは、ふだん情報の取得に困っていない方にはピンとこないのではないかと思うんですが、災害発生時避難所では、多分たくさんの課題が同時多発で起きると思います。それを１つずつ解決していかなければならないと思うんですが、例えば、今の情報保障だけ見ても、音声だけでは足りない、書いて見えること必要。さらに音声で文字でも、誰もが分かって伝わりやすい日本語を選択するなど、たくさんの課題があります。これらは日頃から考え、取り組んでいなければ緊急時に簡単にできるものではないと思うんですが、日々の生活の中でいかにこういった課題に触れて、考える機会があるか。また、それらを体験するような訓練の場があるかっていうのが重要になってくると思います。

避難訓練等は自主防災組織単位で今まで重ねてこられていると思うんですが、その際に情報保障についての課題共有する機会などはつくってこられているんでしょうか。周知や啓発の方法としてどのようなことに取り組んでおられるのか、お聞

きします。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
山住総務部長。
○山住総務部長
市として取り組んでいる情報保障ということについての周知と啓発の状況ということでの御質問にお答えをさせていただきます。
特に避難所におきましては様々な状態でありますとか、事情等を有した方が避難してくる。先ほど議員御質問もありました。いわゆる障がいを持たれてる方々がいること、また外国人の方がいることも当然想定されるところでございます。そうした個人の状況等に応じた適切な避難所運営を図るために、防災士連絡協議会の研修でありますとか地域の防災講話、そういったものの機会を活用いたしまして、避難所運営を疑似体験できるゲームを用いた研修や訓練を行っております。
この避難所運営ゲームにつきましては、外国人の方を含めた避難者の様々な事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図に配置をいたしまして、避難所で起こりうる様々なでき事への対応を考えることで、災害時の避難所運営の課題などの対応について訓練をするものでございます。この避難所運営ゲームは令和５年、６年、この２カ年で計４回開催をいたしております。この訓練を通しまして課題や対応策など、そういったものを自主防災組織の方々、地域の方々と共有してまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
まつもとみき議員。
○１番まつもとみき議員
この避難所運営ゲームということですごいいいなと思いました。全ての地域、全ての住民がこれを経験できてから災害が起こったらそれがいいなと思うんですが、災害いつ起こるか分からないので、ですのでちょっと提案したいんですが、避難所運営の資材として、掲示物っていうのを用意するっていうのはどうでしょうか。
資料を見ていただけたらと思います。これは大阪府貝塚市の在留外国人に向けた避難生活ガイドブックの一部です。ぱっと見絵が大きくて、すごく分かりやすくなっていると思います。これ出てますか。このパンフレットは外国の方に対して、防災の知識獲得と備えをしておいてもらうためのものなんですが、私のほうがハッとしたんですね。それは次の…今送りました。例えば左下に避難所の自分のスペースの中で、火を使ってフライパンで何か焼こうとしている人の絵があると思うんです。私たちの感覚でいうと避難所の仕切りの中で、調理するっていうことは考えもしないと思いますが、家の中で火おこして煮炊きする生活スタイルが普通の文化のある外国の方だったら、もう何の気なしにやってしまう可能性があるんだなというのをこれを見て気づきました。外国の方にそれはここではできませんと伝えるのが大切ですが、こうした掲示物があれば私たちが差別的な感情に陥ることなく、そういうこともあるかもしれない正しく伝えようという意識を持つことができるというふうに思いました。
私たちにとって当たり前でも外国の方や障がいのある方など、その特性によってこの当たり前っていうのは変わっていきます。本来それは普段からお互いに理解する必要があると思うんですが、こういう掲示物が避難所開設の際に必ず張り出されるということになっていくと事前に知識がなくても、また訓練に参加したことがなくても目に入ってくる。あらゆる属性の方がここにいるかもしれないと気づくことができる。そういう良さがあるのではないかと思います。パンフレットをつくって配るのはたくさんの経費と労力と時間がかかりますが、こうした必要な情報を分かりやすくやさしい日本語とイラストで、掲示物をつくって備蓄倉庫に入れておいて避難所を開設しないといけないときはパパッと貼るっていうオペレーション、流れをつくっておくっていうのはどうでしょうか。それを先ほどの防災士の研修会とか、自主防災組織への周知啓発としても一緒に取り組んでいただくことはできないでしょうか。お聞きします。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
山住総務部長。
○山住総務部長
避難所におけますそういった外国人の方々文化の違いでありますとか、障がいを持たれてる方、そういった方々へのいわゆる配慮をどこまでする

のかということになろうかと思いますけれども、議員が御提案いただきました掲示物の準備につきましては、確かに簡単ないわゆるポスター程度の大きさのもので、目につくところで貼り出すことで、避難所に避難された方々が理解しやすい内容を掲載することが可能かと思います。

具体的にどういった内容をどういった形で整理をしてまとめ掲示をするのか。そういったことにつきましては、避難所として開設をいたします地域づくり活動センターでありますとか、先ほどもございましたが自主防災組織の方々のいろんな御意見も賜りながら、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

財政難ということでなるべくお金がかからない方法で何かこういいことできないかなというふうに思ってこの提案をしています。今おっしゃっていただいたようにセンターや自主防災組織と協議してっていうのにプラスして、本当に掲示物をつくるとなったら、やさしい日本語、今担当されている経済振興課とか、講師の方、また外国の方、高齢者・障がいのある方などの当事者と共同でより伝わる掲示物っていうのを考えていただけたらなと思います。また、イラストを指さしすることで思いを伝えるコミュニケーション支援ボードなんかもあるなと思って、ぜひそういうものを充実させていってください。

また、先ほどの資料の右側にあるバッジっていうのは静岡県のやさしい日本語普及バッジというもので、やさしい日本語の考え方が西予市民に広く伝わって、一度はやさしい日本語を学習したよっていう人が増えていってこのバッジをつけていて、それがあったらみんな安心できるなっていう環境があったらすごいなというふうに想像しました。縦割りではなくてあらゆる場面や分野でこのやさしい日本語の考えを取り入れていって、横に広がって行くことを期待しています。

それでは次の質問に移ります。政策決定プロセスと市民との関わりについてお聞きします。

前回の一般質問で市政への市民参加について聞きました。市民からどうせもう決まっとるんやろとか、何言うたっていけんのやろって言われることが私はすごく嫌です。ただ前回質問して、たとえ市民が参加してもそれが政策や市政に反映されてなければ、またそう感じられなければ、そう思うことも仕方ないかなと思いますし、市民参加増えないというふうに思いました。

本来行政は市民の公共の福祉のためにあるので、市民の声を聞き反映することに最大の努力をしていると思います。ですから今回は、政策決定の中のどこでどう市民の意見が反映されているのか、そのプロセスや仕組みについて質問します。冒頭、誰が聞いても分かるよう心がけると言ったんですが、この質問どうしてもちょっと片仮名が多くなってしまいました。申し訳ありません。

まず現在、西予市の施策や大きな政策決定をしていく中で、市民の意見を反映する仕組みというのは一体どういうものがあるのでしょうか。実際にその仕組みを通じて市民の意見が反映された具体的な例がありましたらあわせて教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市民の意見を反映するための仕組みについてお答えをさせていただきます。

市民の皆様の御意見を反映するための仕組みは様々ありますけれども、計画策定時の審議会等の設置や、市政懇談会、住民説明会、ワークショップの開催、市民アンケートやパブリックコメントの実施などにより御意見・御提言をいただく仕組みがございます。

また、市民の意見が反映された実績につきましては例えば、昨年度から設置いたしました地域づくり活動センターにおいて、西予市地域づくり活動センター市民検討委員会を設置しまして、令和２年１月から令和３年６月まで計 14 回の委員会を開催し、委員会からの答申に基づき地域づくり活動センター推進計画案を策定しております。その後、計画案について令和３年８月から 12 月にかけて、市内 27 カ所で市政懇談会を開催し、また、令和４年２月にはパブリックコメントによる意見募集を行い、いただいた意見を反映して、令和４年３月に「西予市地域づくり活動センター推

進計画」を策定しております。また、西予市復興まちづくり計画に基づきまして野村地区の復興まちづくりの在り方について、住民、各種団体、大学、小・中学校・高校、行政等が協同し、アイデアを出し合う「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を令和元年の５月から開催しまして、現在も継続をしております。特に河川沿いの公園整備において設計段階から、完成後の維持管理や活用に至るまで、自分事として前向きな意見をいただき多くの住民が積極的に関わっていただいているといった事例がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

たくさんの方法があるというふうに教えていただきました。確かに野村復興まちづくりデザインワークショップ私は参加したことはないですが、はたから見ててもすごく熱心に市民と協働してやられているなというふうに思います。今言われたその協働があるからこそ、終わった後も自分事としてとらえて活動が続いていく。こういう市民が参加することで、この協働の仕組みがずっと続いていくという意味では市民参加は本当に重要なことだと思っています。

ですが、この８年間私見てきて、例えば病院のこともそうなんですけど大きな政策決定の中で、本当に市民の意見が募集されていて、それが反映されているか。それが積極的に行われているか問われるとどうしてもそう感じない。これを少しずつでも変えていきたいなというふうに思っています。どうして市民の声を集めるのかっていうのが大事なはずです。今言われたいろんな方法ありますが、どういうときにどういう方法で市民の意見を集めるのか。それが政策にどういう効果をもたらすかっていうのを分析されているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市民の意見を集める手法でございますが、まず、基本的な流れとしまして１番目に政策の重要度や満足度、将来の課題などを広く意見集約をするための市民アンケートを実施いたします。２番目にその結果をもとに、庁舎内で職員によるプロジェクトチームなどの設置によりまして、計画のたたき台を作成いたします。３番目に市民や関係団体、学識経験者などによる審議会を設置しましてたたき台をもとに審議。それから審議会等で意見をまとめ答申。答申をもとに計画原案を作成いたしまして、６番目としましてパブリックコメントということになってきます。７番目に聴取しました御意見について内容を確認した上で、計画に反映ということになります。また、特に重要な案件につきましては、市政懇談会や住民説明会を開催しまして、意見を聴取するということもございます。最終的には、必要に応じて市議会に議案として上程し、議決の上公表という流れとなってまいります。

計画策定や制度の内容等によりまして手法や時期は異なることはありますけれども、その都度最適な手法を用いて、積極的に市民の皆様の御意見や御要望を可能な限り、反映できるように取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ありがとうございます。

誰でも参加できるっていうのは、今おっしゃった中ではパブリックコメントと市政懇談会、住民説明会かなというふうに思うので、市政懇談会２年に１回ということですが、それは１年に１回にしてもらいたいなと思うのと、またちょっとこのパブリックコメントについてちょっと再質問したいんですが、パブコメとちょっと略して言わせていただきます。

パブコメは行政手続法の中の意見公募手続として定められていて、原則 30 日以上というこれまで募集期間がちょっと守られてないなと思うことがあって、過去に改善をお願いしたこともあります。昨日、中村議員の質問にもあったようにパブコメ募集しても０件ということも多くて、そうするとどうしても募集するだけっていう形だけのものになってしまう。また、提出意見に対しては十分に考慮されなければならない。また、提出意見

を考慮した結果を公示する義務が法で定められてはいますが、来ないかもしれないものと思っていた。例え、１件、２件来たとしてもそれに対して回答して公示するだけというふうになって、せっかくの提出意見を計画案に反映させるというところまではなかなか落とせてないのが実情じゃないかなと思います。

こうした現実を変えるためにまずはしっかり期間の原則を守ってもらうこと、そしてその周知に力を入れることっていうのをお願いしていきたいです。パブコメの募集については、現在西予市はホームページの周知だと思います。以前高松市に訪れたとき広報を見ましたら、今募集してるパブリックコメントが２ページにわたってズラーッと掲載されてありました。広報に載せるのは原稿の提出期限があるので、なかなか対応できないかもしれないんですが、だったら公式ＬＩＮＥ今西予市充実していると思うので、これで積極的に通知していくという工夫ができないかと思っています。西予市の公式ＬＩＮＥの受信設定、現在、市政、観光イベント、子育て、健康、生活、スポーツ、文化、まちづくり、移住、ふるさと納税、ごみの 11 分野に分かれているとお聞きしてます。私は全部チェックを入れてるんですが、傍聴できる会議とかパブコメのお知らせまではちょっと届いてないかなというふうに思います。しかし、通知が多過ぎるともう嫌になってミュートしてしまう人がいるので、だったらこの 11 の分野をさらに細分化して、希望者にはきちんと届くようにできないでしょうか。例えば市民参加っていう分野をつくるとかホームページ新着情報っていうのをつくるとかっていうような形です。なんかすぐできそうだなと思うんですけどどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市民の意見聴取に関しましてＬＩＮＥを活用してはという御質問だったかと思います。

現在議員が言われましたとおり 11 分野を設定して、必要な情報が登録者に送られてくるといったような状況になっております。こちらのほうの細分化をして、さらに有益に使っていけばという御指摘であったかと思いますが、こちらにつきましてもぜひ、今後総合計画を策定する際においては、いろいろな市民の意見を聴取していく必要があると考えておりますので、より分かりやすい周知方法、また、市民に興味関心を持っていただくような改善工夫を行っていきまして、ＬＩＮＥの活用についても、今後検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

職員の負担がそんなになくてすぐできるようだったら、ぜひすぐ取り組んでいただきたいなと思います。

では次に、総合計画作成のプロセスについてお聞きします。これなぜ問うかというと現在西予市は、第２次総合計画に基づきまちづくりを進めているわけなんですが、平成 28 年、2016 年から令和 6 年、2024 年までだった計画期間を２年延長した。この理由として、令和５年度からの新たな調整に対する市民意見を第３次総合計画に反映するため、市民懇談会や市民アンケート等から市民ニーズや政策の方向性を慎重に分析、判断する時間が必要と審議会資料に書いてあります。書いてあることをどう実行していくのかということで質問します。まずは第２次総合計画の審議会のメンバー選考というのはいつ頃誰がどのように行ったのかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

第２次総合計画の審議会のメンバー選考についてお答えをいたします。

策定に際しまして西予市総合計画審議会条例に基づきまして市長の諮問に応じ、必要な事項を調査及び審議する審議会委員として平成 27 年３月、30 名の方に委嘱をしております。委嘱に当たりましては行政内部で総合計画の策定方針等を協議する中で専門部会を設置することを決定しまして、平成 27 年１月頃から市内の産業をはじめとする各分野に精通した市民の方や各種団体の代表者を中心に、目的等を説明しながら承諾をいただきま

した。29 歳から 70 歳までのメンバーで構成し、いたしました。また２次計画におきましては、一般公募というものは行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

当時、一般公募はなかったということですが、今回はどうでしょうか。今回の計画には公募枠を設ける予定はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

一般公募にについてお答えをいたします。

審議会の構成や具体的な役割等についてはまだ、未定となっております。委員の公募についても現時点では決まってございません。ただ、公募を実施する方向で、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

公募枠ぜひお願いしたいと思います。これもさっきのホームページだけじゃなくて広報、あと公式ＬＩＮＥなどでお知らせしてもらうように、だったらいいなというふうに思っていますのでお願いします。

次に、審議のスケジュールについてお聞きします。事前に第２次総合計画の審議会がどのように行われたかを聞いて資料にしました。平成 28 年、2016 年からの計画実行のために１年前の平成 27 年、2015 年に、この１年で審議会４回、またひと、仕事、まちの３つの部会に分かれた審議が６回ずつ開かれて、10 月に答申を提出されているという流れを聞いてます。この審議会の前には、これも１年かけて市役所内のプロジェクトチームが協議をたくさん重ねてこられたというふうに聞いています。今回の第３次総合計画策定のスケジュールというのはどう組まれていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

３次総合計画のスケジュールについてお答えをいたします。

第２次総合計画は令和８年度が最終年度ということになっておりますので、令和９年度からスタートいたします３次総合計画について、策定方針やコンセプト検討など、徐々に準備を進めているところであります。第２次総合計画と同様にコンサルタント会社に頼らず、職員自らが自らの問題として考え知恵を絞りながら作成したいと考えております。

また、詳細は未定でありますが、市民アンケートをはじめ、中高生や二十歳のつどい対象者へのアンケート等により、意識調査を行い、将来の西予市が目指す姿をどう描くかに関して参考としていきたいと考えております。

具体的なスケジュールにつきましては、２次計画を参考に現在検討中でありまして、本格的には令和７年度から取組を開始ということになると思いますが、進捗については随時情報提供を行いまして、議員の皆様にも御協力をお願いすると思いますので、どうぞよろしくお願いしたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

検討中、準備中、令和７年度からということでしたが、御回答の中にコンサルタントには頼らず自分たちで行うというところが私はもうとっても嬉しくて、わくわくもしています。本来自分たちのまちのことを、未来のことを考える作業っていうのは楽しいものだっていうふうに思っています。財政難とか人口減少とか現実確かに厳しいんですけども、本来は楽しいということを忘れずに、私たち市民とも協働を進めていただきたらいただけたらなと思っています。

次に、第２次総合計画で審議会以外に市民意見が反映されたことはあるかどうかお聞きします。パブコメも募集されていると思うんですが、このときはパブコメはありましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

第２次総合計画におきますパブリックコメントでございますが、平成 27 年 10 月 21 日に審議会から２次計画案に対して答申をいただきました。その後、10 月 29 日にパブリックコメントを行って広く市民の方の声をお聞きをしております。ただ、このときのパブリックコメントに対します御意見というものはございませんでした。

そのほかパブリックコメントを反映した事例といたしましては、先ほどの答弁で少し触れましたけれども、地域づくり活動センターの推進計画の策定時において、パブリックコメントを通していただいた意見を反映したという事例がございます。具体的には地域任用職員の雇用とか、センター長の勤務時間などを計画案を修正しまして策定したという事例がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

さっきも言いましたけど、誰でも参加できるこのパブコメっていうのに意見が来ないってなると、反映されなくなってしまう。意見が出たそのセンターの件に関しては反映したよという実例があるということなので、どうしてもこのパブコメを募集したときに意見が来るようにここ変えていく努力っていうのを行政と市民と一緒にしないといけないというふうに思います。市民のほうも積極的に関わっていただかないといけない。私は、前回はまず市のほうに参加したいと思える仕組みをつくってもらえないかということをいろいろ聞きました。今回はやっぱり参加したら反映されるっていうところまで希望と思えるところまで行きたいなという意味で質問をしています。先ほど二十歳のつどいの対象者にアンケート、意識調査を行う予定ということがありましたし、来年度はもう行政のプロジェクトチームを立ち上げるというふうに思うんですが、それであれば、市民アンケートももう早々にやらないといけないわけで、もうアンケートの調査項目とか内容なんかを検討する時期に来てるんじゃないかなと思います。計画立案ってもう締切が決まっていることなので、市民意見がたくさん来るってうれしい事態が起きたときにきちんとそれを協議する時間が割けるようにするためにも、早速スケジュール策定には取りかかっていただきたいんですが。どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今の御意見に御質問にお答えをいたします。

今現在、実際は動いている部分もございますが、スケジュール的にまだはっきり決まっていないのでお示しできないという状態であります。

いろいろと基本計画等について、今現在担当者による下準備をしているところでございますので、スケジュールに余裕を持って進めていけるように取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員

○１番まつもとみき議員

段取りってすごく、大変大事なのでぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に行きます。９月に初めて決算審査に臨ませていただきました。適正な事業評価が西予市のまちづくり、次の総合計画の非常に重要な要素になると思うので、この西予市の事業評価とその在り方について聞きます。決算時に、決算書と決算における主要な施策の成果報告書というものを見させていただきながら審査させてもらいました。大変重要な資料だなと思いましたが、これはどのようにつくっておられるのか職員の行程を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

決算における主要な施策の成果報告についてお答えをいたします。

地方自治法第 233 条第５条の規定によりまして「普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決

算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない。」とされておりまして、これに基づいて９月議会における決算書に付して提出をいたしております。主要な施策の成果報告書は、あくまでも決算内容を補足する資料であり、該当事業の選定に当たりましては、市の政策方針に基づいて実施している事業、予算編成の柱に関連する事業、政策提言の該当事業のほか、重点的に実施している事業を選定しつつ、各担当課の該当事業数のバランスを考慮しながら選定をしております。具体的には、事業を管理しております行政経営システムというものを活用しまして、担当課で成果や実績を整理いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

これなぜ聞いたかというと、この決算資料をつくるためにもわざわざ時間かけて事業評価をもししているなら、すごく大変だなというふうに思ったんですね。また決算のときに、事業とこの評価の指標が合ってないなと感じるものも幾つかありました。この資料、今飛ばした資料は西予市まちづくり報告書に書かれている総合計画の進行管理方法として掲載されているものです。西予市は市民起点、成果重視の視点に立って、ＰＤＣＡサイクルの中で行政評価をする。それを行政経営システムを使って管理しているというふうにしています。おっしゃった現在使っている行政経営システムというのは、実際に事業を実行しながらＰＤＣＡサイクルが簡単にできるマネジメントになっているんでしょうかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

事業評価と事業マネジメントの在り方についてお答えをします。

行政経営システムの全体像といたしましては、成果の見える化を図ることまた、先ほどお示しのありました資料にもありますように『ＰＤＣＡ』のマネジメントサイクルによる改善と改革の仕組み化を図ることにしております。この行政経営システムでございますけれども、１年間を通じて、職員がルーティンワークの中で、進捗を確認しながら評価分析を行うというようなものになっておりますので、年間を通じて一時期に集中して評価をしていくというものではございません。有効に現在使っていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

年に１回じゃなくて、ルーティーンの中で、利用しているということで、それなどはすごくいいなというふうに思いました。

大事なのは事業をＤｏ、実行ですけど、Ｄｏのときにも無意識にするんではなくてやっぱりＣのことを意識しながら実行するっていう。そしてこのＤＣＤＣを繰り返していくときに、Ｃを意識しているっていうのがすごく大事なんじゃないかと思います。意識をしていると今度Ａ、改善につながる小さな課題というのがぽろぽろきっと現場は出てきていると思うんですね。今、言ってることは何か難しいように聞こえるかもしれないですけど、多分現場では常に起こっていることで、ただ、これ無意識にやっていると出てきたぽろぽろがこぼれてしまうというふうに私は思います。事業を一人で受け持っている職員さんもおられると思うので、このポロポロをこぼさない。課内で係内で共有する仕組みをつくるとか、そういうマネジメントがあるとか。そうすることで客観的に評価っていうのもできてきて、改善にもつながるもともとの計画目的も見失わないというふうに事業が洗練されていくんじゃないかなというふうに思います。協働マネジメントにつながっていくっていうふうに思うので、言葉にすると難しいんですが、実際やってみれば職員さんはきっとすぐ落とし込めることだと思うし、意識してしまえば決算資料つくるのも、事業評価もすごくもう日常的にできるというか簡単になってくる。そうするとこれは事務の効率化にもつながってくると思います。

次の資料は、令和２年、2020 年から令和５年に 2023 年までの総合計画の進行管理、まちづくり報告書を毎年出されてるんですが、それに報告

されている基本事業の評価をしごと、ひと、まち、行財政のそれぞれでまとめたものです。これを見ると、このまちづくりと行財政に関しては比較不可となっているこの黄色い部分が、ちょっとウエートが大きくてまた横ばいで変化をしていません。私はこの何でもかんでも数字を出して評価するのが正しいとは思ってないんですが、公の事業は数字だけでは評価できないというふうに思うんですね。でもだからこそどう評価するかっていう西予市独自の軸を、総合計画の策定時にはつくっておかないといけないのではないかと思います。指標がなければ職員さんがＰＤＣＡのＣができなくなってしまうというふうに思います。

次に、西予市の事務事業数の推移をお聞きしました。グラフを見てみると、平成 26 年、2014 年には 1,216 件あった事務事業が令和５年、2023 年には 772 と減少しているように見えます。私は職員さんが忙し過ぎるとその事業の目的っていうのを見失ってしまう恐れがあるというふうに感じているんですが、この事務事業の推移は職員負担を軽くしているんでしょうか。

先日、源議員の一般質問でも既存事務事業の見直しについて質問があって、山住部長が思い切って整理する必要があるというふうに答弁されました。ただ整理するためには適正な評価が絶対必要条件になってきます。評価軸が曖昧なまま費用のことだけで整理が行われるということにはちょっと反対します。事務事業改革のためにもしっかりとした評価軸が必要だと思うんですが、現在この評価不可となっている評価できてない部分についてはどのように取り組まれますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

お答えをさせていただきます。

まず先ほど御指摘のありました事業数の推移についてでございますが、こちらにつきましては、事務事業の削減の多くは事業の目的が同様また類似しているということを理由に事務事業を統合した結果ということが主な理由でございますので、事業そのものが減少しているということは言いがたい状況となっています。職員の負担軽減も、それほど図られていないというのが現状であります。今後、デジタル等も活用しまして市民の皆様の利便性の向上を図りながら、業務改善にも努めていきたいというふうに思っております。

また、指標のことでございますが、現在、確かに何年も計画策定からたっておりますので、合っていないというようなものもございます。３次計画策定に向けまして、適正な指標設定について、しっかり検討をしていきたいと思っております。

先ほどの資料にありました、比較不可の理由でございますが、これは市民アンケートによるということとしておる評価について比較できないということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ありがとうございます。

繰り返しになってしまいますけど適正な事業評価っていうのはこれ繰り返して行うことで、目的が強化されて、無駄も省いて、行財政改革と持続可能な経営の入口になるというふうに私は思いますので、ぜひよろしくお願いします。

デジタル庁が 2024 年６月に地域幸福度（Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ）指標の利活用ガイドブックというのを出しています。もちろん、御存じだと思うんですが、住民の暮らしやすさと幸福度の指標を 24 のカテゴリーに分けて数値化、可視化できるようになっていて、自治体独自の指標も作成できるプログラムがあります。主要評価に 50 の設問があってそれに１、現在あなたはどの程度幸せですか。２、現在あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。３、現在あなたの町内集落の人々は大体においてどれぐらい幸せだと思いますか。４、自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思いますかという４つの答え方が設定されているんです。

この自分だけじゃなく、周りの他者の幸せについて考えるというＷｅｌｌ－ｂｅｉｎｇの視点、自分だけが良くてもいけん。横にいる人がしんどいなら自分もしんどいと言う。暮らしがつながりの中には西予市とＷｅｌｌ－ｂｅｉｎｇの考え方は非常にマッチするんじゃないかなと思いました。ここはもう数値化、可視化できるようになってい

るので、指標も設定すごくしやすく、また西予市独自のプログラムもつくれて、その方法もレクチャーされています。取り組んでいる自治体モデルも分かりやすいものがたくさんあります。このＷｅｌｌ－ｂｅｉｎｇの考え方、指標などを西予市の第３次総合計画にぜひ取り入れてもらいたいなというふうに思うんですがどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ありがとうございます。

今言われましたＷｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ幸福度、非常に大切だと思っておりますが、まだまだちょっと調査研究足りていないところがありますので、今後、研究させていただいて、市民アンケート等でも、活用させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

私も勉強中なので、あとぜひ一緒に検討できたらなと思います。ありがとうございました。

最後に、指定管理制度導入に向けて進めている現状について１点だけお聞きします。

先日、職員組合の団体交渉の傍聴と議会との意見交換会という機会がありまして、病院と施設の職員から、市長に直接説明してもらいたい。それを年内に実施してほしいという強い要望の声をお聞きしました。ちょっとまだ市長が御説明をしておられなかったということにびっくりしたんですが、市長どうなっておられるのか。お答えをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

職員への説明会の実施につきまして所管部長としまして私のほうからお答えをさせていただきます。

職員説明会につきましては、年内、今月来週にそれぞれの施設におきまして、説明会を実施する運びといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

来週してもらえるということで、希望する方が看護師さん介護士さんシフトだと思うので、お休みとれない方は必ず参加できるように日程も調整してもらいたいなと思います。市長に答えてもらいたかったですけど残念でした。

指定管理制度を導入することが、西予市にとっても病院施設の職員にとってもいいことであるという市長の強い方針でこれ政策決定されたと私は認識しています。職員の意気を低下させることのないように、市長にはぜひお力を尽くしていただきたいと思っています。職員がいないと病院も施設も成り立ちません。職員が減ったことが原因で住民への医療サービスが低下することがないように、職員の方に今後も一緒に地域医療と介護やっていってもらえるように、市長が力を尽くしてくださいますよう強くお願いをして、私の一般質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　９時 55 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　10 時 10 分）

次に、２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

議席番号２番、日本共産党の大森揚子です。

議長の許可を得まして、質問通告に従って発言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2004 年４月１日の西予市合併から今年は 20 周年を迎えました。その間、約半分の期間、管家一夫市長が市政を担ってこられました。2017 年２月の野村町予子林地区の大火災、2018 年７月の西日本豪雨災害、2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の対策など立て続けに発生した諸問題について、西予市は市長並びに市役所職員、市民の皆様方、みんなで一つひとつその難局を乗り越えてきました。

そして今、西予市民病院、野村病院、つくし苑の公設民営化へと西予市の医療体制が大きく方向転換をしようとしています。このままでは、医療崩壊を招きかねないという市の危機感のもと市民病院野村病院の経営強化プラン計画策定とあわせて 2023 年２月に総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業に申請をされました。地域医療振興協会を相談相手としてから１年余りの 2024 年３月議会で、西予市民病院、野村病院、つくし苑において指定管理者に管理を行わせることができるということが決まりました。今まで市が直接運営していた病院施設の運営管理を民間に任せる。すなわち、公設民営化とするということが決まったのです。

2024 年６月議会では、指定管理者に公益社団法人地域医療振興協会を指定し、期間は令和７年４月１日から令和 17 年３月 31 日までの 10 年間とした議案が提案されましたがここでは否決されました。市長は、すぐに７月に臨時議会を開催したいと全く同じ議案で申入れをされ、この臨時議会では議決してしまいました。総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業を申請し、市民病院、野村病院、つくし苑の公設民営化が決まり、委託先が相談相手であった地域医療振興協会となるまでに１年半足らず、野村、城川地区の住民の合意も得られないまま、余りにも拙速であり他社との比較検討もせず、地域医療振興協会ありきで決まってしまった一連の流れに議論を重ねたとはいえ私はいまだに疑問を抱いています。

そこで質問いたします。市と地域医療振興協会との関係についてお伺いします。

現在、振興協会と協定書を結ぶ協議中とのことですが、西予市の医療体制が振興協会主導で進んでいるのではないかと危惧しています。市の医療対策室と振興協会の準備室とが連絡を取り合っているとお聞きしましたが、協定書作成に当たって、市の要望を振興協会に伝えたり、振興協会の運営管理について市が意見を言ったりしているのでしょうか。お答えお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの大森市議の御質問にお答えしたいと思います。大森市議の質問の中で地域医療振興協会と市との関係の質問の中で３施設の運営管理を委ねる、全て委ねるような形になるのではないかという形で、市の責務としてはどのように果たしていくのかという形の質問であろうかと認識いたしております。それにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

指定管理者である地域医療振興協会は、市に対しまして翌年度の事業計画及び予算また、運営事業年度の翌年度の５月末までに事業報告及び決算を提出することとなっております。その運営状況等の評価を行うため、組織を設置して評価を依頼してその結果によって、医療福祉機能の充実・強化のための協議や、場合によっては改善の指示を行い、３施設の設置者としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

当然、申されたように準備室が立ち上がっておりますので、私ども医療対策室のほうともしっかりと連携をしてそこら辺を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせてもらいます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

是非、西予市の医療体制が今まで以上に地域医療を守るものとなるように振興協会には十分に地域住民、医療従事者の声を伝える機会がありましたら伝えていただきたいと思います。

次に、私は９月議会において、委託先が振興協会に決まった以降の進捗状況並びに協定書の内容を質問しました。その後答弁では、協定書を結ぶために鋭意取り組んでいる途中、なるべく早い時期に協定書に係る事項を取決め、事業計画、業務形態、予算等をお示しできるよう努めていくとのことでした。現在の振興協会との話合いの内容並びに進捗状況を教えてください。また、協定書の内容はどの程度進んでいますかお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいま御質問ありました振興協会との話合いの内容、進捗状況について、まずお答えさせてい

ただきます。

現在、職員の配置、市民病院への救急集約、野村病院の無床化に伴う患者搬送の方法、市で契約を行っている機器等の内容確認及び契約名義の引継ぎ等、令和７年４月１日の指定管理者での運営管理に向けて協議を行っているところでございます。

また、地域医療振興協会との協定書の締結につきましては、職員配置や診療体制が決まって内容の協議を行った上で、締結を行う予定といたしております。一般質問初日の河野議員の質問にもありましたけども、協定書の締結時期につきましては、令和７年の２月から３月を想定いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

市と振興協会との間で話し合われた内容については、その都度しっかりと情報公開をお願いします。

次に、現在の医者、看護師、その他の医療職員の離職状況、並びに離職予定者の人数、また、採用状況を正規、非正規職員それぞれ教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの医師、看護師、医療職員の離職状況、採用状況についてお答えをさせていただきます。

８月末までの医師、看護師、医療職員の退職状況につきましては先般、第３回の定例会の折で答弁させていただいておりますので、９月から11 月末までの正職員の退職状況につきましては、愛媛大学の医局の異動によって退職した１名となっております。

採用状況につきましては、先般、河野議員にも答弁させていただきましたけども、11 月までに13 名を確保いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

正規、非正規職員の採用・不採用はどのように決定され、その決定権はどこが持つのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

採用につきましては、地域医療振興協会のほうが対応いたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

採用希望者の雇用について、全員採用するように市は振興協会に働きかけたりはしないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この場でも、何回かお答えしてると思いますけれども、市といたしましては希望される方を採用していただくようお願いはいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

不採用者の対応についてお伺いします。

私が聞いたところによると、本人が振興協会での採用を希望しているにもかかわらず、不採用となったとのことでした。９月議会での御答弁では現在の職員の方には１人でも多くの方に協会へ移行していただきたい。不足する職種において新規募集も行う。まずは、医療従事者の確保、現在勤務している職員に引き続き勤務していただくことを最優先に取り組むとのことでした。不採用になった方に対しては市としてどのような対応をされるのですかお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問の不採用者への対応につきましてお答えをさせていただきます。

市としましては、ハローワーク及び関係機関と再就職支援に関する協議を進めております。それらの関係機関と連携した再就職支援等を市がサポートし、雇用の継続を図るよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

医療スタッフが不足している状況ではないのでしょうか。不採用となった職員に対しては、振興協会に雇用をするよう市が強く働きかけるべきではありませんか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

当然市としましても、再度の採用についての要望、市としての要望はお伝えさせていただいているところでございますけども、その理由も含めましてそのことにつきましては、雇用者としての協会の立場もございますし、理由等々につきましてはまた、個人が特定される可能性もありますので、そこにつきましては答弁を差し控えさせてもらったらと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

コロナ禍、西予市民のために必死に従事してこられた医療スタッフの皆さんに対して、市として将来に希望が持てるような対応をしていただきたいと思います。

次に、栄養士の配置についてお伺いします。給食が委託されますが、栄養士の配置はどうなるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。栄養士が不足しているのではないかという御質問と理解させていただきましてお答えをさせていただきます。

栄養士に限らず不足する職員はほかにもございます。市と協会では現在、その不足する職員の募集につきまして、確保に一生懸命取り組んでいるところでございます。なお、指定管理開始のぎりぎりまで職員の確保に全力を尽くし、少しでも医療福祉サービスの充実と職員の業務の負担軽減ができる体制が整えられるよう取り組んでまいりたいと思います。さらに、どのようにすれば効果的かつ効率的な配置体制が行えるかの協議を行っており、職員の配置に関しましては、もう少しお時間をいただき配置を確定することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

次に、野村病院が４月から診療所となる方向ですが、診療所となった場合、現在の診療体制は維持継続されるのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、野村病院では、内科、外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、心療内科、皮膚科、麻酔科の９つの診療科を標しておりますが、このうち小児科については平成 21 年から休診しており、麻酔科については令和４年から手術を行っていないことから休診としております。このようなことから、現在の診療科を維持するものとしてはおりますけども、実情に合わせた７つの診療科を標榜したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

４月からの野村病院の診療体制については、野村、城川地域の住民の命と健康を守るためには、現在の診療体制の維持継続が欠かせません。これは住民の強い要望でもあります。野村病院の 11 月の１日平均外来患者数は 148.6 人とのことです。維持継続を強く要望します。

次に野村病院の入院ベッド数についてお尋ねします。野村病院が診療所になり入院ができなくなるとの方針ですが、診療所となった場合でも、診療所は最大 19 床の入院ベッドが持てるとなっています。どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

入院ベッド数につきましては、これまでも無床化としてということで御説明をさせていただいているとおりでございます。これらの内容を含め、このたびの議会におきまして西予市民病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について、上程させていただいているところでございます。御理解のほどよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

７月の臨時議会の議案第 77 号で議決されたことは委託先を地域医療振興協会とするということと。期間を 10 年とするということだけであると私は理解をしております。野村病院の無床化は議案第 77 号であくまでも参考資料として提示されているにすぎません。今現在、野村病院のベッド数は 60 床で、あくまでも参考資料として提示されているにすぎず議論を重ねてはきましたが、協会の概要については何ひとつ議決されたものはないと理解をしております。

今現在、野村病院のベッド数は 60 床で、11 月の平均入院数は 39.5 人です。これが４月からいきなりゼロになります。野村、城川の住民には、野村病院に入院病床を残してほしいと強い要望があります。施設からも入所者の命が守れないと悲痛な声が上がっています。この住民の声に応え、今協議中であると御答弁されている協定書に病床を残すよう力を尽くしていただきたいと願います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、答弁させていただきましたけども、これまでも無床化として御説明をさせていただいているつもりでございます。当然、議員さんにおかれましても、そのことは御認識いただいていると感じて考えております。ただいまの御発言につきましては意見として賜りますけども、市のスタンスとしてはそういった理解でさしていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

診療稼働維持継続、入院病床の確保については、野村、城川地域住民の切実な要望があります。そのためにも、９月議会で部長も御答弁されておりますように、まずは医療従事者の確保に力を尽くしていただきたいと思います。職員体制については振興協会にもしっかりと働きかけてください。

次に、城川土居診療所並びに遊子川・惣川地区の巡回診療についてです。土居診療所の診察回数を２回に戻してほしいという住民の声があります。４月以降も維持継続することはもちろんのこと、この要望にこたえることはできませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。土居診療所、遊子川・惣川地区の医療体制につきまして、まず御説明をさせていただきます。

土居診療所は毎週火曜日、医師派遣による診察がされております。来年度も引き続き診療体制を維持することといたしております。城川町の遊子

川地区は、毎週木曜日の午後、野村町の惣川地区は、毎週月曜日の午後、巡回診療車による診療を行っております。これらにつきましても、引き続き実施することで指定管理者と協議を進めております。また、この巡回診療車につきましては、広報せいよ 10 月号でその取組を広く周知させていただいているところでございます。

そこで、先ほど御質問のありました今まで週１回の診療を２回にできないかということでございますけども、２回を１回に減らしたという理由がございます。それはやはり派遣する医師の確保ができなかったと。また看護師等医療従事者の確保も難しかったという理由がございます。そこがクリアできれば、もしかしたらいうとこありますけども、現在の状況を鑑みれば、少し厳しいのじゃないかと思っております。取りあえずは現状の体制を維持することに努めていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

是非、振興協会にこの声を届けてください。

次に、野村、城川地域からの市民病院への交通手段についてはどのようにされるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。市民病院等への交通手段につきましてでございますけども、御自身で車を運転されない、またはできない、主に野村、城川地区の方の公共交通機関による手段としてお答えをさせていただきたいと思います。

デマンドタクシー、生活福祉バス等で、宇和島バスの路線に結ばれておりますバス停まで、それからは宇和島バスで野村営業所まで行き、乗り換えをしていただいて、市民病院へということを想定しております。帰りについてもこの逆になるのかと思います。

しかしながら、このような方が救急で時間外に西予市民病院へ搬送され、入院にならずに御自宅へ帰る手段がない場合や、日中であっても付添等で西予市民病院へ行く必要がある場合に対して、市ではタクシーの利用による料金の半額を助成する制度として西予市民病院から道路距離で 15 キロ以上に住まわれている交通弱者の方々への対策を講じることといたしております。

その具体的な支援の内容と予算につきましては、令和７年第１回定例会に上程させていただくこととしておりますので、その折にはよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

住民の命と健康に直結する病院施設の公設民営化の問題が、現在どのような状況なのかを住民に知らせるべきではないでしょうか。市として住民の御要望を聞くことは市政運営としてあるべき姿であると考えます。協定書が確定してから説明会を行うのではなく、中間報告として住民説明会を行い、ともに地域医療をつくり上げていくという姿勢を大事にしていただきたいと思います。ぜひ、中間報告としての住民説明会を開いてください。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの住民説明会についての御質問にお答えしたいと思います。

今年度内に住民説明会を開催するよう調整をいたしているところでございます。時期や場所につきましては、広報せいよホームページ等で広く周知することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

７月末に委託先が振興協会に決まって、４カ月がたっています。振興協会に運営管理を任すのが来年４月からとなります。市民が何も分からないような状況で４月から病院施設運営がスムーズにいくのでしょうか。住民説明会を先ほど開かれる

と言われましたが、今の現時点でです。この点についてどのように捉えておられるのか。市長、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問につきまして担当部長としてお答えをさせていただきます。

先ほど答弁したとおり市としましては今年度内にある程度の形が整った形で、決まった形でしっかりと住民の方に説明をさせてもらいたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

よろしくお願いをいたします。

私の質問は住民の声でもあります。市長が答弁されないのは、住民の声に応えないということになります。市長。今後とも答弁よろしくお願いをいたします。

次に、医療職員の声を紹介させていただきます。50 代で中学生、高校生と高齢者の母を養わなければいけないのに不安しかありません。せめて就職支援や退職補償くらいしてほしい。人生狂わされました。今より良くなるならと思い、反対しませんでしたが、今以下になってしまいます。会計年度任用職員なので、１年更新に変わりありませんが、昨日今日でできる仕事ではないので、定年まで頑張ろうと誇りを持って仕事をしていました。それが今さら時給の臨時職員に納得できません。経営ができない状況になったのは病院職員のせいではないと思います。なぜ私たちだけが、守るべき人材、大切にするべき人材を見誤ってはいけないと思う。私は西予市の人間ではなく、この病院からも去る身だが、西予市の皆様や病院に残るスタッフをきちんと見て大切にしてほしい。西予市の医療体制をより一層充実させるには、このような思いが起こらぬよう振興協会との話合いを真摯に行っていただきたいと願望します。運営管理を行うのは振興協会となりますが、市民の命と健康を守る責任は市にあります。市は振興協会に対して、しっかりと市民の声を届け、市民から信頼される医療体制を構築していくことが求められていると考えます。どうかよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。西予市では、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を充実させることにより子育てするなら西予の実現を目指しておられます。今回、広報せいよ 11 月号とともに、西予ライフイベント別お役立ち情報のカラー刷りパンフレットを全戸配布され、制度の周知に努めておられます。

そこで、子育てするなら西予のさらなる充実を図るために質問をいたします。大洲市では、令和６年４月から保育所の同時利用や、第１子の年齢を問わず第２子以降の保育料と給食費を無償化しています。給食費については、主食費も副食費も無償としています。西予市も大洲市に倣って、第２子以降、保育料と給食費の無条件での無償化に取り組んではどうでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

保育料、給食費の無償化についてお答えいたします。

西予市においては、国が定める多子世帯への保育料軽減措置における所得制限を拡充し、平成 28 年度から、市独自の第３子以降、保育料無料化を開始いたしております。令和元年 10 月に、幼児教育・保育の無償化制度が導入されまして、国基準においては３歳から５歳までの全ての子どもについて、保育所等の利用料が無償となるほか、０歳から２歳児について、住民税非課税世帯の保育料を無償また、保育所等を利用する最年長の子どもを第１子として、第２子は半額、第３子以降は無償となっております。また３歳以上の子どもは、利用料の無償化開始に伴い、別途、給食費の負担が必要となりましたが、住民税非課税世帯や第３子以降の子どもについては、副食費についても免除されています。ただし、国の制度においては、所得制限や年齢制限などといった基準が設けられているため、第３子であっても対象とならない世帯もございます。

この幼児教育・保育無償化制度導入にあわせま

して西予市では、市の基準を満たす世帯であれば、保育料だけでなく３歳児以上の副食費についても無料といたしました。さらに、令和５年度には、これまで市独自で定めていた所得基準についても撤廃いたしまして、保護者が養育する３人目以降の子どもについては、所得にかかわらず、保育料及び副食費を無料とすることといたしました。またこれに合わせて、国基準では半額となっている０歳から２歳児の同時に入所する２番目の子どもについても、市独自で保育料を無料にするなど、国基準を超える市独自の施策を行ってまいりました。

一方で、議員が御指摘のありましたとおり、近隣市町の状況を見ますと、近年の子どもの子育て支援の拡充を受けまして、第２子以降の保育料無償化や、給食費を完全無償化とするなど独自の施策を展開する自治体も多くなっているのは実際のところでございます。現在西予市では「子育てするなら西予」をテーマに子育て支援と人口減少対策の取組を積極的に行っているところであり、保育料無償化の拡充においては、現在の当市の財政状況も踏まえまして、現時点では、さらなる拡充は予定しておりませんが、そのほかの子育て支援と人口減少対策のバランスを考慮しながら、トータルでの子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

国の幼児教育・保育料無料化制度は複雑な要件があるため、年収や子どもの人数が同じであったとしても、子どもの年齢構成によって、保護者の負担額に大きな差が生じる場合がございます。その差を埋めるため、各自治体が独自施策を講じることとなっておりますが、本来であれば、国の制度においてしっかりと支援していただき、子育てしやすい環境づくりを国全体で取り組んでいただくべきことだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

西予市独自の支援として他市に先駆けて第２子以降の保育料と副食費の無償化に取り組まれておられることについては大変評価しております。今般の物価高騰により生活が苦しくなってきている中で、さらに子育てしやすい環境を整えていただきたいと思います。

次に、西予市独自で実施している子どもの予防接種事業の助成制度についてお尋ねします。子どもの予防接種について、任意の予防接種の種類、接種回数、自己負担について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

子どもさんの予防接種についてお答えいたします。

まず、任意の予防接種の種類、接種回数、自己負担についてですが、接種は、おたふく風邪、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の３種類でございます。おたふくかぜは２回の接種が推奨されておりまして、１回の自己負担は医療機関によって異なりますが約 4000 円から 6000 円となっております。インフルエンザは 13 歳未満の方は２回、13 歳以上の方は１回接種を原則としております。１回の自己負担は医療機関によって異なりますが、約 5000 円前後となっております。新型コロナウイルス感染症は１回の接種、また、過去に接種歴のない方については、２回目接種を行うことができるとされております。１回の自己負担は、医療機関によって異なりますが、約１万 5000 円前後となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

インフルエンザ予防接種について、せめて受験期である中学３年生、高校３年生の接種に対しての助成はできませんか。おたふく風邪の予防接種についても、西予市でも接種する子どもが多いと聞いています。助成はできませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

ただいまの御質問にお答えいたします。

子どもさんのインフルエンザ、おたふく風邪の予防接種の自己負担の助成についてですが、本市

におきましては現在、インフルエンザとおたふくかぜの助成は行っておりません。本市では現在、任意接種による予防接種の助成は行っておらず、非常に厳しい財政状況ですのでいただきました御意見は今後の子育て世帯の費用負担の軽減の参考とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

子どものインフルエンザ、おたふく風邪、風疹に関しては南予の他市町に比べて、西予市は助成が遅れている状況です。ぜひ推進するよう検討していただきたいと思います。

次に、野村、城川地域のＡ類の定期予防接種委託医療機関についてお尋ねします。

現在、野村、城川地区の子どもたちはＡ類の定期予防接種を受けようとすると宇和町の医療機関に行かなければなりません。野村、城川地区の医療機関で接種できるようにはなりませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

野村、城川地域の定期予防接種（Ａ類）の委託医療機関についてですが、現在野村地域は西予市立野村病院と宇都宮内科の２カ所ございます。城川地域は国民健康保険土居診療所の１カ所でございます。

取り扱う予防接種につきましては、各医療機関で決定していただいておりますので、医療機関が少ない野村、城川地域では接種できますワクチンが限定される状況にあります。また、お子さんの予防接種につきましては、保護者のお考えにより、かかりつけの小児科医において接種する傾向がございますので、野村、城川地域の医療機関で接種される方が少なくなり、取り扱うワクチンの種類が減少した要因だと考えられます。そのような状況ではありますが、今後取り扱うワクチンの種類をできるだけ増やしていただくよう各医療機関へは働きかけたいと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

野村、城川地域以外の地区では何らかの形で町内で予防接種が受けれるような状況になっておりますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

次に明浜町俵津保育所についてお尋ねします。９月に厚生常任委員会の所管事務調査で俵津保育所を視察しました。建物の老朽化が進んでいるように見受けられましたが、築何年になるのでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

俵津保育所の建物についてお答えいたします。

現在の俵津保育所につきましては、昭和 56 年３月に定員 120 人規模の施設として建設されております。建設から 43 年が経過し、現在は定員 50 人を受け入れる施設として運営を続けております。議員御指摘のとおり施設の老朽化は進んでおり、修繕が必要な箇所が増えてきているのは現状となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

各部屋の天井に埋め込み式のエアコンがありました。ある部屋ではエアコンの効きが悪いようでした。ホールには西日が入り、とても暑く子どもたちが遊べるような環境ではなく、元気盛りの子どもたちは自分のクラスで遊んでいました。本来は園内どこでも子どもたちが伸び伸びと走り回って生活するという状況が望ましいはずです。地球沸騰化と言われる現在、子どもたちの健康と安全を考えた場合、早急にエアコンの修繕設置をするべきではありませんか。またその場合の予算はどれくらいになるのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

エアコンの修繕についてですが、御指摘のあり

ました子どもの教室のエアコンにつきましては、子どもたちが安全に過ごすことができる保育環境の整備を第一に現在早急な対応を進めておりまして、年内に修繕が完了する予定となっております。

また、その修繕の予算につきましてはすみません。今手元に資料がございませんので正確な数字がお答えできませんが、100 万以上の修繕となる予定となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

耐震化はどうなっているでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

耐震化についてですが、現在の俵津保育所は先ほど申し上げましたとおり、昭和 56 年３月に建設されておりまして、昭和 56 年６月以前の旧耐震基準に基づく建物となっておりますが、平成 26 年度に耐震診断を実施いたしましたところ、新耐震基準を満たす施設であることを確認しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

俵津保育所はステンドグラスがデザインされているホールを囲んでクラスが配置されており、斬新なデザインの建物だなという印象を受けました。しかし、建物の老朽化、給食室を含めた空調設備の不具合等を考えると建て替えの時期が来ているのではないでしょうか。建て替えについてはどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

次に、建て替えについてお答えいたします。

俵津保育所においては今後さらなる大規模改修が必要になってくることが考えられますが、令和４年 12 月に策定されました西予市公共施設個別施設計画において、俵津保育所は維持（修繕）・検討の方向性となっております。当面は必要な修繕を行い、継続使用することとしております。保護者や地域住民の御意見も頂戴しながら、現施設の適正な維持管理を努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

それから、先ほど御答弁させていただきましたエアコンの修繕についてですが、金額のほうが 100 万円以上と申し上げましたけれども、正確には 76 万 8000 円でした。訂正して申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

これからますます老朽化が進み、それに伴う空調の修理設備維持を考えますと、コスト的にもう建て替えを検討されたほうがいいのではないかと考えます。現在の入所者数及び推移するであろう子どもの数をもとに省エネの建物にすることがいいのではないかと考えます。子どもたちが伸び伸びと成長をしていけるように建て替えを求めます。次に、各保育所からどのような要望が出ているのかお尋ねします。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

各保育所からの要望状況についてお答えいたします。

西予市内には現在、公立保育所が２施設、公立認定こども園が１施設、事業所内保育所として１施設、公立幼稚園が２施設の合計６施設を運営し市内の子どもたちへの教育保育の提供を実施しております。各園からの要望状況にいたしましては、今年度に入り俵津保育所において、網戸の貼り替えや玄関扉の交換の要望がございまして対応いたしております。

そのほかについては現時点で、各保育所からの要望はございませんでしたが、所管課が再度現地を確認いたしましたところ、俵津保育所においては修繕の必要があるところを把握できましたので、今後計画的に修繕を行ってまいりたいと考えております。今後も、各施設の状況の把握に努めると

ともに随時情報共有を図りながら、計画的な修繕や要望対応を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

各保育所から出された要望というのは子どもたちの安全にとって至急改善されるべき事項であるものと考えられます。今後とも、要望については子どもを守るという観点に立って、優先していただきたいと思います。

市長は合併 20 周年記念式典で、10 年後さらにその先の 20 年後を見据え、変革を恐れず常に危機感、常に挑戦を胸に輝き続けるまちづくりに取り組むと言われました。条件をなくした保育料、給食費の無償化、任意の予防注射の助成、俵津保育所の建て替え、各保育所の要望の実現等、今般、西予市の財政状況は厳しいものがありますが、未来を担う子どもたちにこそ予算を優先するべきであると考えます。管家市政の大きな柱である「子育てするなら西予」のさらなる充実を求めて私の一般質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　10 時 59 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　11 時 15 分）

（日程３）

○井関議長

次に、日程第３、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から議案第 121 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」について、一部訂正の申出がありました。

本件について訂正理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

議案第 121 号「西予市病院事業会計補正予算（第１号）」の訂正について御説明を申し上げます。

このたびの訂正は、予算書２ページ中、第５条に規定した債務負担行為の設定について取り下げるものであります。

今回の政策的医療交付金の債務負担行為設定に当たっては、文言で限度額を設定することとしておりました。この手法は、地方自治法施行規則において、金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載してもよいことが規定されており、また、過去の議案や他自治体においても事例があることであります。

設定の理由としましては、今後 10 年間という長期間を見据えたときに、人口減少等による急激な社会情勢の変化の中で、定額の政策的医療交付金では病院経営が成り立たない可能性があると危惧したことによるものです。このことから、具体的な限度額は定めず、国の制度や経営の状況に応じ、地域医療を維持するために必要と認められる範囲での支出とする文言表示での債務負担行為の設定を提案したものであります。

しかしながら、今回の債務負担行為の設定において、曖昧な表現で分かりにくい。指定管理者に制限なく交付金を支出することになるのではないかなど、様々な御心配の声や御意見をいただきました。こうした御指摘を受けまして、再度、具体的な金額での債務負担行為の設定を検討することといたしましたが、指定管理者である地域医療振興協会において、現在、人員確保に注力している中で精度の高い収支計画を立てるには、もう少し時間を要する見込みであることが確認されたことから、今回の債務負担行為の設定については取下げをさせていただくこととしたものであります。

よろしく審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、本件のとおり承認することに決定しました。

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程４）

○井関議長

日程第４、議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの４件を一括議題といたします。

これより本案４件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」質疑をいたします。

議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由に光熱費等の施設維持費の増額に伴い、基本料金の改定を行うとありますが、今般の諸物価高騰の折、市民の暮らしが苦しくなっている中、使用料を値上げすることは、利用回数が減り文化会館の収益減につながる恐れがありますがどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

文化会館の料金改定についてお答えをいたします。

西予市宇和文化会館の基本使用料は、合併後令和元年に消費税が 10%に上がった際に料金改定を行った以降は料金の見直しをいたしておりません。昨今の光熱水費の上昇によりまして、指定管理者であります一般財団法人宇和文化会館の経営を圧迫しており、このことが基本使用料改定の主な理由でございます。

基本使用料等の値上げに伴う利用者数の減少についてでございますが、利活用の現状を確認した上では、使用料金が上がったために使用控えが発生し、逆に収入減となるようなことについては想定はしておりません。おっしゃるとおり、物価高騰の影響で、家計に負担がかかっていることは承知しておりますが、先般の宇都宮久見子議員からの一般質問に答弁いたしましたとおり、今後は、公共施設の使用料や手数料につきましても、物価上昇に伴う改定や減免規定等の見直し等を検討しまして、維持管理費の一部の財源確保に努めなくてはならない状況であります。今回の改定につきましては、宇和文化会館と連携しまして、利用者の理解を求めながら丁寧に進めていきたいと考えておりますので、御理解御協力をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○井関議長

次に１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の第２条西予市部設置条例の一部改正について、第２条生活福祉部の項の中の第９号から第 11 号まで、また、第 13 号から第 15 号までを削る理由、また、医療介護部が所管していた事務をどこの課が担うのかをお聞きします。

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのまつもと市議からの御質問についてお答えをさせていただきます。まず、医療介護部が所管していた事務を生活福祉部の中のどこの課が実施するかのことについてお答えをさせていただきます。このことにつきましては、健康づくり推進課に医療福祉推進室（仮称）を設置し、対応することとさせていただきます。

また、第２条生活福祉部の項中第９号から 11 号まで、第 13 号から第 15 号まで削る理由につきましては、総務部長のほうが説明をいたします。

私のほうは以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは私のほうから部設置条例の中の生活福祉部の各号の削る改正について説明させていただきます。

今回の改正は医療介護部を廃止するということとともに市の組織再編を行うことによるものでございます。この部設置条例の中では今回質問がございました生活福祉部の事務分掌を定めておりますが、これらの規定の中には福祉事務所に委任をいたしております事務が含まれております。この条例とは別に西予市福祉事務所長事務委任規則及び西予市福祉事務所組織規則を定めておりまして、そちらのほうに今回の条例で定めております事務分掌については規定をしているといった状態でございました。そこで今回、医療介護部の廃止に伴う改正に合わせ、生活福祉部事務文書の各号を削り、所要の整備を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

福祉事務所は社会福祉法第 14 条に規定されている福祉に関する事務所のことで、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の福祉六法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を司る社会福祉行政機関というふうになっていると認識しているんですが、第 13 号の介護保険に関することは、介護保険法が根拠法で、また今年度４月に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のような女性支援新法のような福祉の法律がより専門的に施行されていく現代において、この第 13 号介護保険に関すること、また、第９号社会福祉に関すること、第 15 号その他市民生活及び住民福祉に関することを削る理由を再度お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの部設置条例中は生活福祉部の所掌事務として掲載をしている事項でございまして、これらについては先ほど申し上げましたけれども、福祉事務所に関する規定がございましてそちらのほうにそれぞれの事項については規定をさせていただいております。その辺りの重複をしている部分を解消するために今回整備をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

ただいま議題となっております議案第 95 号及び議案第 96 号の２件は総務常任委員会へ、議案第 97 号は厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

お諮りいたします。

議案第 98 号については、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号は西予市立病院等の指定管理者導入制度に関する調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

（日程５）

○井関議長

次に、日程第５、議案第 99 号「西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第 111 号「西予市野村エコセンターの指定管理者の指定について」までの 13 件を一括議題といたします。

これより本案 13 件について一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」質疑をいたします。

議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」西予市農林漁業活性化施設条例に定めてある野井川高齢者活動促進施設について、廃止後の施設の管理はどこがされるのですか。また、野井川高齢者活動促進施設は西予市の避難指定所となっており、防災倉庫も設置されておりますが、廃止されることによ

り、災害時の避難場所や防災倉庫はどうなるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

ただいま御質問のありました野井川高齢者活動促進施設の廃止後の管理、それと避難場所についてお答えをさせていただきます。

廃止後の管理につきましては、普通財産となりまして財政課所管で管理することとなります。

災害時の避難場所につきましては、当施設を指定避難場所に指定しておりますが、施設廃止後は、滞在させるために必要な電気、水道などが使用できなくなるため、指定避難場所を解除する予定としております。

災害発生の恐れのある場合の早期避難につきましては、遊子川地域づくり活動センターへ避難をしていただきます。また、災害発生後に孤立状態となった場合を想定いたしまして、近隣地区の集会施設を活用できるように、地区の自主防災組織と連携し、体制を構築してまいります。また、防災倉庫につきましても、地元の自主防災組織と協議をしまして、適切な場所への移設が必要となれば移設するように進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井関議長

１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」廃止する野井川高齢者活動促進施設について耐用年数が過ぎていること、また施設利用の減少、維持管理に経費がかかり続けることを理由に廃止すると説明がありました。

この施設の高齢者や地域農業の担い手である女性の生きがい発揮や営農活動の意欲向上を図るためという当時、農林水産業補助事業を使って設置した目的を達成しての廃止ではないということでしたので、この目的のための機能は移設するというお考えなのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

野井川高齢者活動促進施設の機能移設についてお答えをいたします。

当施設は、平成 10 年に高齢者の生きがい発揮や営農活動、また特産品の研究開発、生活改善活動など、地域の活性化を図る目的で設置をされております。近年は高齢化が進み、野井川地区のみの活動は停滞した状態となっております。

現在は、遊子川地域づくり活動センターや活動組織で行う各種イベントや事業に参加をしていただいて、様々な活動をされており、既に機能は、遊子川地域づくり活動センターに移行しているものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

直接的な機能ということではないかもしれませんが、生きがいという意味ではこの施設は期日前投票所としても利用されていて、政治への参加ということで、広い意味ではこの施設の目的に適ってるのかなと思うんですが、今年あった西予市議会議員選挙や衆議院議員選挙は野井川の有権者のおよそ 30％が期日前投票所利用されているということです。入口にスロープもあって大変利用しやすい施設なんですが、この期日前の投票所についてはどうされるお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山崎総務課長。

○山崎総務課長

今の御質問にお答えいたします。

野井川高齢者活動促進施設は、増設期日前投票所としておおむね投票日１週間前の日曜日、午前８時半から 12 時半までの４時間、野井川地区の有権者を対象に開設しております。

今後の増設期日前投票所の取扱い等については、地元とも協議しまして選挙管理委員会で検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

様々な機能を補完しているこの施設の廃止について住民の理解は得られているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

ただいまの御質問につきましては、２年ほど前から協議を進めておりまして地域の理解を得ているものというふうに思っております。

○井関議長

ただいま議題となっております議案第 103 号は総務常任委員会へ、議案第 104 号は厚生常任委員会へ、議案第 99 号から議案第 102 号まで、議案第 105 号から議案第 111 号までの 11 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程６）

○井関議長

次に、日程第６、議案第 112 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について」から議案第 122 号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」までの 10 件を一括議題といたします。

これより、本案 10 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

議案第 113 号「西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について」八幡浜地区施設事務組合の事業である市立八幡浜病院内にある一次救急、休日夜間診療所の旧三瓶町の利用者の二次救急機関への転送事務に対しての委託、その経費を納付するということですが、どのくらいの委託経費が発生する見込みか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和７年度の委託費は、当初予算ベースで 986 万 3000 円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

この一次救急休日夜間診療所の旧三瓶町の利用者数は令和５年度実績でどれぐらいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

令和５年度の患者の搬送実績でございますけども、三瓶地区につきましては 109 人と出ております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中村議員。

○８番中村一雅議員

この場における質疑は大綱のみに願いますという基本原則があると思います。今の質問は、委員会付託された後に、質問されるような事項だというふうに認識しておりますが議長の見解を問います。

○井関議長

確かに今の内容は、少し中に踏み入った質疑になったかと思います。次から気をつけます。

○井関議長

ただいま議題となっております議案第 117 号は関係各常任委員会へ、議案第 115 号及び議案第 116 号の２件は総務常任委員会へ、議案第 113 号、議案第 118 号、議案第 119 号及び議案第 121 号の一部の４件は厚生常任委員会へ、議案第 114 号及び議案第 120 号の２件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○井関議長

お諮りいたします。

議案第112号、議案第121号の指定管理者導入に関する一部及び議案第122号の３件については、西予市立病院等の指定管理者導入に関する調査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、議案第112号、議案第121号の一部及び、議案第122号の３件は、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

（日程７）

○井関議長

次に、日程第７、請願第４号「住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」に関する請願の１件を議題といたします。

請願１件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信しております請願文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願第４号については、総務常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案、請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月20日は午後２時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会　午前11時40分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　源　正樹

同　　議員　　森川　一義

第　5　日

12 月 20 日（金曜日）

令和６年第４回西予市議会定例会会議録（第５号）

１．招集年月日　令和６年１２月２０日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年１２月２０日
　　午後　２時００分
１．散　　会　令和６年１２月２０日
　　午後　４時１６分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森揚子
　３番　山下昌和
　４番　宇都宮久見子
　５番　信宮徹也
　６番　宇都宮俊文
　７番　加藤美香
　８番　中村一雅
　９番　河野清一
１０番　山本英明
１１番　竹﨑幸仁
１２番　小玉忠重
１３番　源　正樹
１４番　井関陽一
１５番　二宮一朗
１６番　兵頭　学
１７番　森川一義
１８番　酒井宇之吉
１．欠席議員
　な　し
１．会議録署名議員
　１８番　酒井宇之吉
　１番　まつもと　みき
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家一夫
副市長	酒井信也
教育長	宇都宮明彦
総務部長	山住哲司
政策企画部長	大野本敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野静香
産業部長	兵頭章夫
建設部長	三瀬計浩
医療介護部長	浅野幸彦
会計管理者	岩本博文
消防本部消防長	宇都宮憲治
教育部長	谷口佳代
明浜支所長	池田いずみ
野村支所長	土居文人
城川支所長	中城多喜恵
三瓶支所長	藤井兼人
総務課長	山崎徳博
財政課長	安岡克敏
監査委員	正司哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山勇一
議事係長	松本史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　会議録署名議員の指名
（１８番酒井宇之吉、１番まつもとみき）

2　議案第９５号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第９６号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について
議案第９７号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第９８号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第９９号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について
議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について
議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について
議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について
議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について
議案第112号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について
議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について
議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)
議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)
議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)
議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)
議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)
議案第122号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)
請願第　４号　住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働

同意の撤回を求める決議」に関する請願書

3　議案第123号　損害賠償請求事件に関する和解について

4　議案第124号　西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第125号　西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第126号　西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第127号　西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

5　議案第128号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第８号）

6　議案第129号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第130号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第131号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第４号）

議案第132号　令和６年度西予市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第133号　令和６年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第１号）

議案第134号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第４号）

議案第135号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第136号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）

7　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　議案第９５号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第９６号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第９７号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第９８号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第９９号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について

議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について

議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について

議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

議案第112号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について

議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について

議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)

議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)

議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)

議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)

議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)

議案第122号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)

請願第　４号　住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」

に関する請願書

3　議案第123号　損害賠償請求事件に関する和解について

4　議案第124号　西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第125号　西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第126号　西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第127号　西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

5　議案第128号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第８号）

6　議案第129号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第130号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第131号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第４号）

議案第132号　令和６年度西予市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第133号　令和６年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第１号）

議案第134号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第４号）

議案第135号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第136号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）

7　議員派遣の件について

開会　午後２時00分

○井関議長

皆さんこんにちは。

本日も傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員に 18 番酒井宇之吉議員。1 番まつもとみき議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

日程第２、議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 122 号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」まで及び請願第４号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」の 29 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長竹﨑幸仁議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

竹﨑幸仁議員。

〔竹﨑総務常任委員会委員長登壇〕

○竹﨑総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る 12 月 11 日の本会議において、当委員会へ付託されました議案６件、請願１件につきましては、12 日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案６件は原案のとおり可決決定、請願１件は不採択といたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」では、光熱費等の高騰により施設維持経費が増加し、経営を圧迫している西予市宇和文化会館における基本使用料について、近隣の文化施設の使用料及び光熱水費を参考に見直しを行うとの説明がありました。委員からは、料金改定の詳細と今後の利用者数への影響について質疑があり、西予市宇和文化会館における光熱水費を平成 30 年度と令和５年度で比較したところ約 1.4 倍になっており、増加した割合をそのまま基本使用料に反映させた場合、近隣市の文化施設より高価となったため超えない範囲の 1.3 倍とした。利用者数については、令和５年度１万 4925 名であり、会社や団体、サークルでの習い事などによる利用がほとんどである。基本使用料の値上げにより影響があると考えられる個人利用者数は 162 名と少数であり、利用者数の大きな減少にはつながらないのではないかと考えているとの答弁でありました。

議案第 117 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」について、財政課所管分では、西予市民病院事業会計繰出事業における繰出金の詳細な内容についての質疑があり 4 億 3834 万 9000 円のうち繰出基準に基づく増額については、建設改良に要する経費、高度医療に要する経費、児童手当に要する経費が繰出基準に基づく金額となっている。その他の経費については、開設準備資金として 9669 万 5000 円、退職手当負担金分が 8500 万円、給与費の特別昇給分として 165 万円、経営改善に 2 億 5000 万円の内訳となっているとの答弁でありました。また、補正予算後の財政調整基金の残高について質疑があり、今回の補正予算編成後の残高は 11 億 499 万円であるとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分では、保健体育総務費庶務事業において、令和７年３月２日に宇和運動公園を会場とした瀬戸内シクロクロスシリーズ西予大会の開催を予定している。愛媛県が推進する自転車新文化における交流人口拡大や地域への経済効果などに期待しており、大会を運営するシクロクロス実行委員会への必要経費を計上しているとの説明でありました。委員からは、来年度以降の大会開催について質疑があり、今後も開催でき

ればと考えているとの答弁でありました。また、「サイクリング in 四国西予ジオパーク」や「四国せいよ朝霧湖マラソン」のような自主運営はできないかとの質疑に対し、来年度以降は、大会参加者の参加料や協賛金などを募り、自主運営ができるように努力をしていきたいとの答弁でありました。

政策推進課所管分では、おイネ賞事業において基金を活用した今後の事業継続についての質疑があり、令和６年９月末での基金残額が 1278 万 1064 円となっている。毎年事業費として約 200 万円支出しているため、あと６回ほど開催すれば基金が枯渇することになる。今後の事業実施については厳しい財政状況等を踏まえ、内容や規模も含め検討していきたいとの答弁でありました。

請願第４号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」については、原子力規制委員会で稼働可能と認定されている伊方原発を今止める必要はないのではないか。今、原発を止めて四国内の電力を賄うことができるのか、それを賄おうとするとＣＯ2 排出量の増加を招くのではないか。現時点で、伊方原発の稼働を止めるということに対しては同意できないなどの理由から賛成少数により不採択とすることに決定しました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和６年 12 月 20 日、総務常任委員会委員長竹﨑幸仁。

○井関議長

次に、厚生常任委員会委員長中村一雅議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中村一雅議員。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告。

去る 12 月 11 日の本会議において、当委員会に付託されました議案７件について、12 月 13 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案７件につきましてはお手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して御報告いたします。

議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市三瓶老人憩の家について建築から 53 年が経過し老朽化が著しいため、西予市公共施設個別施設計画に基づき協議を行った結果、市の方針と西予市三瓶老人憩の家の今後の在り方検討委員会の提言が同意見であったことから、本施設の機能を旧朝立ふれあいプラザへ移転し令和７年４月から新たな施設で供用開始ができるよう作業を進めることとなり、西予市三瓶老人憩の家の位置を変更するための条例改正であるとの説明がありました。現在の老人憩の家の施設について、機能移転後の取扱いはとの質疑があり、除却については現在未定であり、跡地利用についても今後検討するよう進めていきたいとの答弁でありました。

議案第 104 号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」では、三瓶町にある「なごみかん」の指定期間の満了に伴い、指定管理者の公募を行い、現在の指定管理者である社会福祉法人西予総合福祉会を候補者として、所定の手続を経て選定したと説明がありました。令和２年度から指定管理となり、今回初めての更新だが、指定管理初年度から委託料は無い形で行ってきており、光熱水費等、物価高の中で継続して経営することが可能かとの質疑があり、今回の選定においても、指定管理料ゼロを前提に公募しているため、引き続き指定管理料ゼロで継続は可能と考えているとの答弁でありました。

議案第 117 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」について、福祉課所管分では、本年度福祉避難所として社会福祉法人が運営する２カ所の保育園を指定したことについて、どの保育所かとの質疑があり、うわまち未来こども園と三瓶ひまわりこども園の２園を指定したとの答弁でありました。

議案第 118 号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」では、マイナ保険証の西予市の現状について質疑があり、後期高齢者医療の令和６年９月末時点の加入者数 9,231 人に対し、マイナ保険証の登録者数が 5,317 人、登録率 57.6％であり、全体の診療数のうちマイナ

保険証によるオンライン利用件数は3,880件、利用状況は 17.67%でありました。国民健康保険の令和６年度 10 月末時点の加入者数は 7,834 人、マイナ保険証の登録者数が 5,182 人、登録率 66.1%であり、全体の診療数のうちマイナ保険証によるオンライン利用件数は3,232件、利用状況は21.67%であるとの答弁でありました。

議案第121号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」では、病院事業収益について、野村病院分の医業収入は市民病院と対比的にはもっと多かったと記憶するが、減少している原因について精査しているのかとの質疑があり、人口減少とともに患者数が減っているとの影響もあるが、ベッド数を 60 床に減らしていることから、入院患者数が大きく減少しており、その影響で以前より収益も減少しているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和６年12月20日、厚生常任委員会委員長中村一雅。

○井関議長

次に、産業建設常任委員会委員長兵頭学議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭学議員。

〔兵頭産業建設常任委員会委員長登壇〕

○兵頭産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案 14 件について、12 月 12 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 14 件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第105号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」では、生産原料について全て市内で生産されているのかとの質疑があり、原料はケールという農作物で、全部の生産面積は23.8 ヘクタールであり、そのうち市内の生産面積が7.32ヘクタール、市外が16.5ヘクタールである。市外の生産地はＪＡ愛媛たいき、ＪＡ愛媛中央、鹿児島県志布志市であるとの答弁でありました。

議案第111号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」では、議案第111号に限らず、議案第105号から議案第111号までの指定管理者の期間について３年としているが、ほぼ変更がないので指定管理期間を長くすることはできないのかとの質疑があり、西予市公共施設等総合管理計画の中で譲渡の方針となっていることから、期間内に譲渡の方針に向けて協議を行っていくため３年としているとの答弁でありました。

議案第117号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」の建設課所管分では、市道朝立１号改良事業について、増額となっている200万円の内訳について質疑があり、令和５年度から繰越事業を継続しており、起点側から約 37 メートルを行っているが、その区間の舗装工事として追加発注を行いたいとの答弁でありました。

経済振興課所管分では、町並み建造物修理・修景事業の内容について質疑があり、伝統的建造物ということで専門家が調査をしながら工事を進めていく中で、痕跡等により建具等の見直しが必要ということと、雨樋を銅製に変更することが望ましいということで施主・審議委員と協議した結果、見直しすることとなったための増額であるとの答弁でありました。

林業課所管分では、有害鳥獣捕獲対策事業について、今年はイノシシ等の被害が本当に深刻で、農家が本業の合間に捕獲するとなると本業がやっていけないということがあり、捕獲で生計が成り立つように補助を増やせないか質疑があり、現在当市の補助額は近隣市町と同程度の額であるが、今後近隣市町の動向も見ながら検討して要望等していきたいとの答弁でありました。

農業水産課所管分では、漁協関係各種補助金事業について、水産業に対して市の補助体制が少ないと感じる。養殖業者に対しての支援は今後前向きに進めてほしいとの意見があり、市の財政状況が厳しいところではあるが、担当課としては現在の共済支援事業補助金及び稚魚の放流事業への支援など今後も要求していきたいとの答弁でありました。

議案第120号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第３号）」では、令和７年４月に農

業集落排水から公共下水道へ統合することで、不要となる永長浄化センターと神野久浄化センターの維持管理費について質疑があり、永長の維持管理費が年間約 235 万円、神野久が年間約 500 万円であるが、そのうち継続使用する神野久のマンホールポンプは公共下水道事業で維持管理するとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和６年 12 月 20 日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

○井関議長

次に、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長源正樹議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

〔源西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長登壇〕

○源西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会審査報告を行います。

去る 12 月 11 日の本会議において、当特別委員会に付託されました議案４件について、同日、特別委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案４件いずれも賛成多数で原案どおり可決することに決定しました。

これより審査の過程で各委員より出された質疑や意見、並びに部課長の説明や答弁を抜粋して御報告申し上げます。

議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」では、指定管理者での運営開始及び野村病院を無床にすることから影響が生じる条例等について必要な改正、所要の整備を行うものである。野村病院の名称を西予市立野村診療所へ変更し、現在９つの診療科を平成 21 年度から休診している小児科、令和４年度から手術を行っていない麻酔科については廃止し、実情に合わせた７つの診療科とする。また、無床化に伴い一般病床 60 床の項目を削除するとの説明がありました。

議案第 121 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」についてでは、西予市民病院分の経費 9669 万 5000 円は地域医療振興協会へ支払う開設準備費用であり、主な内容としては、開設準備室に地域医療振興協会から派遣されている職員の人件費、また、不足する職員確保のための広告等の採用関係費用、令和７年４月から地域医療振興協会の運営がスムーズに移行できるよう職員の前倒し採用に関する人件費等との説明がありました。

野村病院分では、病院から診療所になることで、施設基準や診療報酬などを診療所の基準に変更する必要があり、電子カルテのシステム改修のための委託料、野村病院に入院中の患者を西予市民病院へ搬送する必要があることや、今後、野村病院で使用しなくなる医療機器等を市民病院へ移設する可能性があることから、これらの移設費用を計上するとの説明がありました。委員からは、西予市民病院分の開設準備費用について、次のような質疑がありました。まず、開設準備室職員数の質疑があり、職員数は４名であり、８月１日の開設時に地域医療振興協会本部から派遣された職員が３名、その後、現地採用の臨時職員１名を雇用しているとの答弁でありました。次に、開設準備費用の詳細な内容について質疑があり、派遣職員の給与費約 2400 万円、職員の前倒し採用に係る給与の経費として約 2300 万円、採用関係に関する広告費、事務所改正に伴う消耗品、備品購入費、車両リース料、また、協会へ移行した職員の意識統一として新調する職員のユニフォームといった費用であるとの答弁でありました。

以上、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会報告とします。

令和６年 12 月 20 日、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長源正樹。

○井関議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、議案ごとに発言を許可します。

まず、議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」原案に反対者の討論を許可します。

２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

〔２番大森揚子議員登壇〕

○２番大森揚子議員

議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場より討論いたします。

提案理由に光熱費等の施設維持費の増額に伴い基本使用料の改定を行うとありますが、今般の諸物価高騰の折、市民の暮らしが苦しくなっている中、使用料を値上げすることはますます市民が芸術・文化に触れる機会から遠のくのではないでしょうか。基本料金を値上げすることによって、宇和文化会館の利用回数が減り、それが収益減につながり、かえって経営を圧迫することになるのではないでしょうか。松山では新ホール設立にあたって、使用料はできるだけ抑えてほしいとあちこちから要望が出ているそうです。

西予市では 11 月に愛媛のうたごえ祭典が県歴史文化博物館で開催され、約 250 名が参加されたと伺っております。宇和文化会館の立地のよさ、音響設備にもかかわらず、会場を歴博とされた理由は、使用料の問題が大きかったと聞いています。会の財政運営が苦しい小さな団体では、利用できないという声が多いとお聞きしました。宇和文化会館条例第１条には、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会に供するため設置するとあります。市民が気軽に利用できるようにしていくためにも、基本料金を上げるのではなく、独自のイベントを今以上に取り組むなど、稼働率を上げることで収益を増やしていく方向に力を入れるべきではないでしょうか。

八幡浜文化会館はゆめみかん、八幡浜市民文化活動センターはＣｏｍｉｃａｎ（コミカン）という地元の特産品にちなんだ親しみやすいネーミングがされています。宇和文化会館も愛称を広く募集したり、独自のニュースを発行したりして存在感をアピールしていくことを提案します。

また、築 33 年が経過し修繕費に御苦労されているとお話を伺いました。今般の物価高騰の折、会館修繕のために、前年度より管理運営委託料を増額するべきであると考えます。

これからも、誰からも愛され気軽に御利用していただく我が町の文化会館として、基本料金の値上げの方向ではなく、稼働率を上げることで収益を上げることに力を尽くされるとともに、修繕費についての管理運営委託料の増額を求めることをもって議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」の反対討論といたします。

○井関議長

次に、議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に反対者の討論を許可します。

２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

〔２番大森揚子議員登壇〕

○２番大森揚子議員

議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」反対の立場から討論いたします。

この条例改定の中に西予市立野村病院を西予市立野村診療所にするということと、一般病床 60 床をゼロ床にするということが盛り込まれています。野村病院は、12 月５日現在、一般病棟 50 床、包括病棟 10 床と合わせて 60 床です。現在入院されているのは 33 人、11 月の平均入院患者数は 39.5 人、１日当たり外来患者数は 148.6 人です。広い面積を有する野村・城川地域住民の皆さんからは野村病院はなくてはならない病院であり、地域医療のスペシャリストの先生方を中心として、医療と介護、医療と福祉の医療体制を丁寧に積み上げてこられたとお聞きしています。

私は、父が頸椎の難病でそして、母は生存中には野村病院に入退院を繰り返しており、日頃のドクターや看護師をはじめとする医療スタッフの皆さんと間近に接する機会が多々ありました。母がお隣のつくし苑に入所している際には、体調を崩

したときには、すぐに野村病院で診てもらえ、入院ができる体制になっていたことで、どれだけ身内の者は安心できたことか分かりません。これほど地域医療を守るために日々尽力され、地域の方々から頼りにされている野村病院、つくし苑。それが今、野村病院は野村診療所に、ベッド数はゼロと議決されようとしています。

２年足らず前、このままでは医療崩壊を招きかねないという市の危機感のもと、市は市民病院、野村病院の経営強化プラン計画策定とあわせて、2023 年２月に地域医療振興協会を相談相手とする総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業に申請をされました。公立病院の医療提供体制を確保し、支援すると銘打ったこの事業。相談相手の地域医療振興協会が提案してきた内容は野村病院を診療所に、そしてベッド数ゼロ、このことが物語っているのは野村病院の整理、縮小を進めていることのみならず、将来野村病院の廃止を念頭に置いた医療改革となっているのではないでしょうか。市の申請以来、野村・城川の住民、そして医療従事者の不安・不信はますます増すばかりとなっています。

この２年足らずの間、地域住民をはじめドクター、看護師、医療従事者、正規職員、会計年度職員、パート、どれだけの人が理不尽な思いをし、どれだけの人が涙を流し、どれだけの人が不安を募らせてきたことか。私たちはこの２年足らずの間、翻弄され続け、分断され続けてきました。今ここで決めなければならないのは、野村病院を無床診療所とすることではなく、野村病院を今までどおり入院ができる病院として残してほしいという野村・城川地域の住民の声を協会にしっかりと伝え、協定書に野村病院としての機能を残すことを盛り込むことです。委託先の地域医療振興協会が、地域医療の振興を標榜するというのであれば、野村病院を診療所にするのではなく今のままの野村病院として残すこと。そして、そのためにしっかりと市、協会ともに医療従事者の確保に努めていただくこと。このことを訴えて議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の私の反対討論といたします。

○井関議長

次に、議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に反対者の討論を許可します。

１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔１番まつもとみき議員登壇〕

○１番まつもとみき議員

議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」西予市野井川高齢者活動促進施設の廃止に反対討論いたします。

本定例会の開会でこの施設の廃止理由として、耐用年数が過ぎ今後も維持管理に経費がかかり続けることから廃止すると説明がありました。

令和４年 12 月に作成された西予市公共施設個別施設計画では、野井川の高齢者活動促進施設に関して、施設改修等の在り方を含め無償譲渡について協議します。譲り受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止について協議しますと明記されています。この個別計画策定後から野井川の行政区において協議を進めてこられたことと思いますが、普通財産化した後の施設を 11 月末現在の数字で 41 世帯、96 人が負担していくことは困難だと地域の方がお考えになるのは致し方ないことかなと思います。ただ、個別計画には譲渡が困難な場合は、修繕が生じた段階で廃止について協議とあります。活動が少なくなったとはいえ避難所や期日前投票所など公的な機能としての役割も果たし、外にトイレがあって消防団の詰所の方とか地域内外の方の利用があるなど城川の山間部にある野井川地域に大変意味のある施設だと考えます。また地域の中には、やっぱり施設を存続させたい、何とか残したいという御意見も上がっていると伺っています。

過疎の地域においては、行政区としてのとらえ方だけではなく、地域づくり活動センターの範囲での利活用、存続について考えていくという方法もあるのではないでしょうか。それが人口減少が予測されている西予市の地域づくりの一つのモデルにもなっていく可能性があるように感じます。

以上の理由により、西予市野井川高齢者活動促進施設は、個別計画にあるとおりの修繕が生じた段階での廃止についての協議とするべきと考え、

今回の廃止の改正議案に反対いたします。

議員の皆様には、各自お考えがおありになるとは十分承知しておりますが、愛媛新聞のアンケートで、合併してよくなかった、あまりよくなかったと答えた住民が一番多かった城川町の公共の在り方について、再度お考えになっていただきますようお願いをして、私の反対討論といたします。

○井関議長

次に、議案第 101 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について」原案に反対者の討論を許可します。

１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔１番まつもとみき議員登壇〕

○１番まつもとみき議員

議案第 101 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

この議案について、実は最後まで悩みました。地元の地域づくり組織がサポートして法人をつくり、主体的に運営をしていくということは決して悪いことではありませんし、譲渡のために今回市も施設改修の補正予算を上げておられます。

私は今回、施設を修繕整備して今後立ち上げる法人に譲渡することを反対しているのではなく、渓筋のこの施設を公共として維持管理していただきたいという考えから反対します。

この施設は渓筋農産物加工組合が指定管理者に指定され、年間 27 万円の指定管理料で管理運営されてきました。ここでつくられたおみそは様々なところで重宝され、お総菜や弁当も買物に行けない高齢者の自宅の玄関まで届けに来てくれると地域の方々に大変喜ばれ、なくてはならない活動になっています。一方で、活動されるメンバーの方の高齢化により、週２回であった活動が週１回になるなど、なかなか大変な側面もあるとお聞きしています。今回施設が普通財産化し、その譲渡のため地域づくり組織が主導しながら組合を法人化すると聞いていますが、それでしたら、今、加工組合が抱えている様々な課題を地域づくり組織と共有し、まずは指定管理者制度の中で活動メンバーの確保、指定管理料をゼロにするという収支計画づくりから検討するといった段階を踏んだ移行がよいのではないでしょうか。

今回の議案が上がってきたことで加工組合の一部の方ではありますが、お話を聞きに行かせてもらいました。とにかくこの施設を存続させたい一心であること。残すためにはこれしかないと説明があり、そう理解したということでした。ですが一方で、儲けないといけないと言われればそのとおりかもしれないけれど、儲けることばっかりを考えてやりたいというわけではないというお話もお聞きしました。お伺いしたときは、ちょうどふるさと小包をつくっておられるところで、フキの炊いたのを袋詰め作業されておられました。長年培われた知恵と工夫の食文化、またメンバーの皆さんはその技術者なんだとしみじみ感じました。もう 10 年ほど前になりますが、渓筋小学校が閉校になる前の最後の学習発表会に呼んでいただいたことがあります。そのときの児童の発表で渓筋小学校の周りを歩くと七草が採れる。それを摘んで七草がゆを作って食べたというものがありました。私はこの発表を聞いて、この地域は何て豊かなんだろうと感動したのを覚えています。地域が育んだ自然の豊かさを食文化につなげているのがこの渓筋地域であり、この加工施設だと思います。地域の豊かさ、食文化を西予市の財産ととらえて、この加工施設を公共として維持することは私は大変価値のあることだと思います。

地域として組合を法人化して前向きに取り組むことに水を差すことをしたいわけではありません。私はこの加工施設を公共として維持管理することに価値があり、それを価値だと西予市にとらえていただきたい。

以上の理由で議案に反対いたします。議員の皆様には、今一度、西予市の価値や公共の意義を考えていただきますようお願いをして私の反対討論といたします。

○井関議長

次に、議案第 121 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」について、原案に反対者の討論を許可します。

１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔１番まつもとみき議員登壇〕

○１番まつもとみき議員

議案第 121 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」のうち、西予市病院分、1 款病院事業費用、1 項医業費用、3 目経費の 9669 万 5000 円について反対の立場で討論いたします。

この 9669 万 5000 円は令和７年度から３施設の指定管理者となる地域医療振興協会が設置している開設準備室の経費、準備費用と説明がありました。内訳は、先ほど委員長報告にもありましたとおり、準備室の人件費 2400 万円、前倒し人件費が 2300 万円、広告などの採用に係る経費に 1600 万円、その他車両リース代、備品代、消耗品代、令和７年度から統一した新しいユニフォーム代とのことでした。以前の説明では、移行のための準備費用は約 1500 万円と聞いておりました。

今回の人件費のうち、協会からの職員３名分で 1540 万円とお聞きしていますので、そもそもの見積りが甘かっただけなのかもしれませんが、とはいえ、この 1540 万円には 12 月の賞与も含まれているとのことです。こちらに出向し、こちらの仕事をしているとはいえ、振興協会に在籍している職員の賞与まで西予市が払わなければならないのでしょうか。ここはしっかり交渉し査定されるべきと考えます。

また、前倒し人件費、広告費などは職員が足りないことで発生する経費です。指定管理導入の理由として、市は医療従事者不足を第一に挙げておられました。今はよくても何年か先には定年退職者が大量に出てしまう。夜勤ができる看護師が足りない。振興協会は全国組織で派遣体制もある。振興協会は看護学校を２つも運営しており卒業生の確保も期待できる。この説明に展望を見た方もおられると思います。ですが現実は、今、職員が足りず広告費などにお金をかけなければならない状態になっています。しかもこういった経費は身になるかどうか分からない経費です。本当にこの方法が最適かどうか、効果につながるかどうか、もっと精査されるべきではないでしょうか。

今回の補正予算で上がっている退職に係る特別昇給、また、現給保障は５年行うなど市の努力も分かります。しかし、７月 22 日の議決後からこれまで職員さんに何とか病院に、施設に残ってもらうようあらゆる方面から働きかけ、そのような機会をつくることに力を尽くしてきたと言えるでしょうか。その結果がこの経費の予算額の膨らみなのではないでしょうか。

使えるお金が自由にあるのであれば、この補正予算何の迷いもなく賛成できます。ですが今定例会はこれまでにない深刻さ、極めて厳しい財政状況であるという市長の挨拶からスタートしました。事務事業も聖域なく選択と集中をしていくと答弁があったと思います。市民の皆様にはこういう状況を理解共有し、協力を賜りたいと市長は述べられました。年間 30 万円程度の公共施設の維持管理費を削減する方向性を示している西予市が、開設準備費用として 9665 万 5000 円もの経費を一般財源から捻出することに、私はどうしても納得ができません。

議員の皆様におかれましては、病院と施設の円滑な指定管理者への移行が必要との観点で表決に臨まれるものだと存じております。ですが、西予市のこのお金の使い方が、本当に正当であるか公正であるのか再度お考えになって御判断いただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○井関議長

最後に、請願第４号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」について原案に賛成者の討論を許可します。

２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

〔２番大森揚子議員登壇〕

○２番大森揚子議員

伊方原発をとめる会から出されております、「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」に対して賛成討論をいたします。

今年の１月１日、能登半島地震が発生しました。多くの人が震源地近くに建設が計画されていた珠洲原発が建設されなくて本当によかった。北陸電力の志賀原発は１号機２号機ともに運転停止中で助かったと思われたことでしょう。

日本は世界でも有数の地震大国です。日本に活断層は約2,000あると推定されており、日本付近でマグニチュード６の地震が全世界の 17.9％も発生するとのことです。私たち愛媛県人も、地震が起こるたびに伊方原発は大丈夫かと不安が真っ先に頭をよぎります。この請願者である伊方原発をとめる会は2011年3月11日東日本大震災での東京電力福島第１原発の壊滅的事故を受けて二度と福島を繰り返してはならぬと2011年11月3日に発足しました。

住民の生存権、幸福追求権が侵害されないよう、知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議に関する請願書の趣旨と請願事項を述べさせていただきます。

私たちは、司法の力で伊方原発をとめるために裁判を行っています。裁判において私たちは、伊方３号炉の運転は差止められるべきであると主張しており、来年３月 18 日には判決が出る予定です。福島原発事故から 13 年たって、政府のエネルギー政策は原発依存の方向に逆戻りしようとしています。しかし、原発事故の非常事態宣言は解除されていません。汚染水は海に流され、炉内のデブリの取り出しすら困難を極めています。放射線起因と見られる病に苦しむ人々、事故で避難した家族が分断され人生が激変した人々がいます。決して福島を繰り返してはなりません。さらに、核廃棄物の始末は見通しが立っていません。１月１日の能登半島地震では、原発事故の恐怖と避難計画の破綻が明らかになりました。その後も、県内外で地震が相次ぎ、２月 26 日の肱川河口を震源とする地震、４月 17 日には宇和島の半島部の地下を震源とした豊後水道地震、８月８日には南海トラフ地震に関する巨大地震注意が発出された日向灘地震が起こりました。地震等による原発事故で放射能の放出が起きてしまうと実質、その解消、回復はできず憲法 13 条につながる住民の人格権が侵害されます。そうであるだけに、人間は地震をとめることはできないが、原発は止められることを思い起こすべきです。住民も自治体も、今という時代を構成する全ての私たちは現在はもとより、将来ここに暮らす人々の恐怖と不安を取り除く責任と権利があると考えます。以上の趣旨によって、私たちは下記のことを請願いたします。

一、住民の憲法 13 条に規定される「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「愛媛県知事に四国電力伊方原子力発電所稼働同意の撤回を求める議会決議」を行い、その旨を知事に伝えること。

ぜひ、西予市議会の議員の皆様にも、この請願の趣旨に賛同していただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○井関議長

以上で討論を終結といたします。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　15時２分）

○井関議長

再開いたします。（再開　15時15分）

これより、議案第 95 号から議案第 122 号まで及び請願第４号の29件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室承認画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○井関議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 95 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 95 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を決定いたします。

議案第 95 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 96 号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 96 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 97 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 98 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を決定いたします。

議案第 98 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 99 号「西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 99 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 100 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 101 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 101 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 102 号「西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 102 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 102 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 103 号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 103 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 104 号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 104 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第104号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第105号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第105号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第105号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第106号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第106号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第107号「西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第107号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第108号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第108号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第109号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第109号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第110号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第110号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第111号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第111号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第112号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市立野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について」採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第112号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第113号「西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第113号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第114号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第114号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第115号「愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第115号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第116号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第116号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第117号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第117号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第118号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第118号は原案のとおり賛成することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第118号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第119号「令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第119号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第120号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第３号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第120号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案121号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第121号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第122号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第122号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、請願第４号「住民の『生存権』「幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める議決』に関する請願」を採決いたします。

本案に対する委員長報告では不採択であります。

お諮りいたします。

請願第４号は原案のとおり採決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成少数によって不採択となりました。

（日程３）

○井関議長

次に、日程第３、議案第123号「損害賠償請求事件に関する和解について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第123号「損害賠償請求事件に関する和解について」提案理由の御説明を申し上げます。

消防本部では電波法の改正に伴い消防救急無線のデジタル化が必要となったため、平成25年度に西予市消防救急デジタル無線設備整備工事の入札を実施し、四電エンジニアリング株式会社松山支店が３億2109万円で落札し工事請負契約を結びました。受注者は株式会社富士通ゼネラル社製の無線機を用いて工事を完成させ平成26年３月に受渡しをしております。

それから、３年後の平成29年２月に公正取引委員会が株式会社富士通ゼネラルを含む、消防救急デジタル無線製造販売業者５社に対して、独占禁止法に違反する行為があったとして行政処分を科し、本年３月にその処分が決定しました。この違法行為により、西予市が被った損害の回復について関係者と協議した結果、株式会社富士通ゼネラルが西予市に賠償金1684万4000円を支払う和解の提案がありましたので、和解契約書を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第123号は会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第123号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第123号「損害賠償請求事件に

関する和解について」を採決いたします。
この採決は採決システムを用いて行います。
議員各位に申し上げます。
お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。
全員の入室を確認いたしました。
お諮りいたします。
議案第123号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。
〔表決システムのボタンを押す〕
○井関議長
採決を確定いたします。
賛成全員によって可決となりました。
（日程４）
○井関議長
次に、日程第４、議案第124号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第127号「西予市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの４件を一括議題といたします。
理事者の説明を求めます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
山住総務部長。
〔山住総務部長登壇〕
○山住総務部長
議案第124号「西予職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第125号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第126号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第127号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。
今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じまして、それぞれの条例の一部を改正するものであります。
主な改正内容でございますが、職員の月例給につきまして、民間給与との格差を解消するため若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げを行うものでございます。現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定し、令和６年４月１日に遡って適用させるもので、平均改定率は3.19％となっております。また、賞与につきましても、民間の支給状況見合うよう期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分し、年間0.1月分引上げを行うものであります。
今回の改正では、令和６年度の12月支給割合を期末手当0.05月分引上げ1.275月分、勤勉手当を0.05月分引上げ1.075月分とし、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.6月分としております。令和７年度以降におきましては、６月期と12月期に振り分け、年間で期末手当が2.5月分、勤勉手当が2.1月分といたしております。
また、市の特別職、議会議員の給与、報酬につきましても国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間で0.05月分引上げを行うものでございます。会計年度任用職員の給与につきましても県に準じ、給料につきましては正職員と同様に令和６年４月１日に遡って適用させ、期末・勤勉手当についても年間で各0.05月分の引上げを行います。さらに、現行の職員給料表の改定に合わせまして、任期付職員の給料表につきましても改定を行うものでございます。
以上４議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。
○井関議長
理事者の説明は終わりました。
これより本案４件に対する一括質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕
○井関議長
以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。
議案第124号から議案第127号までの４件は、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
異議なしと認め、議案第124号から議案第127号までの４件は委員会付託を省略することに決定いたしました。
討論ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔１番まつもとみき議員登壇〕

○１番まつもとみき議員

議案第125号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第126号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

個人的には身を切る改革というのは好きではありません。いただいた分はしっかり働いてお返ししていけばいいと思っております。ですが、この財政が厳しいときにその組織のトップの賞与を上げる。また市民に影響があるかもしれない財政状況の中で、市民から選ばれた私たちの賞与が上がるということは、0.05 カ月と僅かとはいえ、私にとっては大変受入れがたいなと思っております。

以上の理由により第125号、第126号の２議案に対して反対討論といたします。

○井関議長

ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第124号から議案第127号までの４件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第124号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第124号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第124号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第125号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第125号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第126号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第126号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第127号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第127号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

（日程５）

○井関議長

次に、日程第５、議案第128号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第８号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第128号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第８号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

その前に、今議会初日にお伝えいたしました国の総合経済対策については、関連予算が 12 月 17 日に成立いたしました。その中で低所得者世帯への支援については、住民税非課税世帯１世帯当たり３万円を目安とした給付金とともに、同世帯のうち子育て世帯については、子ども１人当たり２万円を加算し支給するものでありますが、２月からの支給に向けて準備を進めているところであります。また、生活者及び事業者支援については、現在、各部署からの提案事業を取りまとめている段階であり、１月中旬には、今、本市内で必要とする効果的な事業を選定し、速やかに予算化するよう努めてまいりますので、改めまして、議員の皆様の御理解、御協力をお願いを申し上げます。

さて、今回の補正予算案は、人事院勧告及び各種手当等の支給実績に基づく人件費の調整をはじめ社会福祉法人に対する運営支援費、特別会計及び公営企業会計への繰出金等を計上するものであります。

この主な内容でありますが、予算書の款別に御説明申し上げます。

民生費では、社会福祉協議会運営補助事業において、社会福祉法で地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられております西予市社会福祉協議会について、地域福祉サービスを提供する上で必要となる経費として、西予市社会福祉法人の助成に関する条例の規定に基づき、同協議会の人件費、運営費及び事業費に対して補助金を交付しております。今回、人事院勧告に伴い給与改定します本市に準じて、同協議会も給与改定をされることにより、補助金に不足が生じるため 262 万 4000 円を増額計上するものであります。

また、介護保険特別会計繰出事業においては、人事院勧告に伴う給与改定により、会計年度任用職員を含む職員給与費分 289 万 5000 円を増額するとともに、西予市社会福祉協議会に委託しています包括的支援事業の業務委託料において、委託料を精算する項目の一つである人件費の上昇により 116 万 2000 円を増額し、繰出金として合計 405 万 7000 円を計上するものであります。

衛生費では、西予市民病院事業会計繰出事業において、人事院勧告に伴う人件費の調整分として、負担金 5894 万 2000 円を計上いたしております。今回の人事院勧告に伴う給与改定の影響額は、全会計を合計しますと３億 5221 万 5000 円であります。

これらの財源につきましては、雑入及び財政調整基金繰入金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 2103 万 4000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 318 億 9114 万 5000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 128 号は会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 128 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第128号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第８号）」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第128号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

（日程６）

○井関議長

次に、日程第６、議案第129号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第136号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）」までの８件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第129号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」について提案理由の御説明を申し上げます。診療施設勘定について御説明いたします。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ241万9000円を増額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を１億1149万2000円と定めるものであります。

続きまして、議案第130号「令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ70万円を増額し、歳入歳出予算の総額を８億4586万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第131号「令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第４号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費並びに同勧告の影響から変動が生じる地域包括支援センターに係る人件費及び実績に基づく事業費の調整により、委託料を増額するものでございます。あわせて、国庫支出金、県支出金、繰入金の増額を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ893万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を65億3520万9000円と定めるものであります。

以上３議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第132号「令和６年度西予市水道事業会計補正予算（第２号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。これによりまして、既決いただいております収益的支出に、人件費242万7000円を増額し、総額を７億7878万4000円といたしております。また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についても補正を行っております。

続きまして、議案第133号「令和６年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第１号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。これによりまして、既決いただいております収益的収入及び支出にそれぞれ35万8000円増額し、収益的収入の総額を１億3233万2000円とし、収益的支出の総額を１億3943万2000円といたしております。また、今回の補正に伴いまして、第３条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第４条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第134号「令和６年度西予市

下水道事業会計補正予算（第４号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。これによりまして、第２条の収益的収入及び支出につきましては、収益的収入を 71 万 2000 円増額して、総額を８億 8795 万円とし、収益的支出を 71 万 2000 円増額して、総額を 10 億 2538 万 9000 円といたしております。第３条の資本的支出の補正につきましては、資本的支出を 26 万 6000 円増額して、総額を４億 5261 万 2000 円といたしております。また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

以上３議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第 135 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

第２条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入では、一般会計補助金を 5894 万 2000 円増額し、総額を 44 億 6615 万 6000 円とし、収益的支出では 8937 万 9000 円増額し、総額を 50 億 5483 万 9000 円といたしております。第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第４条の他会計からの補助金の補正についても表のとおり改めております。

続きまして、議案第 136 号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。これによりまして、第２条の収益的支出の施設事業費用に、人件費 696 万 4000 円を増額し、総額を６億 9187 万 4000 円といたしております。また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費についても改めております。

以上２議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより、本案８件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 129 号から議案第 136 号までの８件は、会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 129 号から議案第 136 号までの８件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより議案第 129 号から議案第 136 号までの８件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 129 号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 129 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第130号「令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第130号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第131号「令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第４号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第131号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第131号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第132号「令和６年度西予市水道事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第132号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第133号「令和６年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第133号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第134号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第４号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第134号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第134号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第135号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第135号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第136号「令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第136号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

（日程７）

○井関議長

次に、日程第７、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和６年第４回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12 月３日から本日まで 18 日間にわたる会期の中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例改正及び廃止、指定管理者の指定、補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。議員の皆様におかれましては熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

今議会において関係条例改正の議決をいただいたところですが、市民病院、野村病院、つくし苑の３施設は、来年４月１日から、地域医療振興協会の指定管理による運営が始まります。今週、３施設の職員に対し、処遇等の説明会を行ったところで、協会からも年明け１月中旬頃には、診療体制もおおむね固まるとの説明を受けているところであり、これから最終的な準備作業に入ります。当市の医療福祉の現状が非常に厳しいことは、これまでもお伝えをしてきたところですが、改めて議員の皆様、そして市民の皆様に御理解をいただきたいのは、病院経営、特に地方の公立病院においては、コロナ禍を経て一層の厳しさが増しており、今までどおりの運営方法では立ちいかない状況にあるという現実です。全国的にも医療福祉を取り巻く環境は非常に厳しく、国内に 42 ある国立大学病院のうち、32 病院が 2024 年度に経営赤字に陥る見込みです。国立大学病院全体の経常収支は 2023 年度は速報値で 60 億円の赤字、2024 年度の赤字は 235 億円に達すると見られています。医師の働き方改革、各種の働き方改革などによる人件費の増大、光熱水費の上昇に加え人口減少と受診控えも進み、患者の減少傾向もあり収益悪化に追い打ちをかけております。本市におきましてもこれと同様、あるいはこれ以上に厳しい状況であります。今後も人口減少による患者の減少が見込まれる中、医療介護人材の確保はもちろん医療機器や設備などの更新など、さらなる投資、財政支援が必要となってまいります。こうした多くの課題に対応するためには、これまで以上に運営を見直し、効率的で効果的な運営方法と組織体制の構築が必要になります。そして、それができるのは３施設の運営を束ねる地域医療振興協会しかないと判断するところであります。市民の皆様、議員の皆様、そして関係職員の皆様には大変な御負担や御心配をおかけいたしますが、本市において将来にわたり安定した地域医療福祉を提供できる環境を維持するためには、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年末が近づく中で、今年の市内の子どもたちの挑戦する話題を見聞きする機会が多いように感じております。

11 月にちぬやパークで開催された市内高校生によるグルメイベント夢のおにぎり大集合では、地元産品を持ち、創意工夫を凝らした料理コンテストが開催され、商品化にも挑戦されているとのこと。また、野村小の児童６人は、７月に開催された全国小・中学校箏曲コンクールで難しい曲に挑戦し、見事最高賞の金賞を受賞されました。こうした、次の世代を担う若い力が果敢に挑戦する姿に触れるたびに、この西予市をしっかりと次の世代へつなげなければいけない。大きな壁を前にしても、常に挑戦する姿勢で、西予市のまちづくりを進めていかなければならないと気持ちを新たにするところであります。

今年は選挙の年で、私も議員各位におかれましても、新たな任期をスタートする節目の年であったかと思います。

来年のは巳であります。巳年は復活と再生を意味し、新しいことが始まる年と言われています。そして、これまでの成果が実を結ぶ年にしたいと思います。

今年も残すところ 10 日余りとなります。日を追うごとに険しさを感じるようになりますが、また、ここ数日は強い寒波の影響もあり、一段と寒さが厳しくなってまいりました。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、穏やかに新しい年を迎えられることを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

１年間誠にありがとうございました。

○井関議長

これをもって、令和６年度第４回西予市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

散会　午後４時16分

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　宇都宮　俊文

同　　議員　　酒井　宇之吉

同　　議員　　まつもと　みき

付　　録

令和６年第４回西予市議会定例会会期日程表

会期12月３日（火）～12月20日（金）　　（会期18日間）

月　　日	曜日	日　　程	備　　考
12月３日	火	本会議（開会）	・行政報告会（午前９時開会） ・全員協議会 ・理事者提案理由説明 ・各委員会協議会
12月４日	水	休　　会	
12月５日	木	休　　会	
12月６日	金	休　　会	・質疑通告〆切
12月７日	土	休　　会	
12月８日	日	休　　会	
12月９日	月	本　会　議	・一般質問 ・全員協議会
12月10日	火	本　会　議	・一般質問
12月11日	水	本　会　議	・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・行政報告会 ・全員協議会
		特別委員会	・特別委員会付託議案審査
12月12日	木	常任委員会	
12月13日	金	常任委員会	
12月14日	土	休　　会	
12月15日	日	休　　会	
12月16日	月	休　　会	
12月17日	火	休　　会	
12月18日	水	休　　会	・討論通告〆切
12月19日	木	休　　会	
12月20日	金	本会議（閉会）	・全員協議会（午前11時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和６年第４回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
議案第　95号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　96号	西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　97号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　98号	西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　99号	西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　100号	西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　101号	西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　102号	西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　103号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　104号	西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　105号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　106号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　107号	西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　108号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　109号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　110号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　111号	西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について	06.12.20	原案可決
議案第　112号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について	06.12.20	原案可決
議案第　113号	西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について	06.12.20	原案可決
議案第　114号	南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	06.12.20	原案可決
議案第　115号	愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について	06.12.20	原案可決
議案第　116号	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について	06.12.20	原案可決

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
議案第　117号	令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)	06.12.20	原案可決
議案第　118号	令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)	06.12.20	原案可決
議案第　119号	令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)	06.12.20	原案可決
議案第　120号	令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第３号)	06.12.20	原案可決
議案第　121号	令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)	06.12.20	原案可決
議案第　122号	令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第１号)	06.12.20	原案可決
議案第　123号	損害賠償請求事件に関する和解について	06.12.20	原案可決
議案第　124号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　125号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　126号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　127号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	06.12.20	原案可決
議案第　128号	令和６年度西予市一般会計補正予算(第８号)	06.12.20	原案可決
議案第　129号	令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第３号)	06.12.20	原案可決
議案第　130号	令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第３号)	06.12.20	原案可決
議案第　131号	令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第４号)	06.12.20	原案可決
議案第　132号	令和６年度西予市水道事業会計補正予算(第２号)	06.12.20	原案可決
議案第　133号	令和６年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第１号)	06.12.20	原案可決
議案第　134号	令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第４号)	06.12.20	原案可決
議案第　135号	令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第２号)	06.12.20	原案可決
議案第　136号	令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第２号)	06.12.20	原案可決
請願第　４号	住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」に関する請願書	06.12.20	不 採 択
報告第　18号	専決処分事項の報告について	06.12.03	報　　告
	議員派遣の件について	06.12.20	承　　認

諸　般　報　告　書

月　　日	出　席　者	行　　事　　名
12月４日	正　副　議　長	建設事業推進協議会
12月７日	議長・関係議員	養護老人ホーム三楽園落成式
12月９日	全　　議　　員	令和６年第４回定例会 一般質問
	関　係　議　員	議会運営委員会
12月10日	全　　議　　員	令和６年第４回定例会 一般質問
12月11日	全　　議　　員	令和６年第４回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全　　議　　員	全員協議会
	全　　議　　員	行政報告会
	関　係　議　員	西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会
12月12日	関　係　議　員	産業建設常任委員会
	関　係　議　員	総務常任委員会
12月13日	関　係　議　員	厚生常任委員会
12月19日	議　　長	八幡浜地区施設事務組合議会
	関　係　議　員	市民との意見交換会実行委員会
12月20日	関　係　議　員	議会だより編集委員会
	全　　議　　員	議員全員協議会
	全　　議　　員	行政報告会
	全　　議　　員	令和６年第４回定例会 閉会
12月24日	全　　議　　員	高校生と西予市議会との意見交換会(全体会)
12月26日	関　係　議　員	議会だより編集委員会
１月３日	全　　議　　員	令和７年西予市二十歳のつどい
１月６日	議　　長	西予市仕事始め式
	正　副　議　長	2025年 愛媛県年賀交歓会
１月８日	全　　議　　員	令和７年西予市年賀交歓会
１月11日	議　　長	大洲市合併20周年記念式典
１月12日	議　　長	西予市おイネ賞事業表彰式
１月20日	議　　長	徳島県三好市議会視察受入
１月21日	関　係　議　員	議会運営委員会
	議長・関係議員	西予市道路格付専門委員会
１月23日	議　　長	東京都あきる野市議会視察受入
	全　　議　　員	議員全員協議会
１月24日	議　　長	原子力規制委員会と地元自治体との意見交換
１月28日	議　　長	大分県臼杵市議会視察受入
１月29日	全　　議　　員	議員全員協議会
	全　　議　　員	令和７年第１回臨時会

月　　日	出　席　者	行　　事　　名
１月30日	議長・関係議員	障害者支援施設野村育成園落成記念式典
	正　副　議　長	南予市議会議長会
２月２日	全　　議　　員	西予市消防出初式
２月５日	議　　長	全国市議会議長会評議員会
２月14日	関　係　議　員	議会だより編集研修
２月15日	議　　長	西予市宇和美術協会新春懇親会
２月17日	関　係　議　員	議会運営委員会
２月18日	議長・産建委員長	西予市農業再生協議会臨時総会
２月20日	関　係　議　員	議会運営委員会
	全　　議　　員	議会勉強会（西予市の財政状況について）
２月25日	全　　議　　員	議員全員協議会
	全　　議　　員	令和７年第１回定例会開会

令和６年12月12日

西予市議会議長
　井　関　　陽　一　様

総務常任委員会
委員長　　竹　﨑　　幸　仁

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第95号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第96号	西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第103号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第115号	愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について	原案可決
議案第116号	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について	原案可決
議案第117号	令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）	原案可決

令和６年12月13日

西予市議会議長
　井　関　　陽　一　様

厚生常任委員会
委員長　　中　村　　一　雅

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第97号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第104号	西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第113号	西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について	原案可決
議案第117号	令和６年度西予市一般会計補正予算(第７号)	原案可決
議案第118号	令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)	原案可決
議案第119号	令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第３号)	原案可決
議案第121号	令和６年度西予市病院事業会計補正予算(第１号)	原案可決

令和６年12月12日

西予市議会議長
　井　関　　陽　一　様

産業建設常任委員会
委員長　　兵　頭　　学

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第99号	西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第100号	西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第101号	西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第102号	西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第105号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第106号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第107号	西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第108号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第109号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第110号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第111号	西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第114号	南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決
議案第117号	令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）	原案可決
議案第120号	令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決

令和６年12月11日

西予市議会議長
　井　関　　陽　一　様

西予市立病院等の指定管理者制度
導入に関する調査特別委員会
委員長　　源　　正　樹

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第98号	西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第112号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について	原案可決
議案第121号	令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第122号	令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）	原案可決

令和６年12月12日

西予市議会
　議長　井　関　　陽　一　様

総務常任委員会
委員長　　竹　﨑　　幸　仁

請　願　等　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
請願第４号	住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」に関する請願書	不 採 択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第95号　西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第96号　西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第103号　西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

議案第115号　愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

議案第116号　愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

請願第４号　住民の「生存権」「幸福追求権」が侵害されないよう、「知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議」に関する請願書

以上６議案については、原案可決決定した。

また、請願１件については、不採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第96号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」では、光熱費等の高騰により、施設維持経費が増加し、経営を圧迫している西予市宇和文化会館における基本使用料について、近隣の文化施設の使用料及び光熱水費を参考に見直しを行うとの説明があった。委員からは、料金改定の詳細と今後の利用者数への影響について質疑があり、西予市宇和文化会館における光熱水費を平成30年度と令和５年度で比較したところ約1.4倍になっており、増加した割合をそのまま基本使用料に反映させた場合、近隣市の文化施設より高価となったため、超えない範囲の1.3倍とした。利用者数については、令和５年度1万4,925名であり、会社や団体、サークルでの習い事などによる利用がほとんどである。基本使用料の値上げにより影響があると考えられる個人利用者数は162名と少数であり、利用者数の大きな減少には繋がらないのではないかと考えているとの答弁であった

議案第117号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」について、財政課所管分では、西予市民病院事業会計繰出事業における、繰出金の詳細な内容についての質疑があり、4億3834万9000円の内、繰出基準に基づく増額については、建設改良に要する経費、高度医療に要する経費、児童手当に要する経費が繰出基準に基づく金額となっている。その他の経費については、開設準備資金として9669万5000円、退職手当負担金分が8500万円、給与費の特別昇給分として165万円、経営改善に2億5000万円の内訳となっているとの答弁であった。

また、補正予算後の財政調整基金の残高について質疑があり、今回の補正予算編成後の残高は11億499万円であるとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、保健体育総務費庶務事業において、令和７年３月２日に宇和運動公園を会場とした瀬戸内シクロクロスシリーズ西予大会の開催を予定している。愛媛県が推進する自転車新文化における交流人口拡大や地域への経済効果などに期待しており、大会を運営するシクロクロス実行委員会への必要経費を計上しているとの説明であった。委員からは、来年度以降の大会開催

について質疑があり、今後も開催できればと考えているとの答弁であった。また、「サイクリングin四国西予ジオパーク」や「四国せいよ朝霧湖マラソン」のような自主運営はできないかとの質疑に対し、来年度以降は、大会参加者の参加料や協賛金などを募り、自主運営ができるように努力をしていきたいとの答弁であった。

政策推進課所管分では、おイネ賞事業において、基金を活用した今後の事業継続についての質疑があり、令和６年９月末での基金残額が、1278万1064円となっている。毎年、事業費として約200万円支出しているため、後６回ほど開催すれば基金が枯渇することになる。今後の事業実施については、厳しい財政状況等を踏まえ、内容や規模も含め検討していきたいとの答弁であった。

請願第４号「住民の『生存権』『幸福追求権』が侵害されないよう、『知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議』に関する請願書」については、原子力規制委員会で稼働可能と認定されている伊方原発を今止める必要はないのではないか。今、原発を止めて四国内の電力を賄うことができるのか、またそれを賄おうとするとＣＯ2排出量の増加を招くのではないか。現時点で、伊方原発の稼働を止めるということに対しては同意出来ないなどの理由から賛成少数により不採択と決した。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和６年12月20日

総務常任委員会
委員長　　竹﨑　幸仁

厚生常任委員会審査報告

【審査した議案】

議案第97号　西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第104号　西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第113号　西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について

議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）
（歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分）

議案第118号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第119号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第121号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）
（歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分）

以上７議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第97号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市三瓶老人憩の家について、建築から53年が経過し、老朽化が著しい状態のため、西予市公共施設個別施設計画に基づき協議を行った結果、市の方針と西予市三瓶老人憩の家の今後の在り方検討委員会の提言が同意見であったことから、本施設の機能を旧朝立ふれあいプラザへ移転し、令和７年４月から新たな施設で供用開始ができるよう作業を進めることとなり、西予市三瓶老人憩の家の位置を変更するための条例改正であるとの説明があった。

現在の老人憩の家の施設について、機能移転後の取り扱いについて質疑があり、除却については現在未定であり、跡地利用についても今後検討するように進めていきたいと考えているとの答弁であった。

議案第104号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」では、三瓶町にある「なごみかん」の指定管理期間の満了に伴い、指定管理者の公募を行い、現在の指定管理者である社会福祉法人西予総合福祉会を候補者として、所定の手続きを経て選定したと説明があった。

令和２年度から指定管理となり、今回初めての更新だが、指定管理初年度から委託料は無い形で行ってきており、光熱水費等、物価高の中で継続して経営することが可能かとの質疑があり、今回の選定においても、指定管理料ゼロを前提に公募をしているため、引き続き指定管理料ゼロで継続は可能と考えているとの答弁であった。

議案第117号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」について、福祉課所管分では、本年度福祉避難所として社会福祉法人が運営する２カ所の保育所を指定したことについて、どの保育所かとの質疑があり、うわまち未来こども園と三瓶ひまわりこども園の２園を指定したとの答弁であった。

議案第118号 「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」では、マイナ保険証の西予市の現状について質疑があり、後期高齢者医療の令和６年９月末時点の加入者数は9,231人に対し、マイナ保険証の登録者数が5,317人、登録率57.6％であり、全体の診療数のうちマイナ保険証によるオンライン利用件数は3,880件、利用状況は17.67％であった。国民健康保険の令和６年10月末時

点の加入者数は7,834人、マイナ保険証の登録者数が5,182人、登録率66.1％であり、全体の診療数のうちマイナ保険証によるオンライン利用件数は3,232件、利用状況は21.67％であるとの答弁であった。
議案第121号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」では、病院事業収益について、野村病院分の医業収入は市民病院と対比的にはもっと多かったと記憶するが、減少している原因について精査しているのかとの質疑があり、人口減少とともに患者数が減っていることの影響もあるが、ベッド数を60床に減らしていることから、入院患者数が大きく減少しており、その影響で以前より収益も減少しているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和６年12月20日

厚生常任委員会
委員長　　中村　一雅

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第99号　西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第100号　西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第101号　西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について
議案第102号　西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について
議案第105号　西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第106号　高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
議案第107号　西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について
議案第108号　西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第109号　西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第110号　西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第111号　西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について
議案第114号　南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
議案第117号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）
（歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分）
議案第120号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第３号）

以上14議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第105号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」では、生産原料について全て市内で生産されているのかとの質疑があり、原料はケールという農作物で、全部の生産面積は23.8ヘクタールであり、そのうち市内の生産面積が7.32ヘクタール、市外が16.5ヘクタールである。市外の生産地はＪＡ愛媛たいき、ＪＡ愛媛中央、鹿児島県志布志市であるとの答弁であった。

議案第111号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」では、議案第111号に限らず、議案第105号から議案第111号までの指定管理期間について３年としているが、ほぼ変更がないので指定管理期間を長くすることはできないかとの質疑があり、西予市公共施設等総合管理計画の中で譲渡の方針となっていることから、期間内に譲渡の方針に向けて協議を行っていくため、３年としているとの答弁であった。

議案第117号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第７号）」の建設課所管分では、市道朝立１号線改良事業について、増額となっている200万円の内訳について質疑があり、令和５年度からの繰越事業を継続して行っており、起点側から約37ｍを行っているが、その区間の舗装工事として追加発注を行いたいとの答弁であった。

経済振興課所管分では、町並み建造物修理・修景事業の内容について質疑があり、伝統的建造物ということで専門家が調査をしながら工事を進めていく中で、痕跡等により建具等の見直しが必要ということと、樋（とい）を銅製に変更することが望ましいということで、施主・審議委員と協議した

結果、見直しすることとなったための増額であるとの答弁であった。

林業課所管分では、有害鳥獣捕獲対策事業について、今年はイノシシ等の被害が本当に深刻で、農家が本業の合間に捕獲するとなると本業がやっていけないとうことがあり、捕獲で生計が成り立つように補助を増やせないか質疑があり、　　現在当市の補助額は近隣市町と同程度の額であるが、今後近隣市町の動向も見ながら検討して、要望等していきたいとの答弁であった。

農業水産課所管分では、漁協関係各種補助金事業について、水産業に対して市の補助体制が少ないと感じる、養殖業者に対しての支援は今後も前向きに進めてほしいとの意見があり、市の財政状況が厳しいところではあるが、担当課としては、現在の共済支援事業補助金及び稚魚の放流事業への支援など今後も要求していきたいとの答弁であった。

議案第120号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第３号）」では、令和７年４月に、農業集落排水から公共下水道へ統合することで、不要となる永長浄化センターと神野久浄化センターの維持管理費について質疑があり、永長の維持管理費が年間約235万円、神野久が年間約500万円であるが、そのうち継続使用する神野久のマンホールポンプは公共下水道事業で維持管理するとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和６年12月20日

産業建設常任委員会

委員長　　兵頭　　学

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第 98 号　西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 112 号　西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について

議案第 121 号　令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）
（歳入・歳出予算に関する西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会所管分）

議案第 122 号　令和６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）

以上、４議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」では、指定管理者での運営開始及び野村病院を無床にすることから影響が生じる条例等について必要な改正、所要の整備を行うものである。野村病院の名称を、西予市立野村診療所へ変更し、現在の９つの診療科を、平成 21 年度から休診している小児科、令和４年度から手術を行っていない麻酔科については廃止し、実情に合わせた７つの診療科とする。また、無床化に伴い、一般病床 60 床の項目を削除するとの説明があった。

議案第 121 号「令和６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）」についてでは、西予市民病院分の経費 9669 万 5000 円は、地域医療振興協会へ支払う開設準備費用であり、主な内容としては、開設準備室に、地域医療振興協会から派遣されている職員の人件費、また、不足する職員確保のための広告等の採用関係費用、令和７年４月から地域医療振興協会の運営がスムーズに移行できるよう職員の前倒し採用に関する人件費等との説明があった。

野村病院分では、病院から診療所になることで、施設基準や診療報酬などを診療所の基準に変更する必要があり、電子カルテのシステム改修のための委託料、野村病院に入院中の患者を西予市民病院へ搬送する必要があることや、今後、野村病院で使用しなくなる医療機器等を西予市民病院へ移設する可能性があることから、これらの移送費用を計上するとの説明があった。

委員からは、西予市民病院分の開設準備費用について次のような質疑があった。

まず、開設準備室職員数の質疑があり、職員数は４名であり、８月１日の開設時に地域医療振興協会の本部からの派遣職員が３名、その後、現地採用の臨時職員１名を雇用しているとの答弁であった。

次に、開設準備費用の詳細な内容について質疑があり、派遣職員の給与費約 2400 万円、職員の前倒し採用にかかる給与の経費として約 2300 万円、採用関係に関する広告費、事務所開設に伴う消耗品、備品購入費、車両リース料、また、協会へ移行した職員の意識統一として新調する職員のユニホームといった費用であるとの答弁であった。

以上、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会報告とする。

令和６年 12 月 20 日

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会
委員長　　源　　正樹